

目 次
第1号（3月11日）

出席及び欠席議員	1
職務のため議場に参加した者の職、氏名	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	5
議案第3号 令和7年度錦町一般会計予算	7
議案第4号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計予算	7
議案第5号 令和7年度錦町介護保険特別会計予算	7
議案第6号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計予算	7
議案第7号 令和7年度錦町水道事業会計予算	7
議案第8号 令和7年度錦町下水道事業会計予算	7
議案第9号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第8号）	12
議案第10号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	12
議案第11号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）	12
議案第12号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）	12
議案第13号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）	12
議案第14号 錦町債権管理条例	28
議案第15号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	29
議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	30
議案第17号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	31
議案第18号 錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	32
議案第19号 錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	34
議案第20号 錦町防災会議条例の一部を改正する条例	35
議案第21号 錦町消防団条例の一部を改正する条例	35
議案第22号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	36
議案第23号 錦町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	38
議案第24号 錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	39
議案第25号 錦町産業振興資金貸与基金条例の一部を改正する条例	40

議案第26号 錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例	41
議案第27号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第28号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第29号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第30号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第31号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第32号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第33号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第34号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第35号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第36号 錦町農業委員会委員の任命について	42
議案第37号 町道路線の廃止について	44
議案第38号 町道路線の認定について	44
議案第39号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	45
発議第1号 錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	47
報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について	47
陳情第1号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書	48
休会の件	48
散 会	49

第2号（3月17日）

出席及び欠席議員	51
職務のため議場に出席した者の職、氏名	51
説明のため出席した者の職、氏名	51
議事日程	52
本日の会議に付した事件	52
開 議	52
一般質問	52
2番 丸小野聖一君	52
6番 石松 まゆ子さん	60
4番 早田 和彦君	69
散 会	75

第3号（3月18日）

出席及び欠席議員	77
職務のため議場に出席した者の職、氏名	77
説明のため出席した者の職、氏名	77

議事日程	78
本日の会議に付した事件	78
開 議	78
一般質問	78
5番 吉田 眞二君	78
3番 梶原 誠二君	84
7番 竹田農利人君	91
散 会	97

第4号（3月19日）

出席及び欠席議員	99
職務のため議場に出席した者の職、氏名	99
説明のため出席した者の職、氏名	99
議事日程	100
本日の会議に付した事件	100
開 議	100
議案第3号 令和7年度錦町一般会計予算	100
議案第4号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計予算	100
議案第5号 令和7年度錦町介護保険特別会計予算	100
議案第6号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計予算	100
議案第7号 令和7年度錦町水道事業会計予算	100
議案第8号 令和7年度錦町下水道事業会計予算	100
陳情第1号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書	118
発委第1号 水俣病問題の早期解決を求める意見書の提出について	119
錦町選挙管理委員及び同補充員の選挙	120
議員派遣の件	120
委員会の閉会中の継続調査申し出について	120
閉 会	121
署 名	122

令和7年 第1回 錦町議会定例会議録 (第1号)

招集年月日	令和7年 3月11日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開会 散会	令和7年 3月11日 令和7年 3月11日	午前10時00分 午後 3時11分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
凡例	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
出 出席	4	〃 早 田 和 彦			
欠 欠席	5	〃 吉 田 眞 二			
公欠 公務欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	10	金 山 民 幸	11 高 田 孝 徳		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 課長	山 園 琢 磨	農林振興課 課長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	保険政策課 課長	吉 田 誠 二	地域整備課 課長	上 野 陽 一
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課 課長	吉 田 誠 二	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課 課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課 課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第3号 令和7年度錦町一般会計予算
- 日程第5 議案第4号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 令和7年度錦町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 令和7年度錦町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第8号 令和7年度錦町下水道事業会計予算
- 日程第10 議案第9号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第10号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第12号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第13号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第14号 錦町債権管理条例
- 日程第16 議案第15号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第18 議案第17号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 錦町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 錦町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 錦町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 錦町産業振興資金貸与基金条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第26号 錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第27号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第28号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第29号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第30号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第31号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第32号 錦町農業委員会委員の任命について

- 日程第34 議案第33号 錦町農業委員会委員の任命について
日程第35 議案第34号 錦町農業委員会委員の任命について
日程第36 議案第35号 錦町農業委員会委員の任命について
日程第37 議案第36号 錦町農業委員会委員の任命について
日程第38 議案第37号 町道路線の廃止について
日程第39 議案第38号 町道路線の認定について
日程第40 議案第39号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第41 発議第1号 錦町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
日程第42 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について
専第9号 和解及び損害賠償額の決定について
日程第43 陳情第1号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書
日程第44 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第3号 令和7年度錦町一般会計予算
日程第5 議案第4号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計予算
日程第6 議案第5号 令和7年度錦町介護保険特別会計予算
日程第7 議案第6号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8 議案第7号 令和7年度錦町水道事業会計予算
日程第9 議案第8号 令和7年度錦町下水道事業会計予算
日程第10 議案第9号 令和6年度錦町一般会計補正予算（第8号）
日程第11 議案第10号 令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第11号 令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第13 議案第12号 令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第14 議案第13号 令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第15 議案第14号 錦町債権管理条例
日程第16 議案第15号 錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第17 議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第18 議案第17号 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第19 議案第18号 錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第19号 錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第21 議案第20号 錦町防災会議条例の一部を改正する条例
日程第22 議案第21号 錦町消防団条例の一部を改正する条例

- 日程第23 議案第22号 錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 錦町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 錦町産業振興資金貸与基金条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第26号 錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第27号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第28号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第29号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第30号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第31号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第32号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第33号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第34号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第35号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第36号 錦町農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第37号 町道路線の廃止について
- 日程第39 議案第38号 町道路線の認定について
- 日程第40 議案第39号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第41 発議第1号 錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第42 報告第1号 議会の委任による専決処分^の報告について
専第9号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第43 陳情第1号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書
- 日程第44 休会の件

午前10時00分開会

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第1回錦町議会議定例会を開会し、直ちに開議いたします。

本日の日程は、お手元に配付してある日程表のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、10番、金山民幸議員、11番、高田孝徳議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 孝一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、去る3月4日に議会運営委員会を開催し、御協議を願っております。結果について御報告願います。議会運営委員長、岡田武志議員。

○議会運営委員長（岡田 武志君） おはようございます。議会運営委員長の岡田武志です。

去る3月4日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期については、次のとおり協議しましたので報告いたします。

会期は、令和7年3月11日火曜日から3月19日水曜日までの9日間です。11日火曜日は本会議、12日水曜日から14日金曜日は各常任委員会、15日土曜日から16日日曜日は休日のため休会、17日月曜日は各常任委員会の後本会議、18日火曜日、19日水曜日は本会議となります。なお、一般質問は17日月曜日及び18日火曜日に行います。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から19日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から19日までの9日間とすることに決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 孝一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お諮りします。報告の中で、字句、数字、その他文言整理を要するものがありましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、整理については、議長に委任することに決定いたしました。

まず、議長が報告します。諸般の報告。報告議員、荒川孝一。

1、組合等名、球磨郡議長会。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容（要点）。

（1）12月定例郡議長会議、日時、12月26日（木曜）午後3時30分、場所、ホテルサン人吉。

協議事項。1、球磨郡町村議会議長会と人吉市議会との合同研修について。2、令和6年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。

（2）球磨郡町村議会正副議長合同会議、日時、12月26日（木曜）午後4時15分、場所、ホテルサン人吉。

協議事項。1、第68回議長大会重点要望について。2、議員互助制度について。3、団体補償制度について。4、団体医療制度について。

（3）1月定例郡議長会議、日時、1月8日（水曜）午後3時、場所、球磨地域振興局寺町別館。

協議事項。球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。2、球磨郡町村議会議長会と人吉市議会との合同研修について。3、令和6年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。4、令和7年度球磨郡町村議会議長会一般会計予算（案）について。

（4）2月定例郡議長会議、日時、2月13日（木曜）午後3時、場所、球磨地域振興局寺町別館。

協議事項。1、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて。2、球磨郡町村議会議長会と人吉市議会と

の合同研修について。3、令和6年度熊本県町村議会議長会定期総会の開催について。

(5) 熊本県町村議会議長会第75回定期総会、日時、2月21日(金曜)午後3時30分、場所、ホテル熊本テールサ。

議事日程。第1、会議録署名人の指名。第2、報告第1号、会務報告。第3、認定第1号、令和5年度歳入歳出決算。第4、議案第1号、令和7年度事業計画及び歳入歳出予算。第5、議案第2号、要望。第6、議案第3号、宣言。第7、議案第4号、決議。第8、議案第5号、実行運動方法。

なお、この県総会において表彰がありました。

正副議長、在籍7年以上表彰として、金山前議長と私、荒川が表彰されました。

以上で、議長の報告を終わります。

次に、人吉球磨広域行政組合議員、吉田眞二議員。

○人吉球磨広域行政組合議員(吉田 眞二君) おはようございます。諸般の報告。報告議員、吉田眞二。

1、組合等名、人吉球磨広域行政組合。2、報告件名、下記のとおり。3、開催日及び場所、下記のとおり。4、内容(要点)。

(1) 令和6年第5回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日時、令和6年12月25日(水曜)午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、議案第8号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。日程第2、議案第9号、人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について。日程第3、議案第10号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算(第3号)。日程第4、議案第11号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正(第1号)。日程第5、委員会の閉会中の継続調査について。

(2) 令和7年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会、日時、令和7年2月27日(木曜)午前10時、場所、人吉球磨クリーンプラザ大会議室。

議事日程。日程第1、議席の指定。日程第2、会議録署名議員の指名。日程第3、会期の決定。日程第4、諸般の報告。日程第5、行政報告。日程第6、議案第1号、人吉球磨広域行政組合新ごみ処理施設建設検討委員会設置条例の制定について。日程第7、議案第2号、人吉球磨広域行政組合給与条例等の一部を改正する条例の制定について。日程第8、議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。日程第9、議案第4号、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を伴う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。日程第10、議案第5号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画基本構想の議会の議決に関する条例及び人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例を廃止する条例の制定について。日程第11、議案第6号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算(第4号)。日程第12、議案第7号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。日程第13、議案第8号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額。日程第14、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについて。

以上、人吉球磨広域行政組合の報告をいたします。

○議長(荒川 孝一君) 次に、人吉下球磨消防組合議員、竹田農利人議員。

○人吉下球磨消防組合議員(竹田農利人君) おはようございます。諸般の報告。報告議員、竹田農利人。

1、組合等名、人吉下球磨消防組合。2、報告件名、令和7年2月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会。3、開

催日及び場所、日時、令和7年2月28日（金曜日）午後3時、場所、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。4、内容（要点）。

議事日程。日程第1、会期の決定。日程第2、議事録署名者の議員の指名。日程第3、議案第1号、人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第5、議案第3号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第6、議案第4号、人吉下球磨消防組合特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第7、議案第5号、人吉下球磨消防組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。日程第8、議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。日程第9、議案第7号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第4号）について。日程第10、議案第8号、令和7年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について。

以上であります。

○議長（荒川 孝一君） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4、議案第3号令和7年度錦町一般会計予算から日程第9、議案第8号令和7年度錦町下水道事業会計予算までの6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） おはようございます。

本日、令和7年第1回錦町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中に、御出席を賜り誠にありがとうございました。

議長から発言の許可をいただきましたので、開会に当たり、町政に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年を振り返りますと、1月に発生した能登半島地震、全国各地で起こった線状降水帯等による大雨被害など激甚化する自然災害や、長引く物価高騰、加速化する少子高齢化など、地方を取り巻く状況はさらに厳しさを増した1年となりました。

また、国際情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻や中東地域における不安定な情勢が続く中、アメリカ合衆国においては新しい大統領が就任したことによって新たな展開を迎え、日本の経済や生活へ大きな影響を及ぼす可能性が懸念されております。

国内においても、衆議院議員総選挙により、15年ぶりに与党が過半数割れとなるなど大きな変化がございました。所得税控除額の引上げや年金改革など、住民の生活や地方自治体の運営に大きく影響するものであり、国における議論を注視しております。

本町の財政状況につきましては、これまでの経常経費の抑制や健全な財政運営の推進などの取組から一定の成果を上げてきましたが、新型コロナウイルス感染症や令和2年7月豪雨による大規模災害等への対応から、ここ数年、歳出決算額が80億円から90億円の規模となり、令和6年度においては、そのような対応も収束に向かいつつあり、3月補正予算で約70億円規模となっております。

本定例会において、令和7年度当初予算を提案いたしますが、地方債償還額も増加し、財政指標の上昇は避けられない状況にあり、今年度も財源の確保、経常経費削減、事業の選択と集中を行いながら、国と連動した少子高齢化対策、住民生活の安全安心の確保、公共施設の長寿命化対策など施策を講じてまいります。

以下、重点施策ごとに説明を申し上げます。

まず、本町の基幹産業であります農業の振興について申し上げます。

近年の社会情勢等による影響で、依然として資材、燃料が高止まりしている中、観測史上最も記録的な猛暑に見舞われ、高温による農作物の生育障害が発生するなど、収量、品質低下を招き情勢は厳しいものとなっております。

令和2年7月豪雨で被災した数々の農地、農業施設の災害復旧も令和6年度で全て完了し、今後は施設の安定した維持管理を図りながら、農業の経営環境を注視し、昨年改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき展開される各種施策を活用しながら、引き続き持続可能な農業の展開と農業者の経営安定及び継続対策を進めてまいります。

農業従事者の高齢化が進む中、担い手の確保につきましては、これまでどおり新規就農者への支援をはじめ、農地を誰がどう使っていくのかを明確化する地域計画の策定に伴い、今後も多様な担い手の育成、確保に取り組んでまいります。

また、高収益作物への転換による農家所得の向上やスマート農業の推進など労働力の軽減や低コスト化、収入保険の加入支援などにより、安定的で魅力ある農業の確立を進めてまいります。

畜産についても、和牛子牛の価格の低迷、さらには飼料価格の高止まり等、厳しい状況が続いております。畜産は地域循環型農業の要であり、今後とも関係機関と協力して、飼養管理技術の向上、低コストで高品質な子牛生産に努めると共に、繁殖雌牛導入事業及び自家保留牛助成事業を見直し、経営規模に応じた優良牛の確保に努め、より安定的な酪農経営を実現させるためさらなる支援を行います。

次に、林業の振興について申し上げます。

森林は様々な恩恵をもたらしてくれる不可欠な資源です。その資源の維持管理に重要な役割のある林道の早期復旧を進めながら、森林組合と連携の下、森林経営計画制度を活用した町有林の適正管理、森林環境譲与税を活用した私有林及びライフラインの整備、また誘致企業である熊本錦グリーンパワーにおける未利用材の再利用を継続してまいります。

最後に、本町において、国が計画しております遊水地につきましては、国に対し住民及び耕作者の意見を踏まえた丁寧な説明による合意形成を図ると共に治水計画の再検討を要望しており、今後、国の対応及び動向についてしっかりと見極めてまいります。

商工業の振興、企業誘致、移住定住の促進について申し上げます。

商工業の振興につきましては、商工業後継者支援制度等により後継者の育成に努めると共に、起業家等に対する補助等を継続し、活性化を推進してまいります。

次に、企業誘致につきましては、既存誘致企業の活動支援を引き続き行い、残り1部屋となっております就業センター内サテライトオフィスの活用をPRしてまいります。また、世界最大級の半導体製造会社が昨年度から県央で稼働したことによる人材のさらなる流出が懸念されますので、人材確保の観点からも誘致活動を強化し、誘致目標達成

に向け展開してまいります。

さらに、移住定住の促進につきましては、一昨年度リニューアルしたホームページなどを通じて周知を図ると共に、令和4年10月に開始しました「ふるさと住民票」制度を活用し、交流イベント「にしき会」を開催することにより町の魅力発信等行いながら、関係人口の創出に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、本町の振興のための貴重な財源であることから、取組をさらに強化し寄附額の確保に努めると共に、企業版ふるさと納税についても取り組んでまいります。

観光面につきましては、人吉海軍航空基地資料館が令和3年3月にリニューアルオープンし、周辺環境整備を進めてまいりましたが、令和4年度に松根油乾溜作業所保存工事を完了し、さらには資料館周辺に建設されましたゼンカイミート、錦バイオマス発電所も順調に稼働していることから、連携を強化し、修学旅行及び団体旅行の誘客につながるよう、また平和についての学びの拠点及び観光拠点として役割を果たしてまいります。

福祉施策の推進について申し上げます。

全国的に進む少子高齢化は、医療や介護、年金といった持続可能な社会保障制度を確立していくうえで、極めて重要な問題となっています。本町でも子育て世代への支援は最も重要な行政課題であり、子宝祝い金制度、子ども医療費助成、幼児教育・保育の無償化及び副食費の無償化等を継続し、子どもを安心して育てられる環境づくりを進めてまいります。

障がい者福祉施策は、「錦町障がい福祉計画」等に基づき、地元地域で自立した生活を送ることができるよう支援を図ってまいります。

高齢者施策については、「第9期介護保険事業計画」に基づいて、健康寿命の延伸に向けて一人ひとりが意識していただき、元気で自立した生活を送り、心身共に健康でいられるよう、介護予防教室やいきいき百歳体操をプログラムとした地域での通いの場等を充実させ、認定者数の増加を抑制できるよう介護予防事業を展開してまいります。

また、「共に支え助け合う、暮らしやすい社会」の実現に向け、洗濯、掃除、ゴミ出しなどのちょっとした困り事を解決する有償ボランティア事業に取り組んでまいります。

健康の保持増進について申し上げます。

本町の国保医療費及び介護サービス費は依然として増加傾向にあります。

その要因は、生活習慣病の重症化による入院費等の増によるものです。生活習慣病の早期発見・予防には健診が重要であり、健診を継続的に受けていただくことが健康の保持増進の第一歩と考えますので、健診未受診者の受診勧奨を行いながら、受診後の保健指導を徹底してまいります。

また、これまで町が委託した医療機関のみとしていた国民健康保険人間ドック費用助成は、他の医療機関等で受診した場合も助成対象とし、被保険者の受診機会の確保に努めてまいります。

高齢者の保健指導と介護予防事業の一体的実施事業によるフレイル予防や訪問指導を充実させると共に、休日健診や施設健診など健診機会の拡充や、中学生健診・19歳からの基本健診の取組により、より多くの町民の皆さんに受診していただける体制づくりに努めてまいります。

今後も町民一人ひとりが自分の健康は、自分で守るという意識を持つことが大事でありますので、引き続き町民の健康意識の醸成を図ってまいります。

教育の振興について申し上げます。

まずは、学校教育についてでございます。

子どもは未来を担う地域の宝であり、地域創生の活力の源でもあることから、地域に誇りを持ち心豊かに逞しく育

てるため、外国語教育と伝統や文化に関するふるさと教育の充実に努めているところでございます。

令和5年度から、時間的・金銭的な子育て世帯の負担軽減を図り、より多く子どもたちに学習環境を提供するため、町営塾「にしき未来塾」を開設し、英語検定受験のための学習会を開催しており、今年度も継続してまいります。政府目標の中学生英検3級合格50%以上を達成するため、英語力の向上、学習の習慣化に努めてまいります。

また、令和4年度から外国語指導助手を4人体制にし、日常会話を中心としたコミュニケーション能力の向上を図っており、継続してこれからの国際化社会に対応できる人材の育成に努めてまいります。

GIGAスクール事業については、1人1台のタブレット整備が完了してから5年が経過し、ハード・OSの更新が必要なことから、新たにタブレットの切替更新を行い、児童生徒及び教職員がより積極的に活用できるよう令和7年度において取り組んでまいります。

令和5年度から取り組んでいるプログラミング教育については、プログラミング教材を配布し、小学生全学年で活用しており、プログラミング的思考の醸成と情報化社会に対応できる児童生徒の育成に取り組んでまいります。

小中学校全児童生徒を対象とした給食費補助は、昨年に引き続き全額を補助する無償化とします。

従来から実施しております就学援助費助成に加え、一昨年から取り組んだ入学祝い金支給や修学旅行費補助についても、子育て支援及び保護者の負担軽減策として継続してまいります。今後においても一層力を入れ、実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

町民全てが「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町」を目指して、生涯学習を推進しながら、人権教育の充実とさらなる啓発を図ってまいります。

町図書館につきましては、利用者が減少する中ではありますが、移動図書館を更新し、巡回箇所を増加して運用しております。今後も移動図書館のさらなる利用啓発に努め、住民サービスを図ってまいります。

社会体育については、高齢化や少子化に伴い、近年参加が難しい分館もあることに鑑み、昨年、行事の集約化を行い、分館対抗球技大会として開催したところ、全分館から参加を得て実施できたことから、今後においても各種スポーツ行事を工夫改善しながら、軽スポーツやシニアスポーツを取り入れながら地域の連携と生涯スポーツの推進に努めてまいります。

消防・防災体制の整備について申し上げます。

町の地域防災計画に基づき、消防本部・消防団・自主防災組織など関係機関との連携や、災害・火災時において的確な行動等できるようにするため、引き続き防災訓練、消防訓練を実施いたします。昨年度は、町政座談会の折に、マイタイムラインの作成について研修をさせていただきました。被災をしないためには、自らの先入観や感覚で避難するのではなく、気象台の気象情報や、町からの避難指示等の発令に合わせて、計画的に避難することで、パニックに陥らず冷静に対応できます。

今年度は、さらに自主防災組織の活動を活発にすべく、4月20日に防災訓練を実施し、地区で訓練を計画していただき実施することとしております。

今後も訓練など実施しながら、災害時における対応力向上、各団体との連携・協力体制を構築してまいります。

また、地域防災の要である消防団につきましては、人口の減少に伴い入団する若年層の減少は避けられない現実にあります。今後も機能別消防団員、女性消防団員の募集を継続すると共に、団員の身分補償の充実も図ってまいります。

社会資本の整備について申し上げます。

令和2年7月豪雨の災害復旧事業については、水無川橋復旧工事の竣工をもって全て完了することとなりました。被災から4年7ヶ月の長期間にわたり、全面通行止めに御協力いただいた方々に対しまして、お礼申し上げます。日常生活を取り戻した今後においては、減災を目的とした町管理河川の浚渫をはじめ、道路につきましては、公共土木施設整備・維持補修の優先順位判定基準に基づき、事業を計画的・効率的に進め、橋梁については、近接目視による点検結果に基づき補強・修繕を行い、社会インフラの機能保全と維持管理の徹底に努めてまいります。また、国の代行業で行われている球磨大橋架設については、現在、下部工工事が施工中であり、併せて熊本県が実施する橋梁前後の取付道路については、用地交渉及び建物調査が進められているところでございます。今後におきましても、早期完成に向け引き続き国・県に要望してまいります。

全国的に問題となっている児童生徒が通学途中に車に巻き込まれる悲惨な事故が多発していることを受け、本町においても交通弱者である児童生徒や高齢者の安全確保に向けた取組を関係機関と連携を取りながら進めてまいります。

水道事業については、令和5年度に策定したアセットマネジメントに基づき、合理的かつ持続可能な経営ができるよう経費の節減に努めると共に、第1段階として、令和8年度の料金改定に向け議会をはじめ住民の皆様に対し、水道事業の現状及び料金改定の必要性について、町の広報誌等を活用しながら丁寧な説明をしてまいります。また、今後の施設更新を見据えた基金の確保のため、適正な料金体制の確立と町水道への加入促進を図り、より安定的な料金収入の確保及び経営体制の整備を進めてまいります。

下水道事業については、企業会計2年目となる今年度においても、さらなる経営安定化及び施設の長寿命化計画の策定など、体制整備の強化に努めてまいります。

下水道区域外においては、引き続き浄化槽設置への取組を積極的に行い、生活排水環境の整備を図ってまいります。

公営住宅につきましては、建築から40年が経過した住宅が多数あることから、用途廃止となった空き家の解体のほか、長寿命化計画に基づいた外壁改修、屋上防水及び排水設備の水洗化など住宅の維持管理・改善事業を計画的に進め、住環境の整備を図ってまいります。

住宅リフォーム補助制度につきましては、地域経済の活性化と居住環境の向上に大きく寄与しており、今後も実施してまいります。

以上、所信を述べさせていただきました。

引き続き、令和7年度各会計当初予算の概要について説明いたします。

まず、一般会計でございますが、本年度の予算総額は歳入歳出それぞれ、65億7,718万8,000円で、前年度予算に対し2,919万9,000円、0.4%の減でございます。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入歳出予算の総額は12億4,899万3,000円、前年度に対し7,500万円、5.7%減の計上であります。

次に、介護保険特別会計ですが、歳入歳出予算の総額は12億8,915万2,000円、前年度に対し3,173万円、2.5%増の計上であります。

次に、後期高齢者医療特別会計ですが、歳入歳出予算総額は1億7,538万5,000円、前年度に対し479万1,000円、2.8%増の計上でございます。

次に、水道事業会計ですが、まず収益的収支につきましては、水道料金を主な内容とする水道事業収益を2億8万9,000円、原水及び浄水費、配水及び給水費等の営業費用を主な内容とする水道事業費用を2億645万8,000円としております。

資本的収支につきましては、主に他会計負担金を内容とする資本的収入が9,618万1,000円、建設改良費、

企業債償還金を内容とする資本的支出を1億5,825万8,000円と定めております。

最後に、下水道事業会計ですが、収益的収支につきましては、下水道使用料、他会計補助金を主な内容とする下水道事業収益を2億2,950万5,000円、流域下水道維持管理負担金等の営業費用を主な内容とする下水道事業費用を2億3,077万2,000円としております。

資本的収支につきましては、主に企業債を内容とする資本的収入が1億95万9,000円、建設改良費、企業債償還金を内容とする資本的支出を1億6,983万2,000円と定めております。

以上、各会計の概要を説明申し上げましたが、令和7年は昭和100年の年に当たり、錦町においても合併70周年、町制施行60周年を迎える節目の年となります。

全国の出生数は過去最少の72万人となり、少子化は想定より早いペースで進んでおります。錦町においても令和6年の出生者は63人となり、10年前と比べるとおよそ半分の出生数となっております。

先人たちが築き上げてきた、誇りあるふるさと錦町を10年、100年、そしてその先の未来につなぐため、錦町の将来像である「人の和を大切にし、老いても安心して暮らせる町、若人に夢と希望が持てる町」の実現に向け、職員と共に全力を捧げてまいり所存でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査をお願いします。

なお、委員長報告及び質疑、採決は、19日に行います。

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

日程第14. 議案第13号

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、議案第9号令和6年度錦町一般会計補正予算（第8号）から日程第14、議案第13号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）までの5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第9号令和6年度錦町一般会計補正予算（第8号）、議案第10号令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第11号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第12号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第13号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）、以上5議案につきましては、令和6年度各会計の補正予算に関する案件でございます。

まず、一般会計補正予算（第8号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ887万8,000円を減額し、予算の総額を70億6,551万1,000円とする案件でございます。

補正の主なものは、ふるさと納税の減によるふるさと錦寄附金の減額、認定こども園への給付費ほか、各事業の確定に伴い事業費を調整する案件と繰越明許費の設定、債務負担行為、地方債及び一時借入金の補正でございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ817万円を追加し、予算の総額を13億4,322万7,000円とする案件でございます。

次に、介護保険特別会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万2,000円

を追加し、予算の総額を13億2,953万5,000円とする案件と債務負担行為の設定でございます。

次に、水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出の補正で、収入支出をそれぞれ182万円減額する案件と議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正でございます。

次に、下水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収支及び支出の補正で、収入を619万1,000円、支出を488万円それぞれ減額し、資本的収入及び支出の補正で収入を959万5,000円、支出を1,091万円それぞれ減額する案件のほか、企業債及び他会計からの補助金の補正でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） ここで10分ほど休憩します。休憩後は11時から開議します。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 一般会計から御説明いたします。

議案つづり5ページをお開きください。

一時借入金の補正ですが、第5条において、借入額の最高額に2億円を追加し7億円とするものです。年度末の一時的な現金不足を補うために増額するものです。

議案つづり10ページ、11ページをお願いします。

第2表繰越明許費ですが、翌年度へ繰越し予定の一般会計17の事業となります。事業名、繰越金額の順に読み上げて説明いたします。

1番目の錦町くま川鉄道経営安定化補助金災害復旧費732万6,000円は、令和2年7月豪雨で被災したくま川鉄道球磨川第四橋梁建設工事に伴う補助金で、関係機関との協議・調整に時間を要したこと、出水期の工事が行えなかったことなどから、年度内完了が見込めず繰り越すものです。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業、住民税非課税世帯分・子ども加算分2,065万6,000円ですが、年度内に給付完了が見込めないために繰り越すものです。

次の公有林整備事業補助事業1,883万9,000円、その次の公有林整備事業単独事業560万1,000円ですが、間伐材の搬出経路に用いる林道の災害復旧工事が豪雨の影響等により遅延し、搬出業務の着手が遅れたことにより、年度内完了が困難なため繰り越すものです。

次の町道松里永野線道路改良事業（松里工区）1,852万3,000円は、県が実施する交差点改良事業と一体的に実施する通学路安全対策事業ですが、県が実施する工事の完了時期が5月末となり、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次の町道松里永野線道路改良事業（永野工区）8,200万円は、橋梁下部工を新設する工事ですが、出水期の工事ができず、工期が確保できないため、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、町道下大鶴線道路改良事業3,020万円ですが、施設構造物の撤去に時間を要したこと、天候等により舗装工事が年度内での完了が困難になる可能性があることから繰り越すものです。

次の町道百太郎線道路改良事業3,550万5,000円ですが、用地交渉に不測の時間を要し工事発注が遅れたた

め標準工期が確保できず、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次の橋梁長寿命化計画事業橋梁点検鼠川第二橋岩波橋1,925万6,000円ですが、橋梁点検業務岩波橋補修工事については、令和7年度予算と合算し契約するため、鼠川第二橋補修工事については、出水期を避けるため、10月に契約を行い、標準工期が確保できないことから繰り越すものです。

次の町道高原線道路改良事業1,341万9,000円ですが、工事に必要なコンクリート製品の入荷が計画より遅れているため、年度内の完了が見込めないことから繰り越すものです。

次のページです。

町道平野線道路改良事業（平良工区）3,512万2,000円は、水路用コンクリート製品の入荷が遅れたことなどから、年度内の完了が見込めず繰り越すものです。

次に、町道平野線道路改良事業（平野工区）4,420万円ですが、国の補正予算を財源とした事業であることから、標準工期が確保できないため繰り越すものです。

次に、普通河川鼠川河川浚渫事業510万円ですが、同河川下流で施工している県発注工事との調整が必要となることから、年度内の完了が困難なため繰り越すものです。

次の住宅施設整備費1,843万円は、野間団地3号棟外壁等改修工事ですが、屋根及び外壁塗装について天候不順により日数を要するため、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次の町史編さん事業費錦町史第6巻データ入力印刷業務344万7,000円ですが、執筆原稿のデータ入力に日数を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越すものです。

次に、林業施設災害復旧費3,829万8,000円は、林道志戸内線横山大平線の災害復旧工事ですが、同一路線での工事箇所が多数あり長期の工期を要するため、年度内完了を見込めず繰り越すものです。

最後に、現年災害復旧費2,540万1,000円ですが、令和6年の7月豪雨及び8月の台風10号により被災した町道野間迫線、町道野間高原線、志戸内川の災害復旧事業ですが、用地取得において相続登記に期間を要し、年度内完了が困難なため繰り越すものです。

繰越明許費の説明は以上です。

次に、12ページをお開きください。

第3表債務負担行為11件です。期間はいずれも令和6年度から令和7年度です。事項限度額の順に読み上げて説明いたします。

まず、一番上から、議会だより印刷業務87万円は、年4回発行する議会だよりの印刷業務です。

次に、行政事務補助業務413万円は、行政事務補助として1人分の人材派遣委託料です。

次に、広報にしき印刷業務353万1,000円は、毎月発行する広報にしき及び行事予定表の印刷業務です。

次に、あいねっと放送用タブレット端末及びWi-Fiルーター購入861万9,000円は、タブレット端末及びWi-Fiルーター各100台の購入費です。

次に、歯科衛生士業務334万4,000円は、歯科衛生士1人分の人材派遣委託料です。

次に、ゴミ収集業務1,175万8,000円は、町内一円のゴミ収集業務委託料です。

次に、プラスチック製容器包装選別及び梱包業務79万2,000円です。

次に、生ゴミ処理業務348万5,000円は、生ゴミの収集処理業務になります。

次に、中学校教師用図書指導書購入業務400万円は、4年ごとに改定される教師用の図書指導書の購入費となります。

次に、外国青年派遣業務538万6,000円は、外国語の語学指導を行う語学指導助手1人分の業務委託料です。

次に、学校給食センター調理等業務4,040万3,000円は、学校給食調理及び配送業務委託料になります。

以上11件の業務につきましては、いずれも年度開始前に契約等を行いたいことから債務負担行為の設定を行うものです。

債務負担行為についての説明は以上です。

次のページをお願いします。

第4表地方債補正、変更が2件、廃止が1件です。

まず、変更分から御説明いたします。

道路整備事業公共事業等債は、起債の限度額を180万円減額し1億3,330万円とするものです。内容は、町道路線の道路改良事業の確定などに伴い、借入額を調整するものです。

次に、消防施設等整備事業緊急防災減災事業債は、起債の限度額を20万円減額し410万円とするものです。内容は、小型消防ポンプ購入の事業費確定に伴い借入額を減額するものです。

以上2件について、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであり、補正前と変更はありません。

次に、廃止分です。

農村地域防災減災事業公共事業等債は、起債の限度額を130万円とし借入額を予定しておりましたが、県営事業として実施される他の事業との調整に時間を要し、年度内の事業着手が困難となったことから、本町が負担する事業負担金が全額不要となったため、財源として予定していた地方債全額を廃止するものです。

以上で、第4表地方債補正についての説明を終わります。

次に、議案つづり18ページ、19ページをお願いします。

歳入から御説明いたしますが、5万円未満の補正につきましては、慣例により以降の各課長からの説明は原則として割愛させていただきますので、御了承をお願いします。

まず、総務課関係です。

10款1項1目1節地方特例交付金367万9,000円は、交付決定に伴う増額です。

次に、11款1項1目1節地方交付税6,331万4,000円は、補正予算所要額の財源として普通交付税を計上しております。

22ページ、23ページをお願いします。

中ほどです。15款2項4目8節防災安全社会資本整備交付金、減額の59万3,000円は、ブロック塀住宅耐震に係る補助金ですが、事業費の確定による減額です。

次に、下段です。3項1目4節衆議院議員選挙委託金、減額の130万6,000円につきましては、事業費の確定によるものです。

次のページをお願いします。

下段です。16款2項1目3節生活交通維持活性化総合交付金19万3,000円は、バス運行に対する補助金ですが、交付決定によるものです。

次のページをお願いします。

中段です。17款1項2目1節利子及び配当金382万9,000円のうち主なものとしまして、財政調整基金利子226万4,000円、減債基金利子56万5,000円、公共施設整備基金利子95万8,000円です。

次、その下です。2項1目1節土地売却収入15万1,000円は、町有地里道1ヶ所の売却収入になります。

次のページをお願いします。

下段です。2 1 款 4 項 1 目 1 節 雑入 5 4 4 万 2, 0 0 0 円のうち総務課関係としまして、公有建物災害共済金 4 9 3 万円は、道の駅農産物直売所落雷被害による共済金です。

次に、市町村振興協会市町村交付金 3 9 万円は、宝くじの収益金を財源として交付されるものです。

次に、1 つ飛びまして、4 目 1 節 デジタル基盤改革支援補助金 2 6 0 万円は、地方公共団体情報システム標準化・共通化に係る補助金で、交付決定によるものです。

次のページ、2 2 款 町債につきましては、第 4 表 地方債補正で御説明したとおりです。

次に、3 2 ページ、3 3 ページをお願いします。

歳出です。歳入と同様 5 万円未満の補正につきましては、以降の各課長からの説明は割愛させていただきますので、御了承をお願いします。

上からです。1 款 1 項 1 目 議会費 1 0 節 需用費、減額の 3 2 万円、1 1 節 役員費、減額の 5 6 万 4, 0 0 0 円は、議会だより印刷製本及び会議録調整手数料の不用見込額の減です。

次に、2 款 1 項 1 目 一般管理費 3 節 職員手当等 3 8 万円は、総務課職員の時間外手当で、今後の所要見込額を計上しております。

次に、1 8 節 負担金補助及び交付金 2 7 0 万 8, 0 0 0 円のうち、地方バス運行等特別対策補助金、減額の 1 5 2 万 7, 0 0 0 円は、交付額の確定によるものです。

次に、くま川鉄道経営安定化事業補助金 4 2 3 万 5, 0 0 0 円は、施設整備に係る補助金で、所要額の確定に伴う増額になります。

次に、5 目 財産管理費 1 3 節 使用料及び賃借料 1 4 万円は、複写機リース料等の不足見込額。1 4 節 工事請負費、減額の 3 4 万 6, 0 0 0 円は執行残になります。

次に、9 目 財政調整基金費 2 4 節 積立金 1 億 8 3 6 万 3, 0 0 0 円は、基金利息、普通交付税等を財源として、現時点での余剰金を積立てるものです。

次に、1 0 目 減債基金費 2 4 節 積立金 5 6 万 6, 0 0 0 円は、預金利息を積立てるものです。

次のページをお願いします。

1 2 目 ふるさと錦ゆかり基金費 2 4 節 積立金、減額の 7, 0 0 0 万円は、本年度寄附実績見込みをもとに減額するものです。

次に、1 3 目 公共施設整備基金費 2 4 節 積立金 9 5 万 9, 0 0 0 円は、定期預金利息等を積立てるものです。

次のページをお願いします。

中段です。4 項 8 目 衆議院議員選挙費補正額、減額の 1 3 4 万 4, 0 0 0 円は、昨年 1 0 月に執行されました衆議院議員選挙に係る報酬、手当、事務費等の執行残となります。

4 8 ページ、4 9 ページをお願いします。

下段になります。8 款 1 項 1 目 土木総務費。

次のページをお願いします。

1 8 節 負担金補助及び交付金、減額の 1 1 8 万 6, 0 0 0 円は、戸建て木造住宅耐震診断事業補助金及びブロック塀等耐震化支援事業補助金で、本年度要望がなかったため減額するものです。

5 4 ページ、5 5 ページをお願いします。

9 款 1 項 2 目 非常備消防費 4 節 共済費、減額の 2 1 万 4, 0 0 0 円、7 節 報償費、減額の 1 5 万 4, 0 0 0 円は、い

ずれも執行残の減額です。

次に、3目消防施設費14節工事請負費減額の60万円は、防火水槽蓋設置工事費の本年度要望がなかったため、不用額を減額するものです。

次に、4目防災費15節原材料費、減額の12万7,000円は、土のう用袋、土のう用しらす購入費の執行残です。

60ページ、61ページをお願いします。

下段です。12款1項1目元金22節償還金利子及び割引料5万4,000円は、利率見直しによる公債費の増額です。

以上で、総務課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 住民福祉課関係について、御説明いたします。

まず歳入です。

20、21ページをお願いします。

2段目です。15款1項1目民生費国庫負担金7,063万6,000円のうち、1節障がい者福祉費負担金740万5,000円は、障がい者自立支援補装具給付費と障がい児通所給付費の歳出見込額の増による負担金の増額です。

3節児童福祉費負担金5,339万円は、保育園、こども園に支払う負担金、単価改定に伴う負担金の増額です。

4節児童手当国庫負担金1,032万5,000円は、支払実績による追加交付分の増額です。

次に、22、23ページをお願いします。

上段の2段目です。15款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金、減額50万2,000円は、子ども・子育て支援事業費補助金で、児童手当システム改修事業の補助金確定に伴う減額です。

次に、24、25ページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金1,230万8,000円のうち、1節障がい者福祉費負担金370万2,000円は、障がい者自立支援補装具給付費と障がい児通所給付費の歳出見込額の増による負担金の増額です。

3節児童福祉費負担金1,601万2,000円は、保育園、こども園に支払う負担金、単価改定に伴う負担金の増額です。

4節児童手当県負担金、減額572万4,000円は、支払実績による精算分の減額です。

次に、下段です。16款2項2目民生費県補助金、減額406万円。

26、27ページをお願いします。

2節児童福祉補助金、減額302万8,000円のうち、子どものための教育・保育給付費補助金101万9,000円は、実績見込みにより不足額の増額です。保育対策総合支援事業費補助金、減額404万7,000円は、3事業の決算見込み分を調整しての減額です。内容は歳出で説明いたします。

28、29ページをお願いします。

3段目です。21款4項1目雑入1節雑入544万2,000円のうち、2段目、社会保険診療報酬支払基金返還金11万1,000円は、令和4年度障がい者自立支援医療費の返還金です。

同項2目過年度収入1節過年度収入9万9,000円は、令和5年度児童手当交付金で国、県の追加交付分です。

次に、歳出です。38、39ページをお願いします。

下段です。3款1項1目社会福祉総務費1,487万3,000円のうち、19節扶助費1,481万円は、障がい福祉サービス事業1,193万円と障がい児通所給付事業289万2,000円で、それぞれの福祉サービス費の実績見込みにより不足額を増額するものです。

40、41ページをお願いします。

下段です。3款2項1目児童福祉総務費19節扶助費100万円は、子ども医療助成事業で、医療費の実績見込みにより不足額を増額するものです。

同項2目児童措置費12節委託料、減額69万3,000円は、児童手当システム改修に係る金額確定に伴う不用額の減額です。

42、43ページをお願いします。

上段の3段目です。同項4目保育所費18節負担金補助及び交付金4,785万8,000円のうち、子どものための教育保育給付費、減額338万7,000円と5,318万9,000円の増額は、給付費単価改定に伴う増額と入所児童の実績による調整です。障がい児保育事業補助金273万6,000円は、補助金の実績見込みにより不足額を増額するものです。保育補助者雇い上げ強化事業補助金、減額430万2,000円、保育体制強化事業補助金、減額110万円は、事業取り下げのための減額です。医療的ケア児保育支援事業補助金72万2,000円は、2ヶ月分の事業に係る補助金を計上しております。

以上で、住民福祉課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 企画観光課関係を御説明いたします。

歳入からです。

議案つづりは18、19ページをお願いします。

下段です。14款1項1目総務使用料4節告知端末使用料、減額の97万1,000円は、放送機器を告知端末からタブレットに移行したことによる減額です。主に事業所分になります。

次のページをお願いします。

上段です。2項1目総務手数料6節錦ネット初期設定手数料55万円は、インターネット利用者の増に伴う見込額の増額です。

次のページをお願いします。

上段です。15款2項1目総務費国庫補助金23節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金低所得世帯支援枠87万2,000円は、税務課所管の給付金定額減税一体支援事業に充当するものです。

次に、28、29ページをお願いします。

2段目です。18款1項2目1節ふるさと錦寄附金、減額の1億4,000万円は、現状の寄附額及び今後の寄附見込額に伴う減額です。

歳入は以上になります。

次、歳出です。36、37ページをお願いします。

下段です。2款7項1目企画費8節旅費、減額の27万8,000円は、見込まれる執行残の減額です。

次のページをお願いします。

上段です。12節委託料、減額の9万7,000円は、現状の執行残を減額するものです。

13節使用料及び賃借料、減額の17万6,000円は、主に移住相談会ブース出展料の執行残を減額するもので

す。

2目広報費10節需用費、減額の138万5,000円は、主に広報にしき印刷製本費の入札残を減額するものです。

5目錦ネット通信事業費11節役務費27万5,000円は、インターネット利用者増に伴い初期設定手数料を増額するものです。

12節委託料、減額の69万6,000円は、錦ネット通信事業費の補正に伴う減額調整となります。

次に、48、49ページをお願いします。

2段目です。7款1項1目商工総務費18節負担金補助及び交付金、減額の262万2,000円は、ふるさと祭りの中止に伴う減額です。

4目ふるさと納税事業費11節役務費、減額の457万円。12節委託料、減額の4,500万円。13節使用料及び賃借料、減額の200万円は、歳入でもございましたふるさと錦寄附金の現状の寄附額及び今後の寄附見込額に伴い不要となる広告料、ふるさと納税代行業務委託料、ポータルサイト成果連動使用料をそれぞれ減額するものです。

5目商工業振興費18節負担金補助及び交付金、減額の50万円は、予定されておりました町内企業の50周年記念事業が今年度は実施されないことから減額するものです。

企画観光課関係の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 保険政策課、健康増進課関係を説明いたします。

まず、一般会計の歳入からです。

議案つづり18ページ、19ページをお願いします。

13款2項1目民生費負担金1節老人福祉措置費負担金42万6,000円は、老人福祉施設入所者負担金の見込額確定に伴うものです。

次のページをお願いします。

15款1項1目民生費国庫負担金7,063万6,000円のうち、2節保険基盤安定負担金、減額55万1,000円と5節介護保険事業費等負担金6万7,000円は、交付決定に伴うものです。

24ページ、25ページをお願いします。

16款1項1目民生費県負担金1,230万8,000円のうち、2節保険基盤安定負担金、減額171万5,000円は、交付決定に伴うものです。

同款2項2目民生費県補助金、減額406万円のうち、1節社会福祉費補助金、減額6万円は、老人クラブ活動等事業費補助金の交付決定に伴うものです。

次のページをお願いします。

5節介護基盤緊急整備特別対策事業費補助金、減額97万2,000円は、介護基盤緊急整備事業計画変更に伴うものです。

次のページをお願いします。

21款4項6目新型コロナワクチン接種助成金、減額747万円は、当初見込んだ接種者数を下回ることから減額をするものです。

歳入は以上です。

次に、歳出です。40ページ、41ページをお願いします。

3款1項2目老人福祉費52万4,000円、内訳として7節報償費減額19万円は、金婚夫婦表彰事業及び敬老会執行費用補助事業に係る執行額の確定によるものです。

12節委託料、減額9万4,000円は、金婚夫婦表彰事業に係る執行額の確定によるものです。

14節工事請負費、減額97万3,000円は、ゆうゆう館の屋根改修工事が不要となったことから減額をするものです。

18節負担金補助及び交付金、減額6万円は、敬老会執行費用補助事業に係る執行額の確定によるものです。

19節扶助費157万7,000円は、老人福祉施設入所者措置費の所要見込額の不足分を計上するものです。

27節繰出金26万4,000円は、介護保険特別会計への繰出金で事務費の補正に伴うものです。

次のページをお願いします。

4款1項5目母子保健事業費22節償還金利子及び割引料7万7,000円は、令和5年度母子保健対策事業補助金の交付額確定に伴う返納金です。

7目健康増進事業費、減額402万5,000円のうち12節委託料、減額400万円は、施設健診委託料で当初見込んだ健診者数が下回ることから減額をするものです。

次のページをお願いします。

11目感染症特別対策事業費、減額1,265万円は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料で当初見込んだ接種者数が下回ることから減額をするものです。

一般会計については以上となります。

次に、国民健康保険特別会計です。

まず歳入です。74ページ、75ページをお願いします。

4款1項3目1節保険給付費等交付金（普通交付金）800万円は、療養給付費の普通交付金分です。

5款1項1目利子及び配当金16万1,000円は基金利息です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。次のページをお願いします。

2款1項6目療養給付費800万円は、18節負担金補助及び交付金で療養給付費の不足が見込まれる分を計上するものです。

7款1項1目24節積立金16万2,000円は、基金の利息分を財政調整基金に積立てるものです。

国民健康保険特別会計については以上になります。

次に、介護保険特別会計です。

82ページをお願いします。

まず、第2表債務負担行為です。事項欄の要介護認定調査員派遣業務から認知症地域支援事業推進員派遣業務の6業務につきましては、地域包括支援センター職員として、令和7年度に予定している人材派遣委託料となります。期間は令和6年度から令和7年度、限度額は6業務で3,160万2,000円です。以上6件の業務につきましては、いずれも年度開始前に契約を行いたいことから債務負担行為の設定を行うものです。

債務負担行為の説明は以上です。

次に、歳入です。86ページ、87ページをお願いします。

3款2項4目1節介護保険事業費補助金26万4,000円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修費補助金です。

6款1項4目その他一般会計繰入金26万4,000円は、介護保険制度改正に伴うシステム改修に伴う事務費繰入金です。

歳入は以上です。

次に、歳出です。次のページをお願いします。

1款1項1目一般管理費52万8,000円は、12節委託料で介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料です。

以上で、保険政策課、健康増進課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 農林振興課関係を説明いたします。

歳入からです。

議案つづり24、25ページをお願いいたします。

中段です。16款2項1目総務費県補助金、減額105万4,000円のうち、18節球磨川流域復興基金交付金事業等、減額の125万7,000円は、令和2年7月豪雨被災者等支援交付金で、畜産物輸出再開拡大支援事業実績に伴う減額となります。

次のページをお願いいたします。

2段目です。4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金、減額の488万4,000円です。内訳は、経営所得安定対策推進事業費補助金の交付決定に伴う減額が41万9,000円、就農準備資金経営開始資金補助金の決定通知に伴う減額が450万円、農業水利施設省エネルギー化推進事業3万5,000円となります。

歳入は以上です。

歳出になります。44、45ページをお願いいたします。

3段目になります。6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、減額の450万円は、歳入同様に就農準備資金、経営開始資金補助金の該当者がいなかったため減額となります。

次に、4目畜産業費7節報償費、減額の66万円は、酪農振興対策事業における実績に伴う減額となります。

18節負担金補助及び交付金、減額の125万7,000円は、歳入にもございました畜産物輸出再開拡大支援事業補助金における実績に伴う減額となります。

次に、5目農地費12節委託料、減額の8万4,000円です。中山間地域等直接支払事業における傾斜測量図面作成業務の執行残になります。

18節負担金補助及び交付金、減額の327万8,000円です。内訳は、県営事業負担金における相良地区農村地域防災減災事業で減額の154万1,000円、中球磨地区農村地域防災減災事業で減額の150万円、田んぼダム普及拡大事業で減額の27万2,000円で、いずれも本年度の事業費が固まり負担金額の確定に伴う減額となります。

次のページをお願いいたします。

農業水利施設省エネルギー化推進事業補助金3万5,000円、補助金額確定に伴うものです。

続いて、6目水田農業構造改革対策事業費18節負担金補助及び交付金、減額の28万3,000円です。内訳は、歳入でもありました水田産地化総合推進事業費補助金の交付額確定に伴う減額13万6,000円と経営所得安定推進事業における実績に伴う減額が14万7,000円となっております。

次に、11目です。川辺川総合土地改良費です。減額の15万円は、運営補助金額確定に伴う減額となります。

次に、下段の2項1目林業総務費18節負担金補助及び交付金217万3,000円です。内訳は、県地産林道協会特別負担金31万3,000円、有害鳥獣対策事業における捕獲数増加見込みによる増加が186万円です。

以上で、農林振興課関係を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 地域整備課関係を御説明いたします。

歳入からです。20ページ、21ページをお開きください。

下段です。15款1項2目災害復旧費国庫負担金1節公共土木施設災害復旧費負担金、減額の320万4,000円は、現年度災の災害復旧費に係る交付決定によるものです。

次のページをお開きください。

中ほどです。2項4目土木費国庫補助金、減額630万2,000円のうち、1節社会資本整備総合交付金、減額の191万9,000円。10節道路メンテナンス事業補助減額の379万円は、内示及び実績見込みによる減額です。

次の段です。3項3目土木費委託金1節河川管理委託金27万8,000円は、樋門操作管理委託金の変更による増額となります。

歳入は以上です。

次に、歳出です。44ページ、45ページをお開きください。

4款3項1目上水道費27節繰出金、減額の182万円は、水道事業会計繰出金で、詳細については、後ほど水道事業会計補正予算にて説明いたします。

次に、48ページ、49ページをお開きください。

下段です。8款1項1目土木総務費、減額の167万6,000円のうち、次のページをお開きください。

21節補償補填及び賠償金、減額の50万円は、目郎第一線排水対策工事に伴う電柱移転について、全額を九州電力が負担することになったため不要となったものです。

次に、2項2目道路新設改良費、減額の764万3,000円のうち、12節委託料、減額の616万6,000円、14節工事請負費41万7,000円、16節公有財産購入費、減額の70万円、21節補償補填及び賠償金、減額の119万4,000円は、いずれも今年度の事業費確定に伴う執行残及び事業間での組み替えを行うものとなります。

次のページをお開きください。

2段目です。3項2目河川管理費12節委託料20万7,000円は、樋門操作員業務委託料で、出水時の臨時出動分等について増額補正するものです。

4項1目下水道費27節繰出金、減額の607万7,000円は、後ほど下水道事業会計補正予算にて説明いたします。

2目浄化槽費14節工事請負費、減額の12万円は、狩政地区浄化槽放流管敷設工事の執行残となります。

次に、60ページ、61ページをお開きください。

2段目です。11款2項1目現年災害復旧費12節委託料、減額の156万9,000円は、現年度災害復旧に係る測量設計業務委託料等の執行残です。

一般会計は以上です。

次に、水道事業会計補正予算を御説明いたします。

別冊の水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。

議案第12号令和6年度錦町水道事業会計補正予算(第4号)になります。第2条で収益的収入及び支出の補正を計上しています。収入、支出それぞれ182万円を減額するものです。内容については、予算実施計画明細書により御説明します。

5ページをお開きください。

収益的収入です。1款2項2目1節一般会計負担金、減額の182万円は、歳出の財源調整に伴うものです。

6ページをお開きください。

収益的支出です。1款1項1目原水及び浄水費27節動力費、減額の150万円。2目配水及び給水費15節減額の10万円、27節減額の31万円は、取水ポンプ・送水ポンプ等に係る電気料金の執行残で、所要額を減額するものです。

次に、3目総係費2節手当9万円は、会計年度任用職員の各手当の不足分を増額補正するものです。

次に、下水道事業会計補正予算を御説明します。

別冊の下水道事業会計補正予算書2ページをお開きください。

議案第13号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算(第4号)になります。第2条で収益的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で619万1,000円、支出で488万円を減額するものです。第3条では資本的収入及び支出の補正を計上しており、それぞれ収入で959万9,000円、支出で1,091万円を減額するものとなります。

次のページをお開きください。

第4条で企業債の変更をしております。まずは、下水道事業債、流域下水道事業です。起債の限度額を2,420万円から710万円減額し1,710万円に変更します。起債の目的及び方法、利率、償還の方法については変更ありません。内容は県が行う流域下水道建設事業負担金の減額によるものです。

次に、下水道事業債特定環境保全公共下水道事業です。起債の限度額を510万円から240万円減額し270万円に変更します。記載の目的及び方法、利率、償還の方法については変更ありません。内容は、当初予定していた松里地区管渠築造工事について、執行困難となったことから減額するものです。

次に、補正の内容について、予算実施計画明細書により御説明します。

8ページをお開きください。

収益的収入です。1款2項2目1節他会計補助金、減額の607万7,000円は財源調整です。

3目1節国庫補助金、減額の11万5,000円は、管路調査業務委託分で、執行残を減額するものです。

次に、収益的支出です。次のページをお開きください。

1款1項1目汚水管渠費19節委託料、減額60万円。6目1節川地区農業集落排水事業負担金、減額の30万円。

次の2項3目1節その他雑支出、減額の395万円は、執行残を減額補正するものです。

次に、10ページをお開きください。

資本的収入です。1款1項1目1節下水道事業債、減額の950万円は、先ほど第4条企業債で説明したとおりです。

9項1目1節分担金、減額9万9,000円は、下水道分担金で、公共柵新規の設置申込が当初より少なくなったことから、所要額を減額するものです。

次に、支出です。次のページをお開きください。

1款1項1目污水管渠建設費25節工事請負費、減額の260万円は、先ほど企業債補正で説明しました松里地区管渠築造工事の中止及び公共樹設置工事の執行残によるものです。

4目1節流域下水道建設負担金、減額の971万円は、先ほど企業債で説明したとおり、県が実施する流域下水道建設事業に伴う負担金の減額によるものです。

2項2目1節その他の元金償還金140万円は、資本費平準化債分で、令和6年度借入れ分の償還が3月となっているため、所要額を補正するものです。

以上、地域整備課関係の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 教育振興課関係を御説明します。

歳出になります。54、55ページをお開きください。

下段です。10款1項2目事務局費、減額357万6,000円です。1節報酬、減額191万8,000円から、8節旅費、減額2万6,000円までの各節予算は、ICT支援員1名減員による執行残です。

18節負担金補助及び交付金、減額30万円は、入学祝金の補助確定に伴う減額です。実績として、小学生88人、中学生103人分を補助しております。

次のページをお開きください。

2項2目教育振興費17節備品購入費、減額376万1,000円。次の3項2目教育振興費17節備品購入費、減額126万2,000円は、いずれもICT教育関連事業における電子黒板及び授業用パソコン購入の入札結果による執行残です。

次に、4項1目社会教育総務費8万5,000円のうち、3節職員手当等時間外勤務手当43万5,000円は、社会教育及び社会体育事業に係る3月までの所要見込額を計上しております。

7節報償費、減額35万円は、生涯学習推進事業の生き活き大学趣味講座及びびこしきセミナーの開催実績に伴う執行残の減額です。

同項2目青年会館費14節工事請負費、減額14万3,000円は、青年会館屋根防水工事の執行残です。

同項4目図書館費1節報酬18万円は、会計年度任用職員3名分の報酬で、12月補正予算において算定額に誤りがあったことから追加計上するものです。

次のページをお開きください。

同項5目外国青年招致事業費17万4,000円は、昨年8月に帰国したALT2名と新規来日ALT2名の重複期間10日分の報酬及び社会保険料を追加計上するものです。

次に、5項1目保健体育総務費7節報償費、減額12万8,000円は、各種文化体育スポーツ行事等の参加実績に基づく執行残の減額です。

次に、6項1目学校給食センター費、減額327万3,000円です。1節報酬減額202万4,000円から8節旅費減額2万4,000円までの各節予算は、会計年度任用職員1名分の未採用による不用額の減額です。

以上、教育振興課関係説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） ここで昼食のため休憩します。休憩後は午後1時30分から開議します。

午前11時51分休憩

午後1時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

議案第9号から議案第13号までの提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 地域整備課長にお尋ねします。平良線、変更繰越明許、これが、2月、3月、ほとんど仕事をされていない状況なんです。製品の遅れと言いますけれども、これは設計変更で材料が変わったのか、それとも当初からの材料なのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

コンクリート資材については、入荷時期が遅れることもございましたので、そのように理由としては上げておりますが、現在、全て手配済みということで、現場のほうに搬入されている状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 要は、2月の稼働と、3月の今現在の稼働がほとんどないんです。それで延ばすというのいかになものかなど、私は個人的に、地域の者としてお尋ねしたいんですが。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

現在、工事がストップしているということは、こちらとしても把握しているところです。その要因として考えられるのが、ほかの所管工事につきまして、これが災害復旧工事になりますけれども、事故繰越の事業でございまして、工期に制約があることと、人員を割く余裕がないということが作業の中止になっている最大の要因と思っております。また、その工事についても、昨年6月の台風10号などの影響によって増破してございまして、想定外の時間を要し、予定どおり工事を進められなかったということも要因として上げられると思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 今度は企画の課長にお尋ねします。49ページ、ふるさと祭りで減額が262万2,000円。これが当初予算では700万円ぐらい組んであったと思うんです。それで、ふるさと祭りが中止になって、437万8,000円出資したと思えますけれども、これの内訳について教えていただきたい。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

まず、大きなものとしましては、芸能ショー、こちらが300万円を予定していたんですけれども、キャンセルしたことによって、キャンセルが利かないということで、270万円ほどの支出となっています。あと、キャラクターショー、こちらが70万円の予算なんですけど、これも8日を切ってしまったら満額という契約内容になっておりますので、それも満額の支払いが行われております。あと、ステージの設営費に関しても、118万8,000円に対して約半分ぐらいの準備が進んでいましたので、そのような支出、56万円ほどです。あと、ステージイベントとサンバの出演団体に関しましても、あと郷土芸能とか、所要の準備、資材の購入等をされておりますので、郷土芸能に関しては満額のお支払いと、サンバステージに関しましては半額をお支払いしている関係上、この残になったところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 企画観光課にお尋ねしますが、ふるさと納税が1億4,000万円減ということ、それによって経費が5,157万円減っておりますけれども、この減った理由として、どのような理由が考えられるのか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

御質問は、歳入の減額と歳出の減額がどのような経緯ということかと思っておりますけれども、前の一般質問等でも答弁しておりますとおり、やはり昨年度9月いっぱいまで返礼品として打ち切られましたペットボトルのお茶、その分の影響が物すごく大きいところです。昨日現在で、ふるさと納税の寄附額、申込みベースですけれども、5,810万円ほどの寄附額となっております。あと3月でどれぐらい伸びるのかということですが、現実的なラインとして6,000万円ほどの歳入となるのかなというところです。それに伴いまして、委託料、もろもろの歳出の経費も減じたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。それならば、増やすための努力というのはどういうふうにされておりますか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

今の御質問に関しましては、6番議員から9月の決算認定時に、今年度取り組んでおります1,000万円の予算をかけた新商品開発事業、こちらのほうで新商品がそれぞれ完成いたしまして、今、そのプロモーションでありましたり、販売に向けての準備を進めているところです。地元の農産物、米とかショウガとか、そのようなものを利用した商品が開発されておりますので、そちらのPRを、今、展開しているところです。

あと、球磨中央高校とのチャレンジショップ事業に伴いまして開発されたアイスクリームでございますとか、魅力ある果樹、お肉とか、そのようなもののPRに努めていっているところですが、どうしても広告料を使ってしまうと、結局、総トータル経費が寄附額の50%という縛りにあつてしまいますので、寄附額が伸びないことには有料広告もなかなか打てない現状ではございますが、様々な媒体等を通じて発信しているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。

農林振興課にお尋ねします。47ページなんですけれども、鳥獣害対策で180万円、今度補正を組んでおられますが、今、どういう鳥獣害が出ているのかお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

まず、捕獲補助金は、年4回、四半期ごとに支出を行っておりますが、今期、第3四半期を支払った時点で、既に昨年の支払金額に近い金額となっております。特にヒヨドリの捕獲数が伸びておりまして、実施隊の方に伺ったところ、第3四半期においても、例年同様の捕獲見込額ということから、ヒヨドリについて4,000羽程度を見込んで増額をさせていただいております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 2点ほどお尋ねいたします。12ページの債務行為の補正なんですけれども、生ゴミ処理業務の中で348万5,000円とありますが、現在の生ゴミ処理業務というのは、一体どのような業務内容なんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

現在、週に3回、生ゴミを収集しておりますが、町内全域ではございませんが、事業所、あとはアパートとか、生ゴミが自宅で処理できないところを収集しております。あとは、事業者のほうでミミズの処理ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 以前、生ゴミ処理の中で、例えば、家畜の餌にするとか、そういった場合がありますよね。今はそういったものはされていないんですか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

家畜についての処理等は、町の収集では現在やっておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） もう1点、41ページの工事請負費の中で、ゆうゆう館の屋根の補修工事が、課長の説明ではしなかったというふうな答弁だと思いますが、これはどういうことだったのか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

ゆうゆう館の屋根のほうから雨漏りがしておりましたので、再度、大規模な屋根補修が必要かなということで見込んでおりましたけれども、昨年度、大雨のときに雨漏りがなくなったということで、取りあえず必要はないということで、今回減額をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第9号令和6年度錦町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第10号令和6年度錦町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第11号令和6年度錦町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第12号令和6年度錦町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第13号令和6年度錦町下水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第14号

○議長（荒川 孝一君） 日程第15、議案第14号錦町債権管理条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第14号錦町債権管理条例。

本案件につきましては、町の債権管理を適切に行うため、統一した管理ルールを制定することにより、町民負担の公平性と財政の健全性を確保するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田税務課長。

○税務課長（箕田 俊哉君） 議案第14号錦町債権管理条例について説明いたします。

議案つづり90ページをお願いいたします。

町が管理する債権は多種にわたり存在します。その中でも、強制徴収公債権については、国税徴収法、地方税法、錦町税条例により、債権の管理、処分が定められていますが、強制徴収公債権以外の非強制徴収公債権、私債権については、地方自治法及び地方自治法施行令等に定めがありますが、より具体的に債権管理ができるように定めたものになります。また、調査等により納付見込みがない債権については、債権放棄についても定めています。

第1条では目的について、第2条では定義について、第3条では他の法令等との関係について、第4条では町長の責務について、第5条では台帳の整備について、第6条では督促、強制執行、債権の申出について、次のページをお願いいたします、第7条では債権の放棄について、第8条では債権者情報の利用について、次のページをお願いいたします、第9条では委任について定めています。

なお、附則として、この条例は交付の日から施行します。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第14号錦町債権管理条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第15号

○議長（荒川 孝一君） 日程第16、議案第15号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第15号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令により、保険税の限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 箕田税務課長。

○税務課長（箕田 俊哉君） 議案第15号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案つづり93ページをお願いいたします。

今回の改正については、国民健康法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布されたことに伴い、錦町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容としては、国民健康保険税の限度額が令和7年度からは106万円から109万円に引き上げられます。

詳細については、新旧対照表にて説明いたします。

新旧対照表を3ページお願いいたします。

第2条第2項で、基礎課税額が65万円から66万円に引き上げられ、第3項では後期高齢者支援金等課税額が24万円から26万円に引き上げられます。第23条では、国民健康保険税の減額については、第2条同様の金額が限度額となります。

次のページをお願いいたします。

第23条第1項第2号では、29万5,000円から30万5,000円に引き上げられます。また、同条第3号では、54万5,000円から56万円に引き上げられます。

次のページをお願いします。

附則として、第1条で改正後の錦町国民健康保険税は令和7年4月1日から施行します。第2条経過措置では、令和7年度以後の年度分の保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によります。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第15号錦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第16号

○議長（荒川 孝一君） 日程第17、議案第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関連条例の整理に関する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

本案件につきましては、刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が拘禁刑へと改められたため、関係条例の罰則規定を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

本整理条例の主な内容につきましては、刑法等の一部改正に伴い、刑の種類のうち、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が新たに創設されるもので、令和7年6月1日から施行されることから、本町の条例中の懲役または禁錮の語句を拘禁刑に改めるものです。

新旧対照表で御説明いたします。

7ページをお願いします。

第1条関係、錦町個人情報保護法施行条例の一部改正になります。附則第3条第5項から第7項までの規定中、懲役を拘禁刑に改めるものです。

新旧対照表9ページをお願いします。

第2条関係、錦町行政不服審査会条例の一部改正になります。第9条中の懲役を拘禁刑に改めるものです。

次のページをお願いします。

第3条関係、錦町一般職員の給与に関する条例の一部改正になります。第9条の2第3号及び第4号、第19条の3第1項第1号及び次のページになりますが、第3項第1号中、禁錮を拘禁刑に改めるものです。

議案つづり94ページにお戻りください。

附則として、第1条では施行期日を規定し、令和7年6月1日から施行することとしております。第2条及び第3条につきましては、本条例の施行前にした行為についての処遇については、なお従前の例によるなど、刑法の一部改正及び本条例の施行に関する経過措置を定めております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第16号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第17号

○議長（荒川 孝一君） 日程第18、議案第17号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第17号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

本案件につきましては、人事院及び熊本県人事委員会の勧告に準じ、令和7年4月から給与制度の見直しを行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第17号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、人事院及び熊本県人事委員会勧告に準じ、給与条例の一部を改正するもので、改正の主な内容は、号給表の切替え、段階的な扶養手当の見直し、管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大、再任用職員への手当拡充となります。

それでは、新旧対照表で主なものについて御説明いたします。

新旧対照表の12ページをお願いします。扶養手当に関する第9条第2項において、改正前の配偶者に係る第1号を削り、2号から6号までを1号ずつ繰り上げる改正です。同条第3項においては、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を改正前の1万円から1万3,000円に引き上げる改正です。

新旧対照表19ページをお願いします。管理職員特別勤務手当に関する第17条の2第2項において、平日深夜に係る支給対象時間を改正前の午前0時から午前5時までを、改正後は午後10時から午前5時までに拡大する改正です。

新旧対照表20ページをお願いします。時間外勤務手当に関する規定の適用除外に関する第18条において、第10条、第10条の2を削り、住居手当について、定年前再任用職員を支給対象に含める改正となります。

次に、ページ下部からの別表第1は行政職給料表となります。号給の最低水準を引き上げる改正で、給料月額に下線のある金額が改正する号給となりますが、今回は3級から6級が改正対象となります。各級の初号の額を引き上げ、職責を反映した給与水準とするよう改正するものとなっております。

議案つづり115ページをお願いします。

附則として、第1項で施行期日を規定し、令和7年4月1日から施行することとし、第2項において、給料表切替日における号給は、切替日の前日において、その者が受けていた号給に応じて定めるとしており、実際の給与支給額については、給与表切替え前と同額になります。

次に、第4項では、扶養手当に関する経過措置として、この扶養手当に関して、令和7年度は1万1,500円、令和8年度から1万3,000円となり、配偶者の扶養手当に関して、令和7年度は3,000円、令和8年度から廃止することとしております。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第17号錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第18号

○議長（荒川 孝一君） 日程第19、議案第18号錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第18号錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する

条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、育児休業法等の一部改正により、仕事と生活の両立性の拡充が行われたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第18号錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、育児・介護休業等の改正により、仕事と育児・介護を両立できるよう、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるものとなっており、主な改正内容は、育児または介護を行う職員の深夜時間及び時間外勤務の制限の拡充、介護離職防止のための申出者に対する介護両立支援制度等の個別周知と意思確認、制度に関する早期の情報提供、職場環境の整備となっております。

新旧対照表で御説明いたします。

46ページをお願いします。

第1条関係、錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正になります。第8条の3第2項中、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限として、改正前は3歳に満たない子でありましたが、改正後は小学校就学の始期に達するまでの子と拡充する改正となります。同条第4項においては、前第3号の規定を、要介護者のある職員についても準用するための改正で、新旧対照表48ページをお願いします。第15条の3につきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認について、同条第2項においては、40歳に達した職員について介護両立支援制度等についての周知を行うこと、第15条の4においては勤務環境の整備に関する措置で、研修や相談体制の整備を講ずることとしております。

議案つづり128ページをお願いします。

附則として、第1項で施行期日を規定し、令和7年4月1日から施行することとし、第2項において、経過措置として条例の施行日以後の日を時間外勤務制限開始とする請求は、施行日前においても行うことができることとしております。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第18号錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び錦町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第19号

○議長（荒川 孝一君） 日程第20、議案第19号錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第19号錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

本案件につきましては、デジタル社会形成基本法の一部改正に伴い、引用する条文にずれが生じたため、改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第19号錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正による条項の新設により、引用する条文にずれが生じるため、改めるものです。

新旧対照表で御説明いたします。

50ページをお願いします。

第2条第4号中、第2条第8項を第2条第9項に改め、同条第5号中、第2条第9項を第2条第10項に改め、同条第6号中、第2条第10項を第2条第11項に改め、同条第7号中、第2条第12項を第2条第13項に改め、同条第8号中、第2条第14項を第2条第15項に改めるものです。

議案つづり129ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第19号錦町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第20号

○議長（荒川 孝一君） 日程第21、議案第20号錦町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第20号錦町防災会議条例の一部を改正する条例でございます。本案件につきましては、さらなる防災対策を図るため、委員の定数等を拡充するものでございます。
詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第20号錦町防災会議条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、防災会議の委員として、災害応急に関し重要な役割を担う自主防災組織や女性委員の参画を促進するために、委員の拡充を図り、併せて同条例で定めている委員定数の上限を増やす改正となります。

新旧対照表で御説明いたします。

51ページをお願いします。

会長及び委員に関する第3条第5項第1号から第7号までの上限人数を削り、同項第8号において、改正前の公共的機関の代表者等のうちから町長が任命する者3人以内を、公共的団体の代表者等のうちから防災行政を推進する上で、町長が必要と認めて任命する者に改め、より幅広い分野から意見を聴取することとしております。

次に、同条第6項中に定数は30人以内とする文言を追加しております。

議案つづり130ページにお戻りください。

附則として、第1項で施行期日を規定し、令和7年4月1日から施行することとし、第2項において、任期の特例について規定しております。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第20号錦町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、議案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第21号

○議長（荒川 孝一君） 日程第22、議案第21号錦町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第21号錦町消防団条例の一部を改正する条例。

本案件につきましては、消防団員の処遇改善のための政令にならい、退職報奨金の勤務年数区分に新たに35年以上を設けるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案第21号錦町消防団条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等共済基金が支払う消防団員の退職報奨金の勤務年数区分に新たに35年以上が追加されたことにより、本条例において、一定年数活動した団員が退職したときに、町で上乗せして支給している団員活動奨励金の算出方法を改めるものです。

新旧対照表で御説明いたします。

52ページをお願いします。

団員活動奨励金に関する第16条第3項ただし書中、31年を36年に、25年を30年に、30年を35年に改める改正です。町が独自で上乗せ支給している団員活動奨励金の支給対象年数は、団員として21年以上、団長・副団長及び分団長については6年以上となり、消防補償等組合が支給する5年刻みの年数で退職した場合は支給されませんが、例えば23年で退職しますと、消防補償等組合が支給する20年以上の退職報奨金と25年以上の退職報奨金の間の差額を1年分に計算し、3年分を上乗せして支給することとしております。

議案つづり131ページにお戻りください。

附則として、第1項で施行期日を規定し、令和7年4月1日から施行することとし、第2項において、本条例施行日前に退職した団員については、なお従前の例によるなど、経過措置を定めております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第21号錦町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

日程第23. 議案第22号

○議長（荒川 孝一君） 日程第23、議案第22号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第22号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案件につきましては、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令により、各種基準が見直されたため、関係条例を改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） 議案第22号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行されたため、関係条例の改正を行います。

改正の要点は2つです。主な改正内容は、待機児童対策で新たな事業として加わったゼロ歳から2歳を対象とした認可定員が1から5人の家庭的保育事業と、認可定員が6から19人の小規模保育事業の内容改正です。条例の規定はありますが、該当する事業者は町内にはございません。ゼロ歳から2歳を対象とした事業所ですので、3歳以降は保育できないために、3歳以降の受皿設定に係る連携協力を行う保育所、認定こども園を適切に確保しなければならないとされています。連携施設の確保が難しく困難であって、必要・適切な支援を行うことができると市町村が認めた場合には、連携施設を確保しないことができる経過措置があります。3月末で条例が施行されて10年になることから、施行日から10年となっている経過措置を5年延長して15年とするものです。また、経過措置の内容の変更も一部改正されております。

次に、2つ目の改正は、栄養士の要件拡大に関わる改正です。栄養士法の改正で、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受験できなかったところ、改正後は、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許取得が不要となったことから、関係条例の改正を行います。

新旧対照表で説明します。

53ページをお願いします。

錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中、第37条及び第42条の改正は、57ページまで関連施設確保に係る改正で、経過措置を5年延長する内容です。

次に、60ページをお願いします。

錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中、第5条及び第6条の改正は、64ページまで連携施設確保に関わる改正で、経過措置を5年延長する内容です。

次に、64ページをお願いします。

第16条第1項第2号中の栄養士を栄養士または管理栄養士に改めます。

65ページをお願いします。

第28条と69ページの第43条は、条例表現の訂正で内容に変更はございません。

議案つづり136ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第22号錦町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び錦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩します。休憩後は午後2時30分から開議します。

午後2時21分休憩

午後2時30分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

日程第24. 議案第23号

○議長（荒川 孝一君） 日程第24、議案第23号錦町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第23号錦町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案件につきましては、厚生労働省令により、地域包括支援センターの職員配置基準が拡充されたため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 議案つづり137ページをお願いします。

議案第23号錦町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、介護保健法施行規則に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものです。

新旧対照表により説明をいたします。新旧対照表73ページをお願いします。

第1条では、条項ずれに伴い改正するものです。

第2条では、モデル条例に合わせ、第3号を削り、第4号を第3号とするものです。

次のページをお願いします。第4条では、第1項をモデル条例に合わせるものです。

次のページをお願いします。第2項は、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、職員の配置基準の要件を緩和することを追加するものです。

第3項は、第2項を追加したことにより、項ずれが起こることに伴い改正するものです。

議案つづり138ページにお戻りください。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第23号錦町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第24号

○議長（荒川 孝一君） 日程第25、議案第24号錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第24号錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本案件につきましては、栄養士法の改正により、施設の職員配置基準が改められたため、所要の改正を行うものがございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 議案つづり139ページをお願いします。

議案第24号錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

新旧対照表により説明いたします。新旧対照表77ページをお願いします。

栄養士法の改正により、栄養士免許を取得しなくても管理栄養士となることが可能となったことから、第151条第8項第1号と第13項において、「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」と改正するものです。

議案つづり139ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第24号錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第25号

○議長（荒川 孝一君） 日程第26、議案第25号錦町産業振興資金貸与基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第25号錦町産業振興資金貸与基金条例の一部を改正する条例でございます。

本案件につきましては、物価高騰など厳しい社会情勢の中、経営を余儀なくされている農林業及び商工業経営者への支援拡充を図るため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） 議案つづり140ページをお願いいたします。

議案第25号錦町産業振興資金貸与基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

物価高騰に伴い、機械、資材等の高止まりが続いている中、農林業者及び商工業者は厳しい経営を余儀なくされている状況にあるため、支援及び地域産業の活性化に寄与するために、産業振興資金貸与限度額を一部200万円から300万円に増額を行いますが、それに伴いまして貸与金額に応じた償還年数へと改正を行うものです。

新旧対照表の79ページをお願いいたします。

第10条第1項中、「原則5ヶ年」を「最長8か年」へと変更しております。また、同条第1項から第3項においては、公用文にて用いられる送り仮名及び表記に変更を行っております。

議案つづり140ページへお戻りください。

附則といたしまして、第1項で施行期日を規定し、令和7年4月1日から施行することとし、第2項で経過措置と

して、この条例の施行前に貸与を受けた者の返済については、なお従前の例によることとしております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第25号錦町産業振興資金貸与基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第26号

○議長（荒川 孝一君） 日程第27、議案第26号錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第26号錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例。

本案件につきましては、学校施設使用者の利便性を考慮し、使用料を見直すものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） 議案つづり141ページをお願いします。

議案第26号錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例について御説明します。

今回の改正は、各種施設について、一般団体及び運動部活動社会体育移行に伴う小中学生のクラブチーム等の利用者の方々の利便性の向上や、施設の有効利用を促進するため、使用区分を細分化し、併せて学校の屋内運動場においては、照明料を含めた使用料のみでの料金設定であったことから、照明料を新たに設定するものです。

改正内容については、新旧対照表で御説明します。新旧対照表80ページを御覧ください。

別表第1、行政財産の土地、運動場ですが、小中学校の屋外運動場が該当します。1時間当たり使用料を300円に減額し、照明料を400円に増額して、合計700円となり、改正前から30円の増額となります。

次に、中学校にございますソフトテニスコートについてですが、昨年テニスコートの整備が進んでおりますので、コート1面ごとに料金設定を細分化しております。人工芝であるオムニコートが使用料300円、照明料400円で、30円の増額、土のコートであるクレーコートは使用料200円、照明料400円とし、70円の減額としております。

次に、下段にあります建物、学校の屋内運動場については、改正前使用料は、照明料を合算しての料金設定で、全館使用を前提としておりましたが、利便性の向上と有効利用を促進するため、半面と全面使用とで料金を設定し、

1時間当たり半面使用料200円、照明料400円、全面使用料400円、照明料400円と改正を行っています。
議案つづり143ページにお戻りください。

附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行します。

以上、説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第26号錦町の行政財産及び公の施設使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午後2時45分休憩

.....
〔東日本大震災黙祷〕
.....

午後2時47分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

.....
日程第28. 議案第27号

日程第29. 議案第28号

日程第30. 議案第29号

日程第31. 議案第30号

日程第32. 議案第31号

日程第33. 議案第32号

日程第34. 議案第33号

日程第35. 議案第34号

日程第36. 議案第35号

日程第37. 議案第36号

○議長（荒川 孝一君） 日程第28、議案第27号錦町農業委員会委員の任命についてから、日程第37、議案第36号錦町農業委員会委員の任命についてまでの10議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第27号から議案第36号錦町農業委員会委員の任命についてでございます。

以上、10議案につきましては、農業委員会委員の任命に関する案件でございます。

農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第18条第1項の規定により、議会の同意を得て行うこととなっております。

また、農業委員の任命に当たっては、農業委員の定数の過半数を認定農業者とすること、農業委員会の所管に関する事項に利害関係のない人を1人以上入れること、女性や青年の登用に配慮することなどが規定されております。

今回提案いたしますのは、錦町大字西1892番地、尾方安枝子氏、錦町大字西3421番地41、古里直樹氏、錦町大字西126番地、水本重利氏、錦町大字西737番地6、柳瀬真也氏、錦町大字一武2176番地14、坂口雅子氏、錦町大字一武2176番地6、立尾富美香氏、錦町大字一武1212番地、田浦孝利氏、錦町大字木上西1858番地、尾方栄氏氏、錦町大字木上東599番地1、中村竜郎氏、錦町大字木上北2347番地23、山崎真一氏の10人でございます。

いずれも、農業委員会委員として、最適任者の方々でございます。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第27号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りします。議案第28号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りします。議案第29号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議案第30号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり同意することに決定いたしま

した。

お諮りします。議案第31号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議案第32号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議案第33号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りします。議案第34号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議案第35号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。議案第36号錦町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第38. 議案第37号

日程第39. 議案第38号

○議長（荒川 孝一君） 日程第38、議案第37号町道路線の廃止についてと、日程第39、議案第38号町道路線の認定についての2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第37号町道路線の廃止について、議案第38号町道路線の認定について、以上2議案につきましては、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、町道路線を廃止、認定しようとする場合は、議会の議決が必要となりますので、今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） 議案つづりは、154、155ページをお開きください。

議案第37号町道路線の廃止について、議案第38号町道路線の認定について御説明します。

今回は、町道2路線を廃止し、新たに1路線を認定するものです。お願いします。廃止路線につきましては、いわゆる旧国道となりますしき歯科付近を起点とし、国道219号原田川交差点を終点とする町道74号松里線、次、お願いします。それから、町道山江錦線を起点としまして、大きくカーブしながら町道松里線を終点とします町道95号橋の口追瀬線、この2路線について、一旦廃止をいたします。

次、お願いします。次に、この廃止した2路線を合わせました町道山江錦線を起点とし、国道219号原田川交差点を終点とする町道74号松里線を新たに認定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第37号町道路線の廃止については、議案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第38号町道路線の認定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第40. 議案第39号

○議長（荒川 孝一君） 日程第40、議案第39号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 議案第39号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。

現在、人吉市との間において、人吉球磨定住自立圏形成協定を締結し事業を進めておりますが、協定内容を一部変更する必要があります。錦町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2項の規定に基づき、議会の議決を経るために今回提案をするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） 議案つづりは、156ページをお願いします。

議案第39号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について御説明いたします。

人吉球磨地域では、平成27年1月に人吉市と球磨郡9町村がそれぞれ1対1の協定により、人吉球磨定住自立圏を形成し、人吉球磨定住自立圏共生ビジョンを策定、令和2年度から令和6年度までの5年間、第2次ビジョンに掲載した事業を進めてきました。

現ビジョンにおきましては、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3つの政策を掲げ、8つの分野で20の具体的な取組について、圏域連携して取り組んできました。

その結果、各取組につきましても、令和2年の豪雨災害やコロナ禍の影響もありまして約4割の目標値達成見込みになっております。加えて、人吉球磨地域の人口減少は深刻な状況で、今後も圏域一体となった取組が必要です。

現ビジョンで効果が得られたものにつきましては、今後も継続し、これまでの成果や課題を踏まえながら、災害からの復興やデジタルを活用した取組の充実を図り、圏域のさらなる発展に向けて取組内容を進化させるため、第3次ビジョンを策定するものです。

今回、第3次ビジョンを策定するに当たり協定内容を変更する必要があるため、その場合、各市町村議会におきまして、議会の議決を得なければならないため、変更案を人吉球磨圏域一斉に上程するものです。

変更内容は、議案つづり157ページの別表第1及び別表第2の改正となります。

まず、資料2の第3次人吉球磨定住自立圏共生ビジョン（案）体系図（新旧対照表）をお願いします。

真ん中の第2次ビジョンの具体的な取組20事業に、今回の第3次ビジョンでは、下から4段目の1事業、くま川鉄道経営安定化及び利便性向上支援事業を新たな取組として追加します。

次に、資料4、人吉球磨定住自立圏形成協定書別表（第3条関係）新旧対照表の1ページをお願いします。

別表第1、（1）生活機能の強化に係る政策分野の6、その他の甲の役割に赤字の文言を加えるものです。

次に、2ページをお願いします。

別表第2、（2）結びつきやネットワークの強化に係る政策分野、1、地域公共交通の取組内容、甲の役割、乙の役割にそれぞれ赤字の文言を加えるものです。

第3次共生ビジョンにつきましては、来年度以降、全21の具体的な取組に目標値が設定されますので、進捗管理をしながら、事業の効果が得られるよう、人吉球磨圏域一体となって取り組んでいくこととしております。

議案第39号の説明は以上です。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第39号人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 1. 発議第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4 1、発議第1号錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、岡田武志議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 提案理由の説明を行います。

発議第1号錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を説明いたします。刑法の一部改正に伴い、罰則に関わる刑の処理について、用語の整理を行うと共に、所要の経過措置を定めるものです。

まず、用語の整理に伴う改正内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。

第5 3条から第5 5条までの規定中、「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。

また、所要の経過措置につきましては、「附則」に示してあるとおりです。

以上、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

岡田議員、自席へお戻りください。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

よって、これから採決に入ります。

お諮りします。発議第1号錦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 2. 報告第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第4 2、報告第1号議会の委任による専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。森本町長。

○町長（森本 完一君） 報告第1号議会の委任による専決処分の報告について、専第9号和解及び損害賠償額の決定について。

本案件につきましては、議会の委任による町長の専決処分に関する条例第2条の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第1 8 0条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 議案つづり1 5 9ページをお願いします。

報告第1号議会の委任による専決処分の報告について御説明いたします。

内容は、第三者への損害に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて議会の委任による町長の専決処分に

関する条例第2条の規定により、専第9号のとおり専決処分しましたので、地方自治法第80条第2項の規定により、議会へ報告するものです。

160ページを御覧ください。

専第9号和解及び損害賠償額の決定についてですが、まず1番目に、和解の相手方は、錦町大字西の個人です。

2番目に、和解の内容についてですが、(1)として、本件事故における過失割合は、本町を100%とし、相手方に対する損害賠償の額を23万6,106円とするものです。

(2)として、今後、本件事故に関しては、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないこととします。

3番目に、事故の概要ですが、事故の発生年月日は、令和6年10月22日、事故の発生場所は、錦町大字西469番地敷地内になります。事故の状況は、本町の職員が、公用車で個人宅を訪問し、帰る際に、後方確認不足のままバックし、小屋の柱に衝突し、柱にずれを生じさせたものです。

なお、相手方への損害賠償額については、町が加入する全国自治協会自動車損害保険から補填されます。

以上で説明を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許可します。質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員(9番 池田 秀晴君) 9番。今、相手方に23万6,106円、本町の車の修理費も入っているわけですか。

○議長(荒川 孝一君) 有瀬総務課長。

○総務課長(有瀬 耕二君) お答えいたします。

車の修理代に関しては、別途15万円かかっておりまして、それも保険のほうから出ております。

以上です。

○議長(荒川 孝一君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 孝一君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第43. 陳情第1号

○議長(荒川 孝一君) 日程第43、陳情第1号水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書についてを議題とします。

本件の内容は、お手元に配付してあるとおりです。内容からして、総務建設常任委員会に付託します。

日程第44. 休会の件

○議長(荒川 孝一君) 日程第44、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日12日から16日までを各常任委員会のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 孝一君) 異議なしと認めます。よって、明日12日から16日までを休会とすることに決定しました。

○議長(荒川 孝一君) 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第1回錦町議会定例会1日目の会議を散会します。

午後3時11分散会

令和7年 第1回 錦町議会定例会議録 (第2号)

招集年月日	令和7年 3月11日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和7年 3月17日 令和7年 3月17日	午後 1時30分 午後 3時54分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
凡例	4	〃 早 田 和 彦			
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二			
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	10	金 山 民 幸	11 高 田 孝 徳		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課長	山 園 琢 磨	農林振興課長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	保険政策課長	吉 田 誠 二	地域整備課長	上 野 陽 一
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課長	吉 田 誠 二	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時30分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第1回錦町定例会7日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

質問の順序は、抽選により決定しております。

2番、丸小野聖一議員、6番、石松まゆ子議員、4番、早田和彦議員、5番、吉田眞二議員、3番、梶原誠二議員、7番、竹田農利人議員の順となります。

本日は、2番、丸小野聖一議員、6番、石松まゆ子議員、4番、早田和彦議員の予定です。

2番、丸小野聖一議員の一般質問を許可します。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 皆さん、こんにちは。2番議員の丸小野聖一でございます。議長から許可を頂きましたので、令和7年第1回定例会一般質問を行います。

いつも言っていることではありますが、私が目指すもの3つ、ここでお話しをさせていただきます。

1つ目、希望、将来が明るく生きがいを感じる社会。

2番目、創生、今ある価値そして新しい価値を創造する社会。

3番目、伝統、過去を重んじ未来につなげる社会。

この3つを目指しております。

それでは、今回の一般質問に移ります。

今回は、錦町の医療・介護について。

質問の要旨1、医療・介護の現状と問題点。

質問の要旨2、第6期錦町総合計画より福祉・介護・健康づくりの対策について。

質問の要旨3、医療介護の将来展望について、質問を行います。

それでは、これより順次、質問席より質問を行いたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） それでは、質問に移らせていただきます。

質問の要旨に移る前に、自分がなぜ医療かということについて、少し前置きをさせていただきたいと思います。

今回、私、昨年9月に体調を崩しまして、自分自身が原因だったんですが、2024年に自分の事業も始め、色々なことに事欠けて自分の体調管理、これが結果的には長期の議員活動も若干御迷惑をかけておりますし、家族にも迷惑をかけておりました。体調の管理が原因での体調の不良、これによって皆様に多大な御迷惑をおかけしたこと

を今回感じまして、医療・介護について、少しでも皆様の御理解、町政が町の運営が少しでも良くなればということで質問をすることに至りました。

今回、体調を崩しまして、3つ考えたことがございます。

1つ目が、本当に普通に生活ができる。例えば、見る・読む・書く・歩く・寝る・食べる等の、普通に私たちが私も普通にやってきたことができなくなりまして、本当に普通に生活できることのありがたみ、これを今回感じました。

2つ目が、周りの人の支えがあってこそ自分だと、特に、議員の同僚の方もそうですし、役場の方もそうですし、特に家族の大切さ、これをしみじみと感じた出来事でございます。

それから、最後3つ目なんですけど、これは学んだこと、考えたことではございます。人として、社会に、議員としてもそうなんですけど、何が貢献できるのかなということを考えました。やはり世の中には知っていることがあります、1つはですね。

2つ目、知らないことがあります。私を感じたのは、今回、体調を崩して頭の中ですごく考えたのが、知らないことを知らない。ここが非常に多いと。今回その医療・介護について、常日頃、皆様もそうですし、私も国会中継なんか見ているとほとんどそればかりでございますので、考えるんですが、やはり知らないことを知らないことが非常に多いのかなということで、解説も含めましてより分かりやすく、町民の皆様将来どうなっていくのかということ、ここで結論が出る話ではないと思うんですが、今回の質問の中に織り交ぜていきたいと思えます。

前置きが本当に長くなったんですが、質問に移らせていただきます。

要旨の1、医療・介護の現状と問題点についてお尋ねします。

まず、国民健康保険の被保険者について、直近の現状と件数・世帯数等を教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

国民健康保険の被保険者につきましては、10年前の2014年の被保険者は、1,671世帯、3,300人でありましたけれども、2024年の被保険者数は、1,312世帯、2,177人となっており、減少傾向であり、今後とも減少していくものと考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） それでは2つ目に、後期高齢者医療の被保険者についてお尋ねいたします。件数等を教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

後期高齢者医療の被保険者につきましては、10年前の2014年の被保険者数は1,696人でありましたが、2024年の被保険者数は1,757人となっており、若干の増加傾向にありましたが、団塊の世代と言われる方々が、後期高齢者医療に移行するピークが2025年と言われております。今後、10年程度は増加傾向で推移した後、減少に転じていくものと考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 立て続けの質問になりますが、介護保険の被保険者につきまして、同じく教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えいたします。

介護保険の被保険者につきましては、10年前の2014年の被保険者数は3,082人でしたが、2024年の被保険者数は3,515人となっており、増加傾向であります。今後はしばらく横ばいで推移した後、減少していくものと考えられます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 今、担当課長から数字を述べていただきました。国民健康保険の被保険者については、現在2,177人ということで、これから若干減少傾向になるということでございます。後期高齢者医療の被保険者については、現在1,757人ということで、若干の増加傾向になるということですが、これからピークを迎えて、そこからは減ってくる。

介護保険の被保険者については、現在3,515人と増加傾向になっておりますが、横ばいになって減少していく。これは人口の変化に応じて、今後、若干減少傾向になるのではあるのですが、いずれにしても、この費用のところについては、私たち住民の負担というところも、今後、大きな問題になってくるのは間違いないのかなと思います。

ここで、少し私のほうから先ほど言いました、知らないことを知らないことの一つだったのですが、医療費と保険国保についてお話をさせていただければと思います。

いずれにしても、非常にややこしい状況になっているのですが、私もそうなんですけど、日本国でどういうふう医療、国民皆保険、これは国民健康保険について理解をされているのかということ、今回、私も通院を何回もする中で、高額医療費制度というのを使いまして、こういう制度があるんだと、自分がいろんな保険を払いながらも知らないことがたくさんありました。

今回、私がこの短時間の中で、今から数字をバラバラと申し上げますけど、これで医療費のことが分かった、国保のことが分かったというのは到底無理なお話であります。ところが、今回、国会の中でも、毎日に社会保障について書いてない日がない、国会の中で出てない日がないぐらい、これからの日本にとって、錦町にとっても非常に重要なところになるのではないかと思います、お話をさせていただきます。多分ちょっと頭がこんがらがる話になるかもしれませんが、是非分かりやすく説明しますので、聞いていただければと思います。

まず、医療費というところなんですけど、これから錦町ではなくて日本の話でございます。現在48兆円という数字でございます。48兆円という数字がどのぐらいの数字かといいますと、令和6年度の国の歳入歳出については113兆円でございます。その規模でございます。100兆円を超えて久しいですが、そういう状況の中で日本の医療費というのは、大まか国家予算の半分ぐらい48兆円だということを、まず頭の中に置いていただければと思います。

その財源は48兆円のうち35%は税金でございます。国が12兆円、地方が5兆円となっております。保険料、皆様、私たちも払っている保険料で50%、24兆円が賄われております。残りの15%、7兆円が患者負担、お支払いをしているその負担、人によってその負担率は違うかと思うんですけど、今75歳でもの20%の方は3割負担されているということでございます。48兆円のうち35%が税金、保険料が50%、患者負担が15%というふうになっております。

それは何に使っているかということでございますが、48兆円のうち23兆円は医師等の人件費でございます。約半分、47%が人件費でございます。21%の10兆円が薬に使われております。3兆円が医療材料に使われており

ます。12兆円が光熱費とか賃借料等に使われております。

何が申し上げたいかという、この48兆円のサイズというのをまず頭の中に置いていただければ、日々の新聞記事の内容だったり国会の内容だったり頭の中にすっと入ってくるのではないかと思います。

ここで調べてみたんですが、1兆円って見たこともないですし、どういう規模なのかということで、これで分かりやすくもないんですが、1兆円というのは1万円を重ねていくと、上に10キロメートルでございます。重さ10トンでございます。そのお金の規模、なんとなくイメージは全然湧かないかと思うんですけど、1兆円という数字についてはその規模で考えていただければと思います。

ここで問題なのは、国民1人当たりの医療費が伸びているということなんです。要はこの費用が伸びている、大体2.6%毎年伸びている。じゃあ私たちの稼いでいるお金、給料は1.8%しか伸びていない。ここが今、国会等々でやられている大問題でございまして、私たちの保険を負担しているところが、どんどん負担が増えていくと、このままいけばね。だから賃金を上げましょねという話をしているわけです。

国民1人当たりの医療費が伸びるのは当然の話でございますので、給料を上げようとか賃金を上げようという話は、この社会保障の中でいかにこの医療費というのを負担していくか、直結するわけでございますので、ちょっと中身が分かりにくくなったのかもしれませんが、この数字と何が問題であるかということ、是非御理解いただければと思います。

それからもう一つ、市町村の国保について、これは錦町ではなくて全体の話でございます。これも数字が出てきて大変恐縮ではございますが、自営業、退職者などの市町村国民健康保険については10兆円でございます。給付金が8.3兆円でございます。それから収入については、公費は4.1兆円、保険料が2.3兆円でございます。ほかの3.6兆円は、ほかの健保から補填されています。面白いのが、これは詳しく説明すると時間がかかるのですが、私はもう加入していないんですけど、市町村国保については、1.6兆円については、後期支援金ということで、後期高齢者医療制度のほうに補填されています。

何が言いたいかという、皆さんが支え合っている保険についての仕組み、今、一端として支援金が後期高齢者保険のほうに支援されているということですけど、ここもある意味、御理解をいただいたほうがいいのかと思います。町民の方、私もそうなんですけど、もちろん執行部、役場にいらっしゃる担当の方とかは、こちら辺も御存じなのかもしれませんが、今回、医療費が上がるよねとかいう会話、介護保険料が上がるよねという話の中で、やはりこの細かい制度というところを御理解いただくかいたかないかで、やっぱりこの理解度というのが変わってくるのかなと。

やっぱり私たちはみんなで支えていく社会になっていくので、これ人口が減るとさらにということになるわけですけど、根本の数字のところは是非御理解いただいて、今後の国の政策だったり、町の動きだったり御理解いただくとより一層理解が深まって、ここは反対だということも明確に言えるのではないかなと思います。ちょっと解説が長くなって大変恐縮なんですけど、一言御説明だけ差し上げました。

それでは質問の要旨1の続きに行きますが、町内の医療機関について教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

町内には現在6つの医療機関がございます。いずれも入院できる場所はございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 介護施設について、続けて教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

介護施設につきましては8つございます。その中で、錦町にお住まいの方が優先して入所や利用できる地域密着型と言われる施設が4施設ございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。それでは、医療介護の現状については、件数等々教えていただきましたが、問題点について、たくさんあると思うんですが、要旨を教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

問題点、色々ございますが、数点のみお答えをさせていただきます。問題点といたしまして、近年少子高齢化による人手不足が深刻化しておりますけれども、医療・介護分野でも例外ではないと聞いております。

また、先日、現役のお医者様とお話をしたところ、医師の高齢化による医師不足、これも顕著になってくるということもおっしゃっておりました。また、現在、人吉医療センターにおける産科医師の不在によりまして、迅速な救急対応が必要とされる産科救急疾患や多胎妊娠等のハイリスク妊婦、こちらを遠方の医療機関へ搬送せざるを得ない状況が続いておりますので、産科医師の配置について要望活動を行っているところでもございます。

さらに、ただ今、郡市医師会ごとで、複数の医師が在宅当番医制によりまして、比較的軽症の救急患者を受け入れてもらっておりますけれども、医師の高齢化や働き方改革などによりまして、これらの制度を維持することも困難になってきている現状にございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） どうもありがとうございます。現状でその要旨だけのお話ではあったと思うんですが、ポイントは、やはり人手不足、それから緊急の対応、それから産科、この3つが今、御発言いただいた中で問題になっているということでございます。

これまでも、色々な同僚議員も、ここの点に関しては質問をされたと思うんですが、今後も、この問題点について継続的に考えていきたいと思っておりますが、今日は問題点、医療確保の現状と問題点についてはここで終わりたいと思います。

それでは、質問の要旨2番目の第6期錦町総合計画より福祉・介護・健康づくりの対策について、ここもちょっと大まかにどんなことをやっているのかを教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

第6期錦町総合計画における高齢者福祉対策の取組事業といたしまして、次の6点を掲げております。

まず、1点目ですけれども、独居高齢者が自宅にひきこもり、社会と関わらない傾向にあることから、独居高齢者の社会との関わりの喪失。

2点目に、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増え、地域との交流も少なくなっているため、高齢者の生きがい喪失や介護予防等の観点から「地域の縁がわ」の全町への拡充。

3点目に、認知症について正しく理解してもらうために、認知症サポーター要請講座などを通じた認知症に関する

理解の促進。

4点目に、虚弱な高齢者に対しまして生活援助員を派遣し、買物や掃除、調理等のサービスを提供する生活援助事業。

5点目に、地元スーパーの移動販売による買物弱者の移動販売支援。

6点目に、高齢者の移動手段として利用頻度が高いタクシーの利用券の発行や、70歳以上の高齢者の安全運転を支援するため、安全運転支援装置の整備に要する費用を支援する高齢者の移動手段の確保・支援。この6つの事業を掲げております。

この6つの事業は、いずれも目標達成に向けて取り組んでいるところでございますが、中には重要業績評価指標、KPIを達成している事業もあります。未達成の事業につきましては、達成に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。自治体と地域の関わりは非常に大事だと思っています。これから私の家族もそうなんですけど、うちの両親が高齢化してきておりますので、これからどうしなければいけないのかということも、家族だったり地域だったり自治体だったり、色々な相談がこれから出てくるのかなというふうに思います。

ここで突拍子もない話でございますが、じゃあ、これから日本はどこに向かっていくのかと。よく挙がるのがフィンランドなんですね。去年ちょっとフィンランドとは、ある関わり合いのある出来事があったんですが、ちょっとそこは時間がないので申し上げますが、幸福度ランキング上位というか世界第一と言われております。じゃあ、そこに日本は向かっていくのかという話なんですけど、決して私はそう思いません。

大体フィンランドというのは調べてみると、日本の国土と大体同じ面積でございます。そこに大体500万人強の人口ですので、25分の1ということでございます。じゃあ税金はどうなっているのかと言いますと、消費税は24%、収入から引かれる税金は平均で55%でございます。例えば20万円もらったら十数万円は税金で引かれてしまうと。最高税率が70%でございます。これは当然高級を取っていらっしゃる方は70%の負担でございます。

じゃあ、ここでなんで幸福度がナンバーワンなのかと言いますと、福祉国家と言われておりますように、学業については無料、介護・医療等も全額無料ということでございます。それをやれば日本は、皆さんが幸せになるかということ、そうではないというふうに思っています。人口のサイジングが全然日本と違いますので、政治家に対する信頼度も全く日本が悪いとは言いませんが、違うということで、ここが成り立つということは、なかなか日本では難しいのかなというふうに思います。

そのフィンランドでも、直近日本を抜くぐらいの出生率の低さが起こっています。これはロシアとウクライナのところに関わってくるかと思うんですけど、隣国がロシアでございますので、エネルギーも高騰しています。

やはり2極化するということで、精神的な病気、鬱病等が非常に多いと、世界で第9位になっているということで。これは簡単には言えませんが、先ほど課長が言われた地域との関わり、これがあまりにも全部、政府がサポートしてくれるものですから、大丈夫でしょうということで、やはり錦町だったら、例えば分館であったり部落であったり、御近所様であったり、田舎独特の関わり合い、これが欠けての結果、幸福とはアンケートで出てはいますが、精神的な疾患だったり、特にこの10年間、若者にホームレスが増えているというお話も聞いています。データとして載っています。

やはり地域との関わり合いがないと、幾ら世界で一番幸せな国と言いながらも、戦争が起きたり、エネルギー価格

が高騰したり、医療費が全額払われても、じゃあ、ハッピーなのかということで、やはり日本型の高齢化社会に対する迎え方、これからのかじ取り、やはり非常に難しいと思うのですが、簡単に税金を50%に引き上げて、消費税も24%、30%にして、福祉、介護、医療を全部見ますよというふうにしても、決して成功するわけではないと思いますので。

こども先ほどの知らないことを知らないということの一つですが、ここで言いたいことは、地道な、先ほどの独居高齢者、地域の「地域の縁がわ」、買物弱者への移動販売支援、地道な自治体と地域のコミュニケーション、それから御近所様同士のコミュニケーション、やはりここがポイントになるのではないかと思います。

そういう意味では、これ以上にやらなければいけないということなんですけど、先日、金曜日ですけど、今税務申告をやっているの、税務課長が耳の遠いおばあ様に、一生懸命、納付書の説明を2回、3回、4回、大きな声でやっていました。やはり、自治体と窓口ではあるのですが、一つ一つのコミュニケーションをより一層丁寧に、本当に税務課長の御苦労も聞きながら分かったのですが、やはりそういう一つ一つの対応をしっかりと、これからやっていくべきではないかというふうに感じたところでございます。

それでは、質問の要旨3でございますが、これからの展望、まずは担当課長のほうにお聞きできればと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、医療給付費2.6%の増ということで、今後も医療技術の進歩などによりまして、給付費のほうは高くなっていくのかなと思っております。

その中で、医療給付費と介護給付費を抑えるには、平均寿命と健康寿命の差を小さくすることが大事であると言われております。平均寿命とは、生まれてから亡くなるまでの期間を指す言葉でございますけれども、健康寿命とは、健康上の問題によって日常生活が制限されることなく生活できる期間を意味しております。この差が、男性で約9歳、女性で約12歳あると言われております。

平均寿命と健康寿命の差が大きくなると、当然、医療給付費、介護給付費が増えることとなります。疾病予防と健康増進、介護予防などによりまして、平均寿命と健康寿命の差を小さくすることが、医療給付費、介護給付費を抑えることにつながります。

ここで、健康寿命を伸ばすためにはということで、4つのことを申し述べさせていただきます。

1つ目は、適度な運動です。適度な運動とは、毎日プラス10分の運動、例えば10分多く歩いたり、エレベーターではなく階段を使ったりなど、生活習慣病予防の観点から、男性で9,000歩、女性で8,000歩が目安とされております。

2つ目が、適切な食生活です。適切な食生活とは、1日にプラス70グラムの野菜。1日にプラス70グラムの野菜とは、朝食や昼食で野菜を摂る、小皿一皿分の温野菜を追加するなど、生活習慣予防の観点からは、毎日350グラムの野菜が推奨されております。

また、本町では重症化予備軍である高血圧の疾病割合も高く、減塩も非常に大事であると考えております。

3つ目は、禁煙です。タバコには4,000種類もの有害物質が含まれており、喫煙は様々な病気のリスクを高めると言われております。

4つ目が、健診の受診です。早期には自覚症状のない病気もありますので、リスクを早期発見し、対処していくために、定期的に自分の体の状態を知っておくことが重要となります。

このように、適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診の受診が大事だと言われておりますので、若い頃からの生活

習慣を見直し、将来の病気や介護のリスクを減らせるように、これまでの取組を継続してまいります。

また、健康寿命を延ばすためには、食事や運動だけでなく、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、人との関わりが大事だと言われております。社会参加することで生活が充実したように感じる健康面、体力面に自信がつくなど、生きがいを感じる機会が増えることで、病気や要介護といった状態を予防するという考え方もございますので、地域との関わりへの創出に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。最後に、町長にこの医療・介護についての総合的な将来の展望という形でコメントいただければというふうに思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） ただ今、質問議員の体験から貴重な質問をしていただきました。ありがとうございます。

実は私、独り身でございまして、今答弁しましたように、男性が9,000歩、女性が8,000歩という目安といえますかね、それをいかにして実行できるかなと、実行しようかなと思っております。

やはり若いときから健康に関心を持って、日頃からそういう努力をする、運動をするということが職務も含めてですけれども、一番大事だろうと思っております。

町といたしましても、そういう面を、まだまだ足りない部分もありますので、住民の皆さん方にしっかりと話を進めていこうと思っておりますし、今後、議員の皆さん方におかれましても、色々な場面で健康について協議をされる部分があるかと思っておりますけれども、健康の大事さ、健診の大事さというのを、お努めいただければなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 町長、ありがとうございます。あと2分時間がございますので、これを答弁は求めません。1つ提案というか、検討していただきたい事項を2つ、3つと思ったんですけども、2つにします。

まず、あいねっと放送で、お悔やみが流れて、その方の生前のことを言われて、ああ、そうだなということで、家族で会話をするという場面が多いかと思えます。これも色々問題があってやっていないのかもしれませんが、赤ちゃんが誕生したということで、リアルタイムではないにしろ、おめでたいこと、町としても非常に喜ばしいことという一つのニュースとして、できれば、あいねっと放送でそういう放送していただくと、ぽっと明るい話題ができて、どこのお子さんやろうかみたいな会話も起こってくるので、色々な問題があるのかもしれませんが、一つそこは、町として明るいニュースの一つとして、生まれた誕生日、誕生おめでとうみたいなことはやられていいかなというふうに思えます。

それから、これも長くなるので端的に申し上げますけど、これから私が、錦町、地域の再生にとって、何が一番大事なのかって考えますと、郷土の愛ではないかと、郷土愛ですね。「ふるさとを愛する。」これがポイントになるのではないかと思います。ひいては日本の愛国心という形になるんですけど、民族として家の概念、これが今、国会でも問題になっています夫婦別姓によって根本から変わろうとしています。

これについては、私ははっきりと反対なんですけど、やっぱり家、家名とか、家の名前とか、家名が汚れるとか傷つくとかいう形もあるかと思うんですけど、やっぱり先ほどから見る人の生活の根本は家であります。それから地域になると思うんですね。是非この別姓について反対という理由は話せませんでしたけど、家族、郷土愛、これからも

っともっと大事になると思いますので、私も含めて発信をしていきたいなと思います。これにて質問を終わります。
以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野聖一議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時20分から開議します。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

6番、石松まゆ子議員の一般質問を許可します。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 皆様、こんにちは。6番議員の石松まゆ子でございます。議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、傍聴いただき、誠にありがとうございます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様に心より感謝申し上げます。

今年の1月から2月にかけて、大雪が降り大変寒い日が続きましたが、いかがお過ごしでしょうか。私ごとではありますが、主人が熊本県農林水産業功労者の表彰を受けるため、二人で熊本に行き、表彰式に参加してきました。会場では私たちの表彰式の少し前に県内の生産者をたたえる県農業コンクールの大会で入賞された人々に会うことができました。経営の合理化や生産技術の改善に積極的に取り組み、ほかの生産者の見本となる経営体、次世代の熊本県農業を担う新人を地域活性化に貢献する地域能力の部門があり、日本の農業の牽引役として活躍をされている人たちの顔は自信と誇りに満ちているように見え、農業をなりわいにしてきた私は「これからの農業の未来のため活躍を願っていますよ」と心の中でエールを送りながら、私たちも会場に入りました。木村知事から一人一人に表彰状が渡され、最後に功労者代表挨拶で「近年の気候変動や生産コストの上昇、加速する農家の高齢化、担い手の減少など国内農業を取り巻く環境は厳しい。しかし自分たちの地域は自分たちで守って頑張ってきた。これからも自分たちでできることは力の限り頑張っていきます」と力強く言われた言葉が心に残り、帰りの車の中で「まだまだこれからばい」と言いながら帰ってきたところでありました。農業をなりわいとしてきた一人として、農業の振興を心より願っているところでありました。

少し前置きが長くなりましたが、ただ今より質問に移ります。

今回の一般質問通告書には、医療、教育に関わる2項目を掲げております。

質問事項1、生活習慣予防の対策は、

- 1、肥満の現状とどのような見解を持ち、肥満をどう捉えて対応しているのか。
- 2、特定健診、後期高齢者健診、がん検診の受診率は、
- 3、健診受診率向上の取組は、
- 4、後期高齢者の人間ドック助成について。
- 5、中学生健康診断の取組について。

質問事項2といたしまして、部活動の地域移行について、現状と移行について質問いたします。

まず、登壇席より1項目目を質疑し、ほかは質問席より順次質疑させていただきます。

質問事項1、生活習慣予防対策はについてお尋ねをいたします。

厚生労働省のデータによりますと、熊本県民は、血糖値を反映するヘモグロビンA1cという値で判定する糖尿病と糖尿病予防群の割合が、男性26.75%、女性21.83%で全国で最も高いそうであります。また、メタボリック症候群の割合も全国で上位と言われております。

熊本大学病院に2024年の6月に肥満症外来、25年1月には肥満症を専門とする治療センターが設置されております。肥満を原因とする合併症など治療が主な目的だそうでございます。肥満に伴う病気を抱えた患者に対するため、食事や運動の指導や治療薬の処方など、各診療科と連携して様々な治療を効果的に組み合わせて包括的に治療に取り組むとされております。

錦町としては、肥満について、錦町の現状をどのように捉え、対応されているのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

モニターのほうを御覧ください。これ町のライフコースというものですが、人の人生を妊娠期から高齢期で見る表になりますが、この中で肥満につきまして、学童期から年代が上がるにつれて増加しています。コース別に見ますと、小中学生の肥満割合は、国・県と比べて高い状況にあり、小学校4年生を境に肥満は全体の2割になります。19歳から39歳の基本健診の結果を見ますとこれが3割となり、特定健診の対象である40歳から74歳の中で、特に働き盛りの40歳から50歳代では4割と肥満は増加傾向にあります。肥満は生活習慣病の基礎となることから、子どもの頃からの食生活、運動習慣が生活習慣病を予防することにつながるようになるため、今後取組の強化が必要と感じているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今答弁を頂きましたが、運動の習慣の改善ということと、私も生活習慣病などの見直し、重症化にならないようにするのがと思いますけれども、そういう対策をするということでございましょうが、生活習慣病は我が国の死亡の原因の5から6割、国民医療費の3割を占めているそうでございます。肥満症を原因とする合併症には、少し調べただけでも、内臓脂肪が増えると高血圧や動脈硬化、糖尿病、それと認知症などのリスクがあるとされております。また、肝臓に脂肪が蓄積すれば肝硬変や肝がんのリスクが高まると言われております。今、各病院では、国の進めもありまして生活習慣改善に取り組むため、目標を立て療養計画書を出して指導されております。私も血圧が少し高いものですから、もらっていて、心臓病とか脳卒中にならないように指導を頂いているところであります。高齢者社会でも毎日健康に過ごすためや高騰する介護保険や医療費の抑制を図るためにも、先ほど課長が言われたように運動習慣とか、生活改善の対策が必要と考えます。

5年ほど前に4番議員が健康診断受診率向上に向けて質問をされたことがありました。そのときは町長4期目でございましたので、4期目の目標の中で健診の受診率の向上を掲げておられまして、答弁の中でも、若い人たちにも早いうちから行っていただく、そのような方法を取りたい。また人間ドックの助成も引き上げていきたいと考えているという答弁をされていたと思っていますので、また今回の令和7年度の施政方針の中でも、引き続き、町民の健康意識の醸成を図っていくと述べられているところでありますが、私も、生活習慣病の予防と早期発見、治療には重要なのが特定健診やがん検診などの定期的な受診ではなかろうかと思っております。

錦町では、人間ドックの個人負担の軽減として、令和5年から、女性3万5,000円、男性3万円を助成していただいているところでありますが、前回質問されたときには女性が2万5,000円、男性が2万円でございますので、助成金額を増加して受診率向上に向けて頑張っていただいていると思っております。私も毎年利用をさせてい

ただいておりますけれども、非常にありがたいなと思っているところであります。

そこで、第6期錦町総合計画後期中で特定健診の受診率を国の目標60%以上の受診率の向上を目指すとしておりますが、錦町の現状、特定健診、後期高齢者健診、がん検診の受診率についてお尋ねをいたします。

また、国の目標でありますこの60%の受診を達成することにより、インセンティブ、報奨金制度があるということをお尋ねしておりますが、どのような制度で、錦町に対してどのようなメリットがあるのか。この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

まず、健診の受診率ですが、令和5年度の特定健診の受診率でございます。特定健診の受診率が63.5%、後期高齢者健診の受診率が28.3%、がん検診受診率は、胃がん、50歳から69歳、これが13.9%、肺がん、40歳から69歳、14.8%、大腸がん、40歳から69歳、これが15.4%、子宮頸がん、20歳から69歳、21.7%、乳がん、40歳から69歳、これが25.3%となっております。

次に、インセンティブの話ですが、特定健診の受診率、先ほどおっしゃいましたとおり、国の目標が60%、これを超えております。これにつきましては、県から特別交付金としてインセンティブの交付金が交付されております。令和5年度で118万8,000円、これが交付されておりますので、国保特会での事業に充当している状況です。引き続きこの交付金が交付されるよう、健診受診率の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。

今答弁を頂きましたが、特定健診も町長も非常に健診に対して力をいれていただいておりますし、健康増進課とか保険政策課の努力もあり、国の目標の受診率よりも、今答弁があったように63.5%ということで、高いので安心をしたところでございます。

また、インセンティブ、報奨金についても答弁を頂きましたが、受診率を上げることにより県からの交付金があるということで、自分の命の問題でもありますけれども、本人、受診された方のためばかりでなく、町の財政にも影響しますので、是非健診を勧めてほしいと思っているところでございます。

また、保険料の増加や介護保険の増加につながる後期高齢者の健診にも、個人負担の軽減として人間ドックの助成があるということでございますが、内容はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

後期高齢者健診受診率の向上のための取組の一つとして、令和6年度から後期高齢者医療人間ドック助成事業を開始いたしました。こちらは男性3万円、女性3万5,000円を上限に人間ドック費用の2分の1を助成する事業でございます。後期高齢者医療の人間ドックにつきましては、被保険者御本人が健診機関に申込みをしていただき、人間ドック受診の際には一旦費用の全額をお支払いいただきます。その後、領収証と健診結果表を持参していただき、申請書を提出いただいた後、審査を経て助成金をお支払いする流れとなっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。今答弁を頂きましたけれども、非常にありがたい

取組だと思っておりますが、今答弁の中で、健診を申込みするときも自分で手続をするんですけども、問診票が返ってくるんですけども、それもメールで手続がほとんどでございます。私もしてみましたけれども、私たちみたいに高齢になると、スマホで問診を送るというのなかなかできないということも私も分かっていますけど、そういう声もあります。

また、健診後、高額な金額の立替えや助成の請求を町に申請しなければならないという答弁でございましたけれども、大変という声もあります。自分のことですからそのくらいはしていただろうと思われるとは思いますが、なかなか難しいところもありますので、財政も厳しい中でありますけれども、後期高齢者の人間ドック助成についても、できれば74歳までと同じような手続で受けることができましたら受診率も上がってくると考えますが、その町の考えが1点と、高齢者になるほど介護保険を使う頻度が多くなると思います。後期高齢者健診の受診は、先ほども2番議員のときも言われましたけれども、早期支援をすることで重症化を防ぎ、介護保険料の軽減にもつながると私は考えますが、後期高齢者の受診率の向上に向けた取組として考えていただけないかということで、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

この後期高齢者医療の人間ドック助成は、令和6年度から開始した事業でありますので、どれくらいの被保険者の方が受診されるのかも分からず、人間ドック費用を全額お支払いいただいた後、助成金を交付する償還払いでの運用としたところでございます。

現在、議員言われる国民健康保険の人間ドックにつきましては、健診機関、4医療機関がございます。人吉医療センター、総合健診センターコスモ、日赤、高野病院がございますが、こちらはいずれも委託契約を結んでの実施となっております。このように国民健康保険の人間ドック同様に、町に申込みをして健診費用から助成金を差し引いた費用を健診機関に支払うことになると健診機関との委託契約が必要になりますので、早くても令和8年度からになりますが、検討してまいりたいと思っております。

また、後期高齢者健診の受診率につきましては、県平均と比較した場合につきましては、10%ほど現在高い状況にありますので、引き続き受診率の維持向上に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。いろんなことで財政も厳しい中していただくだけでも本当にありがたいことなんですけれども、そういうところも考えていただきまして、健康寿命の延伸にもこれにつながると思いますし、後期高齢者のこの受診率も、今答弁がありましたように、県の平均よりも10%高いという答弁でございますので、これからも大変かと思っておりますけれども、重症化を防ぐためにも受診率の向上に向けて頑張っていたきたいと思っておりますのでございます。

次に、中学生健康診断の取組についてお尋ねをいたします。

平成28年度より、町では、子どもの頃から自分の健康について家族で考え、生活習慣を振り返ってもらうことを目的に、生活習慣予防のための取組として、中学3年生を対象にして中学生健診が行われているわけですが、これが行われた、どのような見解を持ってこの取組を始められたのか、どのような対応をされているのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

議員おっしゃいますとおり、平成28年から取り組み始めた事業になりますが、中学生の親世代30歳から50歳代、こちらの健診結果から糖代謝異常や脂質代謝異常が見受けられていたことから、若い頃からの血管内障がいが出てきていることが考えられました。そこで若い世代への健康に対する意識づけや早期介入を目的として、中学3年生を対象に実施をしたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。今答弁がありました中で親世代が健診の結果が悪かったということと言われましたように、家族というのは同じ食生活、同じ食べ物を食べるということで、子どもの食事はこれ、大人の食事はこれというのはなかなか難しいとは思いますが、やはり食べることから、ここからもう見直す必要が大事じゃないかなと私は思っております。

私の先輩の奥さんで、非常に食事に気をつけられてやはり野菜などを中心にした食生活をされているところがありますが、非常にその旦那さんが言われるのに、「うちの奥さんは非常にバランスを考えて食事を作っていただきますので、非常にこう自分も健康でいられます」ということを聞いたことがありますけれども、本当に食生活のバランスというのは非常に私も大事じゃないかなと思っておりますが、食生活の指導は食生活改善推進員さん、そういう人たちと連携して進めれば非常に効果が出るんじゃないかなと思っておりますが、そのところの取組というのはどういうふうに行われているのか。

また、先日テレビを見ておられますと、宇城市、合併しましたので宇城市になっておりますけれども、松橋町がテレビに出ておりました。そのテレビの内容は、指を入れるだけで野菜の摂取量が数値で分かるような機械が庁舎のロビーにあるように説明があつておりましたけれども、そういう機械があれば、それを使うことによって栄養のバランスの指導をされている保健師さんとか、食生活改善推進員の皆さんとか、給食センターとか、いろんなところでそれを使うことによって、また栄養のバランスというのを、自分がどれだけ野菜を摂っているのかなというのが分かって見直す機会になるんじゃないかなと私は思いますけれども、このような機械を導入する考えはないか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） すみません。議員先ほどの一つ前の質問で健診の結果とかをちょっと説明させていただいてよろしいですか。すみません。

令和6年度の健診結果につきまして、ちょっとお答えをさせていただきます。

基準値を超える項目が多かったのが、腹囲80センチ以上の割合が20%、ヘモグロビンA1c 5.6以上の割合が32%、尿酸、男性7.1以上、女性6.4以上の割合が19%という結果であり、大人の健診結果と同じ状況が既に中学生にも見られました。

背景には、遅い夕食時間なども影響していると考えております。夕食の時間が20時以降、夜8時以降の人が6割に上ったようです。

健診結果につきましては、学校行事の一環として保護者も同席の上で説明会を開催し、健診結果表の見方や食事などについて、保健師等からそれぞれの専門分野の視点から説明を行っております。

また、ヘモグロビンA1c 5.6以上、空腹時血糖100以上であった生徒を対象として4ヶ月後に簡易測定会を実施したところ、7割の生徒が参加して、ヘモグロビンA1c 5.5以下の正常値に改善した生徒が92%という結

果でございました。血糖値が改善した理由を聞いてみますと、ジュースや甘いお菓子を減らした、野菜を多く食べるようにしたなど生活習慣の改善が健診結果の改善につながったことが分かっております。

また、アンケートを実施した結果、健診後も56%の生徒が「生活の中で気をつけていることがある」と回答していることから、健診結果を理解することで生活改善のきっかけとなったことが分かっております。保護者からも、子どもの健診結果から、家庭での生活、特に食事面を振り返る機会となったことや野菜を多く食べるようにしたいというアンケート結果も多く、保護者に理解してもらうことで、中学3年生だけでなくほかの子どもさん、御兄弟などの子どもの頃からの生活により影響を与えることにつながり、健診結果説明の大切さを実感しているところでもございます。

続きまして、先ほど御質問のございました、食生活改善推進員の関わりにつきまして、直接この中学生健診に関しましては関わってはおりませんが、食生活推進員の協力で制作しました減塩白だしを使ったレシピ集と減塩白だしを配付して、町の取組について周知を行っているところでございます。

また、2点目の皮膚の色素から野菜の摂取量を測定できる装置のことにつきましてですが、現時点では設置の予定はございません。宇城市役所に確認しましたところ、測定器、専用台、ロールスクリーンを含めて1台で470万円ほどするそうでございます。かなりの高額になりますので、補助金の活用ができないか調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。私も金額を聞いてみたところでありますけれども、非常に金額が、私は二、三十万円で購入できるかなと思っていたところなんですけれども、470万円と聞いてびっくりをしたところでありますが、やはり食生活というのは非常に大切と考えますので、先ほど課長が答弁の中にありましたように、よい補助金がありましたら是非活用していただいて、導入のほどよろしくお願いいたします。

また、今課長の答弁の中でもありましたけれども、私も広報紙を見まして保健センターのところの記事を見たところでありますが、中学校健診の結果が本当に載っておりました。令和6年度は93人中32人が健診で再検査は必要という結果が載っておりまして、その再検査を32人の方を対象に4ヶ月後にされたということですが、改善された方が92%と結果が出ておりましたので、指導することによってこういう結果が得られるということは非常に大切じゃないかなと思ったところでございます。本当に、また、健診結果の説明の大切さというのを実感していると言われましたけれども、私は若年層の糖代謝異常などの生活習慣病の早期発見予防を目的に、錦町以外でどう自治体がされているのかなということ調べましたところ、球磨郡の中でも2村ありました。全国でも非常に行われているところでありますが、あるところの例ですけれども、そこは小学校の5年生と中学3年生を対象にされておりましたけれども、大人になるほど食生活の改善が難しくなるということと、健診結果の異常が二十歳まで持ち越すというデータがあるそうでございます。そこで、子どもの頃から家庭での食事や運動など、生活習慣に関心を持って健診結果を比べることで、健診の大切さというのを本人が自覚するというのが一番大事というふうに書いてありましたけれども、私もそうじゃないかなと思っております。

また、専門的見地からデータを解析することによって、生活習慣病の発症に関する原因を明らかにすることによって本当の改善につながるというふうに書いてありましたけれども、そして、その町の財政や個人負担の軽減につながったというふうに述べられておりましたけれども、私も10年以上人間ドックを受けていますけれども、そういう中でデータを比べることで私の健康づくりにもなっているんじゃないかなというふうに思うことがありますが、そういうふうにと、三回、お金はこの間聞いたところ1人5,700円、それに生徒の数ということを説明を受けたとこ

ろであります。そういう二、三回ぐらいの取り組む考えはないかということをお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

中学3年生健診の保護者のアンケート結果から、生活習慣を早い段階で見直すきっかけになる、健康について早いうちに意識づけができる、高校生になったときにも引き続き健診を希望するという保護者が97%もあり、事業継続の要望や継続的な健診を希望する保護者が多いことが分かっております。議員おっしゃるとおり、1回だけでなく2回、3回と健診を実施することで、経年的に健康状態を把握する機会となることや、大人になってからの健康に対する意識がこれまで以上に養われると思われませんが、現在のところまだ検討はしておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございました。

今答弁の中で検討をしていないということですが、希望する保護者も多いという答弁でございましたので、是非検討していただければと思っております。

また、森本町長も、健診に対しては非常に受診率にも力を入れていただいておりますし、子どもの頃から生活習慣病を考えていくまちづくりにこれからも取り組んでいただきますようお願いいたします。次の質問に移ります。

事項2といたしまして、部活動の地域移行についてお尋ねをいたします。

部活動は、学校の教育活動の一環として、多くの生徒が部活を通じ思いやりの心や自主性、社会性を育み、豊かな人間関係をつくり、生涯の友人を得ながら多様な生徒が活躍できる場であると思っております。

教員の働き方の改革の一環や生徒の減少により部活動が困難になるなど、子どもを取り巻く変化に伴い、国は中学校の部活動の地域移行の方針を打ち出しているようでございます。また、令和5年から令和7年の3年間を改革期間として、休日の部活の地域移行を令和7年度末までに達成するということを目標にしなければならないというように言っておりますが、保護者の方に聞きますと、費用負担が増えるのではないかとか、送迎が必要になる場合も考えられるので新たな負担が生じるのではないかと心配をされている方も多いようでございます。もし広域連携をするようになれば、錦町から水上村に行ったりそういう送迎もあると思いますので、錦町にもスクールバスもありませんので、やはり保護者が送迎などもしなければならないんじゃないかなと考えますと、経済的にも大変になってくるのではないかなと考えます。聞きますところによれば、今、入部率というのは80%ぐらいと聞いておりますが、減少したらそれがいろんな理由から入部率が減少しましたら、子どもたちの体力の低下とか、休日の過ごし方も課題になってくると考えます。やはりスマートフォンが今皆さん持っておられてされますので、そのように課題になってくるんじゃないかなと思いますので、そのような視点から質問しますが、錦町の部活の今の現状と学校の部活の社会体育の移行について、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、部活動の現状についてでございます。

中学校の部活動は、文化部活動の吹奏楽、美術を含めた13の部活動があり、250人が参加しており、全生徒316人の79%、約8割の生徒が何らかの部活動で活動を行っております。

13の部活動の中で団体競技に単独チームで参加できない定員割れしている部活動は1競技、野球のみで、残りの部活動は錦中学校単独での競技会への参加が可能な状況です。

また、その部活動には学校の先生が顧問として担当割りかされており、1部活動に1人か2人が配置され、延べ22人の先生が部活動に携わっている状況にあります。

町としましては、県の補助を受け、外部指導員を配置し、7つの部活動に従事いただいております。顧問の先生方の負担軽減に役立っていると考えているところです。

続きまして、部活動の地域移行についての取組等について御説明いたします。

中学校の部活動の地域移行については、地域の実情に応じた持続可能で多様な体験活動機会を確保することや、少子化の中でも子どもたちがスポーツや文化芸術に親しむことができる環境の確保など、変わりゆく学校現場の状況を改善し、地域人材を活用した地域づくりの推進と併せて、教職員の働き方改革や人員確保のための方策の一つとして、令和5年度から国が進めてきた経緯がございます。

国の方針としては、説明議員おっしゃられたとおり、令和7年度から段階的に地域移行を行い、令和9年度までに完全移行を目指すと言われていたところですが、熊本市でも地域移行への積極的な取組は行わないと明言したとおり、地域によってはそう簡単に実施できるものではなく、本町としても地域移行に向けた積極的な動きはしておりません。どちらかといえば後ろ向きという状況です。

原因としましては、やはり指導者の確保や指導者への報酬等の予算面の対応、地域移行に伴う保護者の負担の増加などが挙げられます。

また、中学校の部活動は、学校教育の一環として取り組まれており、それらを全てクラブチームに委ねることができるのかという不安もございます。思春期を迎え、多感な生徒たちをいかに上手に指導助言していくかということは、相当な経験としっかりとした信頼関係が必要であり、学校の教職員だからこそできた部分はあると思います。また、進路を決定するなど重要な時期にもなり、生徒が望む進路となり得る指導助言ができるのか、逆にクラブチームと高校との連携による青田買いなどのあしき慣習が発生しないかなども不安材料の一つと言えます。

そのようなことから、本町の地域移行についても慎重にならざるを得ないと考えております。

本町においては、令和5年度に中学校の部活動の顧問の先生方の意見聴取を行い、その後、関係者での準備委員会を行って意見交換と現状把握を行ったところです。中学校の先生においては、今回の地域移行により、負担が軽減されることから、歓迎的に受け止めておられるようですが、地域移行するための母体となるクラブチームなどの状況からも、受け入れることができるのか、指導者の確保は問題ないかなど協議検討していく必要がございます。

今年は、検討委員会を今月末に実施する予定としておりまして、その中で今後の方向性を協議検討することとしているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。丁寧な御答弁ありがとうございました。今課長より、社会体育への移行の現状等を答弁いただきましたけれども、錦中学校単独での競技会への参加が可能な状況ということと、地域移行に向けた積極的な動きはしていないということだろうと思いますけれども、そういうことで具体的な対応も、今のところ積極的な対応というのはされていないようでございますが、今後、部活動の地域移行をしていく場合には、答弁の中にもありましたけれども、指導者の確保や保険の問題、会費の問題、体制整備や指導者に対する報酬などの問題などがあるんじゃないかなと思っております。学校のことはなかなか分からないことが、もう遠く離れていますので分からないことがあるんですけども、やはり子どもたちには健やかに私たちは育てほしい。そして健全な子どもたちに育てほしいと願いながら、私も議員活動、そして内孫も4人おりますので、そういうふうにして毎日を送っている

ところでございますが、だからこそ経済的な理由とかで子どもたちが望む指導が受けられないとかいうことがないように、誰でもスポーツ・文化が楽しめる環境を考えていかなければならないんじゃないかなと私は思っております。

それこそ私もでしたけれども、部活によっていろんな部活があったから今の自分があるんだなって、体力的、精神的にも強くなったんじゃないかなと思いますし、私の子どもも、部活に入って6年間、中学校から高校までやってきた2番目の子どもが本当に小さかったものですから、万年補欠でありました。その部活です。でも子どもが教員になっていったときに、顧問をするときに、本当にベンチに座っている子どもたちの気持ちが分かるというふうになっておりました。ですから、この部活動が体力的、精神的な、これまで部活動が担ってきた教育的な価値、どのように考えておられるのか。また、運動部だけでなく文化部も視野に入れながらお尋ねしますけれども、この中学校部活動の地域移行について、教育長はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 毎床教育長。

○教育長（毎床三喜男君） 質問に対します答弁の前に一言、御報告及びお礼を述べさせていただきます。

先週12日に県内公立高校等の合格発表がありました。錦中の受験者全員が第1希望で合格いたしました。本人の頑張り、先生方の御指導はもちろんのこと、支えていただきました御家族、地域の皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。

それでは、ただ今の質問にお答えします。

まず、学校部活動の意義につきましては、成長著しい中学校段階において、基礎体力の向上と共に、競技技術の習得や生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育てることに大きな役割を果たしているところです。と同時に、活動を通じての向上心や努力を続けることで得られる自己肯定感、ルールを守ることの大切さや役割の自覚と責任感、仲間との連帯意識、そして苦難や試練を克服する忍耐力など、精神面の成長に大きく寄与しております。大人への成長を遂げていく過程で、授業以外の貴重な学びの時間であり、生涯残る経験の場であると思います。今の時代、特に必要とされているコミュニケーション力やリーダーシップなどの社会性を磨く上でも有効な機会であると考えます。

その一方で、多感な時期ゆえに人間関係のトラブルも生じやすく、深く悩む生徒も見てきました。それゆえに部活動には教師が深く関わり、子どもたち一人一人の状況を把握して、指導方法を工夫しながら運営していくこと、トラブル等には他の職員と連携して対処するなどが求められ、このことは教師としての資質向上にも役立ってきたと考えています。

そして現在、その位置づけが大きく変わろうとしています。少子化と働き方改革の流れは、これまで続いてきた学校主体の部活動が今後も持続可能であるかを問うものです。錦中においては、課長答弁のとおり、ほぼ部員数は充足しておりますが、管内の小規模校の学校では、町村をまたいだ合同チームでの大会出場、或いは地域クラブチームとしての移行が進んでいるところです。

また、働き方改革についても、部活動が長時間の在籍や休日の指導など負担となり、学生が教職を敬遠する要因の一つになっている現状があります。

国が示しました、令和5年から令和7年までの移行期間に土日の部活動を地域に移行することについては、当初、具体的な点が示されておらず、多くの調整が必要でした。先行してモデル的に推進した地域でもたくさんの課題が挙げられたところです。

錦町では、移行のための条件が整わない中、無理な推進はせず、近隣の状況や調整の経緯を見ていたところですが、国も移行については地域の実情を考慮して準備が整ったところから進めるという方針で、昨年10月、令和8年度から令和13年度までに平日も含めた全面移行について新たに方向を示しています。

錦町では、今後実施する部活動検討委員会の意見を基に、令和8年度からの平日移行も含めた準備をしていく予定ですが、全国で共通の課題になっている指導者の確保や経費の負担等は依然として残る課題ですが、冒頭述べた部活動の意義を考えると、経済的な理由により部活動に参加できないという状況は可能な限り避けなければならないと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。色々な答弁いただきまして、ありがとうございます。錦中学校では、今までの部活の在り方と変わらない部活動を行っておりますが、時代の流れと共に考えていかなければならない問題と思います。今、教育長の答弁の中にもありましたが、学校部活動は、これまで長い歴史で技術指導と共に担ってきたと言える教育的な指導も考えていかなければならないと考えております。

最後ですけれども、町長にお尋ねします。人の和を大切に……。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員、終わりです。

○議員（6番 石松まゆ子さん） ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松まゆ子議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後3時20分から開議します。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

4番、早田和彦議員の一般質問を許可します。4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 皆様、こんにちは。4番議員、早田和彦でございます。ただ今議長より質問の許可を頂きましたので、令和7年3月錦町議会定例会一般質問を行います。

今回の質問では、事項1に錦町奨学金制度の概要について、事項2に通学路への防犯カメラ導入について、事項3に川辺川流水型ダム完成までのロードマップについての3項目について、通告しております。

これよりは質問席にて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 今日は私が最後となりまして、前のお二方が健康に関する質問が続きました。私も今、スーパー健康食を作って少しずつ毎日食べておりますけど、このレシピを言おうか言まいか、今非常に迷っておりますのでございます。一応時間を見ながら、スーパー健康食のレシピを気分がよければ皆さんにお教えしたいと、そのように思います。

それでは一般質問に入りますが、その前に、この間、熊本県の教育委員会が県立高校のタブレットの件で記者発表をしております。今、タブレットは県から支給されているようですが、26年度の県立高校の入学者から、2万5,000人ほどらしいですが、有料になるそうです。自己負担。これが1台6万円から10万円ほど。既存のタブレットは使えないということですので、26年度から高校生になられる方は、家庭的にも非常に負担が大きくなるのかなとそのような心配をしております。無償化になってもこういった部分での負担は全然変わらない。国が今、無償

化走っていますけども、私的にはちょっとどうかなという気は個人的にはしております。

それでは、まず、質問事項の1、錦町の奨学金制度について質問をいたします。

3月は別れの時期と言われます。先日も錦中学校の卒業式に出席をさせていただきました。卒業生の旅立ちの日を見届けることができまして、非常に光栄でありました。また、若い力と未来に卒業生の方々を期待したいとそうのように感じたところであります。また、4月になりますと今度は逆に出会いの季節となりまして、就職や進学、特に進学となれば費用がかかってまいります。大学に進学する際、国公立では入学金は約30万円ほど、授業料は年間60万円、4年間で合わせますと270万円、これは一般的に国公立でかかる授業料であります。私立大学になりますとさらに上がりまして、文系で約450万円、理系学部になりますと500万円ほどかかると言われております。これは授業料だけですので、生活費は別計算。およそ大体、こちらの方々が頑張っても月10万円ぐらいでしょう。生活費を送れる金額となりますとですね。やはりそのくらいの金額がかかって、これが1人、2人、3人となりますと、これはもう膨大な金額になってしまいます。たまには授業料免除の方もいらっしゃるんですけども、なかなかこれはハードルが高いというところで、やはり国立・私立に関してもお金がかかるというふうに言われます。そういった方々の修学困難な学生に対して本町にも奨学金制度があるわけですけども、本町の奨学金制度についてちょっと見てみました。どのような感じになっているか。錦町では、向学心に富み、優秀でかつ経済的理由により修学困難な学生に対し、将来有能な人材を育成することを目的として学資を貸与する奨学金制度があると。一番特徴的なのは、返還支援、返還免除制度、ここがすばらしいと思う。返還期間中に帰郷した場合、帰郷した期間の奨学金を免除する。つまりは奨学金を頂いて、Uターンして帰ってきてずっと錦町で働いていただいたら免除という形、これはすばらしい制度だと思うんですよ。これをやっぱり生かして、なおかつ広めないといはれないとそうに思います。色々審査基準はありますけれども、奨学金貸与額がどうなっているのかといえますと、大学・短大で月額5万円、各種学校4万円、高等専門学校は4万円、高等学校が2万円というふうになっております。ただ、収入とか査定額とか色々ありますので、誰でも申し込んでも通るということではありません。

そこで質問をいたします。今の奨学金の現状について、件数、金額、また返済状況等を教えていただきたいと思っております。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の質問にお答えいたします。

奨学金の現状についてでございますが、まず、認定者の推移ですが、令和2年度が4人、令和3年度が1人、令和4年度が1人、令和5年度が3人、令和6年度が3人で、5年間で13人に貸与を行っております。

また、現在貸与中の認定者は5人で、内訳として、大学生4人、高校生1人となっております。

令和6年度の貸与額は、5人分で264万円となり、今後も年間二、三人の認定者となった場合には、毎年の貸与額は300万円前後となる予定でございます。

返済の状況としましては、返済対象者が20人おります。それぞれの償還期間で返済を行っていただいている状況で、年間200万円から400万円ほどの償還金となっている状況です。

償還が滞ったり遅れたりしている方が3人いらっしゃいます。その3人には、今後の返済計画を確認し、少しずつでも返済いただけるよう個別に対応を行っております。

したがいまして、現在は貸与額と返済額が同額程度で推移している状況にありますので、基金残高が令和2年度から横ばいで推移し、約2,300万円ほどが残っているという状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。金額的にも、個人的に思っているよりは結構あるなどそのように感じたところ
です。

本町の奨学金の募集要項の中に貸与額が学校別で決まっているのは先ほど申しました。しかし、奨学金を申し込む
場合、こう書いてあります。「同一生計を有する父母の収入により判断する」というふうに書いてあります。ほかに
も成績評定とか色々ありますが、この同一生計を有する父母の収入の算定方法について、どのような状況なのかを教
えていただきたい。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

資料をお示ししておりますけれども、貸与者の決定につきましては、交付対象となる収入基準額という額の決定が
ございます。その額に対して、その家族の年収から様々な控除を行ってられる算定収入額が下回る場合に貸与者と
いうことに決定することになります。この算定収入額には、例えば小・中学生の兄弟がいるかないかなど、家族の
世帯構成などにより年収から控除する算出額が非常に細かく細分化されており、年収から基礎控除を行った所得に対
して、家族世帯の状況に応じた特別控除を行って算出される金額が算定収入額ということになっております。極端な
例で申し上げますと、年収800万円子どもが5人いる世帯と、年収400万円一人っ子の世帯で、年収800万円
の世帯が対象となり、年収400万円の世帯が対象外というようなこともあり得ることになります。

お手元資料にありますとおり、大学、高校のそれぞれの収入基準額というのは、世帯の人員によってそれぞれ額が
定めてございます。したがって、年収額だけで単純に決定するわけではなく、この年収から生活に必要な基礎控
除を行って、家族の例えば小学生1人当たり39万円を控除するとか、中学生であれば65万円を控除するとかとい
うような特別控除を行った後の算定収入額がこの左側にあります基準収入額より低くなった場合に貸与者と決定する
ということにしております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。収入基準額についてですが、これを1万円でも2万円でも超えてしまったら対
象外ということになるということでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

御質問のとおり、基準を超えた場合には対象外ということになります。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今の答弁を踏まえた上で質問の要旨の2に移ります。

1万円でも2万円でも超えたら対象外ということですが、やはりぎりぎりのラインで必要な方もいらっしゃる
と思うんですね。最近によく非課税世帯云々と補助金を出したりしておりますけれど、やはりぎりぎりの方には
いかないと。あれも色々算定基準がありまして、住んでいる土地によっても違うらしいんですが、やはりぎりぎりの
ラインの方には行かせてくても出ないとなると、やはりちょっと厳しいかなと思うんですね。先ほども言ったよう
に学費というのは金額相当かかりますので、そこで、私も色々と考えまして、こうなったらそのぎりぎりの方にも奨
学金を使っていたらいいんじゃないかというのを考えました。それで今、大学生5万円と言いましたけど、私の例で
はぎりぎりの方にも使っていただくように5万円、4万円、3万円とか、そういうふうに貸与額を分けることができ

ないかとそのように思っております。例えば本当は5万円必要なんだけど、4万円だけでも出れば助かりますという方は多分いらっしゃると思うんですよ。そういう方々に対して、1万円多かったから出ませんでしたってなかなか言いづらい。よく話合いで聞くのは駄目でしたとか、今回この質問に至った経緯が、私の知り合いでありますけど、娘さんが専門学校に行きたい、看護師さんとしてまたこっちに帰ってきたら働きたいと。奨学金はどぎやんでしょかという。奨学金は所得の関係上ありますので、恐らく使えるか使えないか、ぎりぎりのところだろうと思います。そういった方々が、もし1万円でも2万円でも基準を上回ってしまったらゼロじゃなく、ちょっと分けて、ここまでならこの金額でいけますよというような制度ができないかなと私は思っております。これについて、教育振興課ではいかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

貸与額の細分化についてかと思いますが、現在のところ新たに設ける予定はございません。その理由としましては、貸与者の選定に関する算定方法が年収の大小だけで決定するわけではないということや、貸付基準額までを最大として選択していただく。先ほど言われました大学生のとき5万円というものがありましたが、それを4万円、3万円と自己申告のような形で選ぶことで事足りるのではないかというふうに考えているところです。御提案の広く貸与者を認定するための施策として、細分化に関しては、算定対象となる収入基準額をどのように決定するかということになるかと思いますが、先ほど資料でお示ししましたとおり、この収入基準額も、高校や大学などの校種や世帯数などの家族の状況により細かく設定されていますので、さらに細分化といいますか、よりその基準を緩くするというようなことに関して複雑化することが予想されますので、慎重に検討する必要があるというふうに思います。議員御提案のとおり、いかに多くの若者の帰郷を促すための方策となり得るかということを検討することに関しては、今後、審議会で協議検討することは可能かと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今日は2番議員おっしゃいましたけど、ふるさとを愛するというようなことも大事だとおっしゃいました。まさしくそのとおりであります。若者の流出を防ぐということと高等教育を受けていただくというようなことも踏まえれば、やはり広く周知をして使いやすくしていただいたほうが私はいいのかなとそのように思いました。是非、検討会ではそのあたりも踏まえまして、よろしければ前向きにやっていただきたいなと思います。そして、やっぱりぎりぎりの方を守らないといけないと思います。決して余裕があるわけではありませんで、是非またそのあたりも併せて検討会でやっていただきたいなとそのように思います。

それから次に、要旨の3について質問をいたします。

名称の変更予定は、奨学金のですね、ということで質問するんですが、先ほども申しましたけど、帰ってこられたら返済が免除されるということであれば、ふるさとに帰ってくる、そして仕事をしていただくということで、今の錦町奨学金制度ってなっておりますが、ちょっと私から付け加えさせていただきますと、錦町ふるさと回帰奨学金とか、ちょっと柔らかく、そして周知がしやすいような名称に変更したらどうかとそのように思っております。その点について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

私ども教育委員会としまして、将来一人でも多くの若者が錦町に帰郷して定住してくれることを望んで、昨年

3月議会において条例改正をお願いした経緯もございますので、名称変更については、質問議員からの御提案のとおり、変更することの協議検討はできるというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。是非、もう少し周知のしやすいような感じでやっていただきたいなと思います。さらに、若者が本町のほうにまた帰って来られるような施策も併せて今後検討をお願いしたいとそのように思います。続きまして、質問事項の2、通学路への防犯カメラ導入について質問をいたします。

平成26年度から、自治体による通学路への防犯カメラ導入の動きが出てきたようでございます。自治体が通学路の見守りに責任を持ってその手段として防犯カメラを用いるという考え方は、以前はありませんでした。地域の方々やPTAの方々が見守りの活動を行って、児童生徒の方々の安全を確保するというようなことでしたけど、さらにそれに上乗せで防犯カメラを用いるという方向に今はなってきております。でありますので、自治体の見守り方が変化してきているというような状況が現在でもあります。

それで伺いますが、本町に既に設置されている防犯カメラの台数、そしてまた場所について質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 防犯カメラの設置台数と場所についてお答えいたします。

別途配付しております資料も御覧いただきたいと思います。

設置台数は全体で27基、場所につきましては、勤労者体育センター、道の駅などの公共施設が7ヶ所で8基、公園が2ヶ所、駅が2ヶ所、道路、主に交差点ですが15ヶ所となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。今の設置の箇所を確認をさせていただきましたところ、やはり交差点が一番多い感じがしますね。交差点というのは、交通事故の7割が交差点で起きますので、これは必要だと思いますが、通学路に関しては交差点を入れれば通学路となるかもしれませんが、ほぼ入っていないというような形で資料のほうを見ておるところであります。やはり交差点も大事ですけど、通学路は児童生徒が頻繁に通るところでもありますので、そういったところの安全確保をするためにも防犯カメラの増設は私は必要だと思います。

そこで、要旨の2、防犯カメラを増やしていく予定について質問をいたします。

先ほども申しましたが、防犯カメラの効果は大きいとする自治体も多く、理由としては不審者問題、それから事故もそうですけど犯罪抑止等に対して非常に効果があるというのはもう皆さん周知のとおりであります。そしてまた通学路の安全対策にも、学校、PTA、自治体、警察等々と連携しておりますけども、やはり安全対策の一つの手段としてこれまた有効と言われております。でありますのでそういった理由から、防犯カメラの重要性が高まってきているわけですが、本町として防犯カメラの増設を考えておられるのかを質問をいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

現時点で具体的な増設箇所として検討している場所は、今の段階ではございませんが、今後も必要性を感じる場所がありましたら、増設に関しては検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。私は必要だと思っておりますので、やはり関係機関と協議をしながら、ポイント、ポイントは年間計画を立てて増設する必要があると思います。なぜなら、最近では労働者不足とよく言われておりますが、外国人労働者の方も来られていますし、特に東南アジアからの労働者の方も多くなってきております。そしてまた、大きく国から見ますと、不法滞在でもやはり多くなってきております。ですから、労働力として雇う側もいらっしゃいますし、そして日本の法の目をくぐっておられる方もいらっしゃるのは事実であります。

そういったことを踏まえますと、近隣住民とのトラブルもだんだんと増えてくる可能性もなきにしもあらず、そういった防止をするためには防犯カメラの増設は私は重要と考えていますので、関係機関と話をさせていただいて、安全協会とかあると思うんですが、そういったところと協議をさせていただいて、PTAとか、警察とかも連携されてから設置台数の増加を計画的にやっていただきたいとそうふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

それで防犯カメラの重要性というのは、ちょっと話してまいりましたが、今では一般家庭でも防犯カメラの導入のニーズが高くなってきておまして、実際私が聞いた話では、交差点の角にお住まいの方でしたが、ブロック塀の上にずっと花を置いておったと。そして次の日に行ったら花がぺらっと取られてしまっていたということで、それから防犯カメラを設置したんですという方がいらっしゃいまして、やはり一般家庭でもそういった状況の場合にも対応できるのかなと思います。なおかつ、犯罪者の目線で見ると、防犯カメラとか、それから番犬とかそういうのがいたら、やっぱり下見に来るそうなので、そういったものがあれば侵入とか窃盗とかを避けることができるということで、やはり防犯カメラは非常に効果があるのだなというのもこういったところでも分かります。

そこで質問をいたしますが、一般家庭でもニーズが高まっているということでもありますので、本町にはリフォーム補助金というのがありますが、そのリフォーム補助金のメニューにこの防犯カメラ設置を入れていただけないかということでもあります。これについて、地域整備課のほうからお答えをお願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 上野地域整備課長。

○地域整備課長（上野 陽一君） お答えします。

警視庁が発表しました令和４年の犯罪情勢によりますと、侵入窃盗の発生場所は、戸建て住宅が３３％と最も高く、個人宅の中でも泥棒に狙われやすいという結果となっております。先ほど質問議員言われましたように、防犯カメラを設置することでこの家は入りにくいという印象づけにより、犯罪抑止の効果が期待されており、実際に愛知県刈谷市では、防犯カメラを設置後５年間で刑法認知件数が４６．４％減少したという事例がございます。

また、防犯カメラの録画画像がトラブル発生時の強力な証拠となり、警察に相談するなど素早い対策を取ることも期待されます。

県内で防犯カメラ設置費の補助を実施している自治体は幾つかございますが、補助対象者は、自治会や行政区、学校、PTAなど各種団体を対象としている自治体が多いようです。個人を対象としている自治体は、管内では人吉市がリフォーム補助金の中で対象事業としておりましたが、行財政健全化に伴う見直しにより、令和４年度から中止されております。近隣では、芦北町が防犯対策支援事業の中で個人への助成を行っている状況です。

本町につきましては、現在、錦町リフォーム補助金での防犯カメラ設置については補助対象としておりませんが、行政区の要望によって設置している防犯灯と同様に、公共性が高いものと思われましますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。公共性が高いということであれば、今度また区長会とかがあるかもしれません

が、そういった部分についても是非御紹介をしていただきたいと思います。やっぱり地域を守るということは非常に大事なことでありまして、また犯罪が起きないよう抑止力をつくるということで行政区を面倒を見ていただきたいなどそのように思いますので、区長会でも是非取り上げていただきたいなどそのように思います。

続きまして、質問事項3、川辺川流水型ダム完成までのロードマップについてを質問いたします。

その中の質問要旨の1、ダム本体の基礎工事から事業完了年度までについて伺いますが、最近では五木村も、ダムと共に生きていこうという方向にかじを切っていただきまして、非常に苦渋の決断だったろうと思います。それでも最近ではダム建設反対をされる方々の記事は出てきますが、建設の状況については全く見る事がなくなりまして、一体どうなっているのかなという声もあります。そこで、事業完了年度はどうなっているのかということをお聞きいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） 現時点で国が示しているロードマップについてお答えいたします。

現在、ダム本体の調査設計、模型実験、関係者との協議・補償、環境調査影響検討を進められているところですが、環境保全措置の具体化、動植物のモニタリングを事業完了まで並行して進めながら、令和9年度にダム本体基礎掘削工事に入り、その工事が約4年の期間を見込んであります。その後、ダム本体コンクリート打設工事が5年を見込み、令和17年度事業完了予定となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田議員。

○議員（4番 早田 和彦君） 4番。分かりました。事業完了が令和17年度ということであれば、約10年後にはもう完成して動き出すというような感じでしょうか。分かりました。この川辺川ダムについては、やっぱり非常に治水に関して我々も非常に関心があるところですので、早い完成を望みたいと思いますし、また国のほうも早ければ早いほうがいいというふうに私も聞いたことがありますので、早期完成を願っております。

さて、そこで、これで私の質問は終わりましたが、あと17分ほどございますんですけど、今日は健康に対する質問がずっと続いておりますので、私も言うか、言わまいかとずっと考えておりましたが、言います。それは、スーパー食材です。サバ缶とタマネギは半分、このタマネギを薄切りにして、サバ缶を保存容器にタマネギも入れて、サバ缶を潰しながら全て入れていただく。そして冷蔵庫で一晩入れていただいたら、次の日からスーパー健康食に変わります。これはずっと飽きません。サバ缶は3種類ありますけど、水煮缶、しょうゆ煮缶、みそ煮缶、全部同じ方法でオーケーでして、水煮缶に関しては若干味が薄うございますので、麺つゆではなくポン酢を少しかけてください。そうすると4日もちます。是非これを勧めていただければ、コスモスのサバ缶がなくなるぐらい売れるかもしれませんが、これはスーパーフードとなり得ると思います。是非皆さん、試してみてください。今日から試してください。

これで私の質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 4番、早田和彦議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第1回錦町議会定例会7日目の会議を散会します。

午後3時54分散会

令和7年 第1回 錦町議会定例会議録 (第3号)

招集年月日	令和7年 3月11日	招集の場所	錦町議会議場
開閉会日時及び宣告	開議 散会	令和7年 3月18日 令和7年 3月18日	午後 1時30分 午後 3時28分
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11
	3	〃 梶 原 誠 二	12
凡例	4	〃 早 田 和 彦	
出 出席	5	〃 吉 田 眞 二	
欠 欠席	6	〃 石 松 まゆ子	
公欠 公務欠席	7	〃 竹 田 農利人	
	8	〃 岡 田 武 志	
	9	〃 池 田 秀 晴	
会議録署名議員	10	金山民幸	11
			高田孝徳
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名			
職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 長	山 園 琢 磨
副町長	深 水 英 雄	保険政策課 長	吉 田 誠 二
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課 長	吉 田 誠 二
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課 長	岩 尾 和 文
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時30分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第1回錦町議会定例会8日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、ただ今から一般質問を行います。

本日は、5番、吉田眞二議員、3番、梶原誠二議員、7番、竹田農利人議員の予定です。

5番、吉田眞二議員の一般質問を許可します。5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） 皆さん、こんにちは。5番議員の吉田眞二です。議長の許可を頂きましたので、令和7年第1回錦町議会定例会一般質問をさせていただきます。

さて、2期目も半分の折り返しを迎え、これまでの質問のおさらい、さらなるお願いになりますことをおわび申し上げます。そして、質問させていただきましたことに感謝を申し上げます。よろしく願いいたします。

今回は、質問事項1として、町の基幹産業である農業、緑の流域治水の一つ田んぼダムについて。質問事項2、子どもたちの可能性を引き出す取組と交流人口の増加について。質問事項3、同じく本町の基幹産業である農業対策、この3つについて、通告書に沿って質問席より質問をさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） それでは、質問に入らせていただきます。

質問事項1といたしまして、緑の流域治水の一つ田んぼダムについて。要旨1といたしまして、田んぼダムの今後の取組について。これは先ほども言いましたように、以前も質問しております。再質問のほうになるのですが、よろしく願いいたします。

緑の流域治水の一つとして進められている田んぼダム、貯留効果向上と普及、排水柵整備が県営モデル事業で整備が行われております。

農家、耕作者が急激な河川への流入を軽減するため、排水柵に流出量を調整できる堰板を設置することで雨水の貯留効果を高め、排水路への流れ出る量を緩和し、河川のピーク流量軽減につなげることを目的として、熊本県が普及・推進されているというふうに考えております。

県営モデル事業は本年度で終了し、今後は団体営事業による整備が計画されております。これは、町の広報紙でも以前あったかと、周知されているというふうに思っております。

町内全域での今後取組が必要と考えておりますけれども、町として今後どのような整備・普及を推進されるのかについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

質問議員のおっしゃるとおり、田んぼダムは排水柵に調整板などを取り付けて、水田の貯留機能の強化を図り、下流域へ流れ出る流出量を抑えることでピーク時の水量の低減を図る取組です。当町では、これまで県営事業の実証実験として、令和3年度から令和4年度に中原地区において、水田の貯留効果・農作物への影響調査が実施されております。

その後、令和5年度から本年度にかけて、県営事業の普及拡大モデル事業として、同じく中原地区の16.4ヘクタールにおいて、排水柵と専用堰板の設置が行われており、最後の工区も今週末には完了予定だと伺っております。

ハード事業につきましては、これまで県営事業として実施されてきましたが、今後、県は団体営事業として取り組む方向で考えているようです。県営、団体営、いずれにしてもこの田んぼダムに関する事業では受益者負担は発生いたしません、団体営事業となると市町村の事業負担割合は増加することとなります。

併せて、各種採択要件もあることから、事業実施後の維持管理を含めて、耕作者の方々の御理解と御協力が必要となりますので、関係土地改良区、農地・水・環境保全管理協定組織と連携して普及推進を図り、緑の流域治水の重点10項目に位置づけられていることから、県に対しましても、これまで同様に県営事業として取り組んでもらえるよう、要望を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。

先ほど答弁の中に、本年度、錦町で16.4ヘクタール、88ヶ所の一部が整備済みということでの答弁でした。市町村別で、あさぎり町の23.2ヘクタール、107ヶ所に次ぐ施行で、町の田んぼダムの推進に力を入れていただいているということに感謝を申し上げます。

ただ今答弁があったように、県営モデル事業は本年度で終わり、今後は団体営事業による整備を予定というふうに聞いております。団体営事業となると、先ほどの答弁の中にもありましたように、市町村の負担が出てくるかと思えます。緑の流域治水の一つ田んぼダムとして推進されるのであれば、県営事業として要望していただくということですので、町の負担がなく、1年でも早く町内全域に普及させていただくというようなことを強く要望をお願いするところであります。

先ほど中原地区というふうに地区が出てきたわけですが、私の住むところですが、令和3年度から影響調査を実施しております。これがすんなりと地区のほうに受け入れられたというわけではなく、色々なマイナス面、デメリットの意見が多数出て、その中の一つ、水を張るということでジャンボタニシ、スクリーミングゴカイ、これが繁殖するのではなからうかと、色々なマイナス面、デメリットのような話が出て、大変苦労したというような思いがあるんですけども、しかしながら、下流域の流出量の軽減、河川のピーク流量軽減で避難にかかる時間を稼いでいただいて、雨水の貯留効果を高めるため、これは上流域の営農者にできる予防対策の一つとして、協力してやっていこうじゃないかというような、そのときの話し合いで取組がなったわけでございます。

田んぼにためる小さいことかもしれませんが、流域で取り組めば必ず効果は大きくなるんじゃないかなというような思いで取り組んでおりましたので、今後もできるならば、先ほども言われましたように、経費が町からの手出しがないように、今後、県営事業で取り組んでいただけるように、要望をさらなるお願いをしたいと思っております。

それと、これは個人的な思いなんですけれども、田んぼダムも本当は普及をやっていかなければならないという思いもあるんですけども、それにつけて、山間部のほうでは、傾斜のある排水溝があるかと思えます。排水路に水を

ためる。常時ではなく梅雨時期、そういう危険性があるというようなときに、排水路にある程度のあぜが排水溝を越えないぐらいの、止めて、普段はひっくり返して常に流れるというようなことをしていただければ、農家も理解が得られるし、田んぼダムの一つと合わせて効果が出るのではないかと個人的には思っているのですが、個人的に、錦町独自の取組として、そういう考えはないでしょうかということで、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

ただ今、質問議員から御紹介のあった件につきましては、田んぼダム同様に貯留効果が見込めるとのことでしたので、今後、より詳しく情報提供をいただきまして、田んぼダムと合わせて取組ができるか検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） これはあくまでも個人で思っているということですので、セットでやっていただければ効果も出るのではないかと。

これは平たん地のほうはちょっと難しいのかなとも思いますので、是非、下流域の被害が軽減できるのであれば、上流域、農家の方ができる対策の一つかなとも思いますので、是非取り組んでいただければなというふうに思っております。

しかしながら、これは自主的に取り組むというようなことだと思いますので、何々をしてくださいとか、そういうのではなく、先ほども言いましたように、避難をしていただく時間を稼ぐというような思いで、セットでやっていただけたらなというふうな思いがありますので、是非やってみて効果があるなということであれば、私どものほうからも情報提供をしていきたいというふうに思っておりますので、そのときにはまた要望等もしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

質問事項2といたしまして、子どもたちの可能性を引き出す取組と交流人口増加について。要旨1、子どもたちにスケートボード会場の施設の新設、人吉球磨は一つの考えで、錦町で取り組めないか。これも大変申し訳なく、12月の一般質問のほうでも取り上げさせていただいて、またかということもあるかと思いますけれども、是非、どうかできないかというような要望がっておりますので、お願いしたいと思っております。

あさぎり町で1月に、御存じかと思えますけれども体験イベントスケートボードフェスティバルが行われ、参加者に多くの錦町の子どもたちが参加したというふうに聞いております。スケートボードをやりたい、体験したいが、地元で練習する場所がないと考える人がいるというようなお話も聞いております。人吉球磨の中央に位置する錦町、人吉球磨は一つと考えて、推進、施設整備ができないかについてお尋ねいたします。

スケートボード推進の考えは、施設提供の考えは、くらんど公園の一部を施設整備する考えは、この3点についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

前回12月の質問でも御答弁のとおり、今現在、施設整備の計画はしておりません。

菊陽町が大規模なアーバンスポーツ施設の整備を計画され、先月には国内のトッププレーヤーによるイベントも実施されているとおり、パリオリンピック以降は競技者の増加が顕著に見られる競技ではないかと思われま。

質問議員御説明のとおり、1月にはあさぎり町でもイベントが開催されており、町内の中学生がその際のインタビューにも答えるなど、注目が集まっていますし、多良木町からも競技会場の確認調査が行われております。人吉球磨管内での競技場の確保に苦慮されているのが現状です。

本町の中学生も、自宅近くの道路を利用して実施している状況にあり、安全面を考慮すると適切な状況にはないと思われま。中学校に確認しましたところ、現在、五、六名の生徒がスケートボードに取り組んでいる状況のようです。競技場の整備には多額の経費や土地も必要となりますので、前回の質問でも回答のとおり、社会体育施設の改修整備を済ませることが最優先かと考えているところです。

一方で、民間との連携による取組ができないか、検討することは可能ではないかと考えております。例えば、民間企業の店舗や工場等の廃棄した空き地を利用するなど、既にアスファルト舗装がなされている空き地での利用を検討するなど、施設の整備検討と合わせて、有効利用できる場所の選定調査を進めることはできるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。

答弁の中に、社会体育施設の改修整備を済ませることが最優先。ほんと、これはもう私たちもほかの色々な改修のほうをお願いしているので、本当にそうだなというところはあります。しかし、先ほどの答弁の中に、多良木町から競技会場の確認調査が行われ、人吉球磨管内で競技場の確保に苦慮されているのが現状というふうにありました。また、民間企業の店舗や工場等の空き地を活用しての施設の整備検討と併せて、有効な利用ができる場所の選定作業はできるかもしれないということでしたので、是非町の施設等が難しい場合は民間等の検討もお願いしたいと思えます。

それでは、あと2点についてお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） くらんど公園の一部分を施設整備する考えは、についてお答えいたします。

くらんど公園の整備関連につきましては、2年ほど前から、定例会或いは子ども議会で数回御質問を受けているところです。その答弁と重複することになりますが、くらんど公園は、お子様連れの利用者、学校の遠足、或いはグラウンドゴルフを楽しまれる方、草スキーや遊具を楽しまれる方、大規模なイベント開催の場というように、多様なニーズに応えることができる公園として皆様に御利用いただいておりますので、町としましては、現状のくらんど公園を維持しながら、利用者の皆様に満足いただける魅力ある公園として必要な整備を進めているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。本当に、くらんど公園、非常にいい公園だと思っております。そういう整備を維持しながらということですので、そのところ、もしも色々な要望と変化等が出てきた場合に、もし対応ができるようなことがあれば、そちらの方での検討もよろしくお願ひしたいというふうにして思っております。

先ほど、菊陽町にアーバンスポーツ施設が来年4月開業予定ということをお聞きしました。熊本県、県北のほうは企業も大企業が来たりとか、発展している。県南はちょっと置かれているなというような町民或いはそういう声もちらほら聞くわけでございます。

そこでなんですけれども、県南に色々な、考えてはいらっしゃると思うんですけれども、そういう施設の検討を県北には菊陽町、これに限ってなんですけれども、県南は錦町にお願いしたいというようなことをできないかなという

ふうになっているわけでございます。

先ほども、12月の一般質問にも言いましたけれども、本当にオリンピック選手が生まれるかもしれないし、そこまでいなくても、この町でなかったら夢は叶わなかった。錦町でなかったら夢は叶わなかった、錦町でよかったと言っただけのような施設整備を、本当に財政的に厳しい、錦町単独では厳しいと思いますので、国或いは県に、県南の振興、それと流入人口の増加として住んでいただくというのが一番なんですけれども、流入人口の増加としてお願いということできないかということでの、先ほども言いましたように、県、国あたりに県南振興も併せて要望ができないかということ町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

県北、県央、県南という言葉がございますけれども、今、質問議員おっしゃいますように、県北、県央につきましては、本当にこの我々から考えれば羨ましい限りの振興ぶりといえますか、そういう可能性がある。或いは県南については、もう私どもも、県南の首長も事あるごとに、知事等に会うたびに、県南の振興を訴えているところでございます。

振興の訴え方は色々ありますけれども、やはり働く場所の確保、働く場所をつくっていくというのが県南の振興につながると常に思っておりますし、そのような状況をして今、錦町があるわけですので、そのことは頭から離れません。

ただ、今回の質問、質問議員おっしゃるようなスポーツ行事といえますか、スポーツ振興が、果たして県南の振興につながっていくかということについては、ちょっと検討する必要があるんじゃないかなと思っております。

しっかり検討しながら、それが振興につながるということであれば、それはそれでまた強力に進めていこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。

本当に働く場所が一番じゃないかなというふう思っております。働く場所ができて、そこに家庭ができて、お子さんが生まれてというような現象もあるのかなと思っておりますので、そういう、菊陽町もそういう感じでの、子どもたちが増えてのそういうのもあるのかなと思っておりますので、是非、できれば人口も増えて、それと交流人口も増えていくようなことを、もちろん町長をはじめ一生懸命、県南の振興ということには力を入れていただいているということは重々承知しておりますので、そういうところも含めて、今回スケートボードですけれども、スケートボードをやるなら錦町と言っただけのような、そして子どもが、今言ったようにスケートボードをやるなら錦町、ほかのスポーツもなんですけれども、スポーツをやるなら錦町というような方向に行っていただければ、交流人口、そして定住人口につながっていけるのかなと個人的には思っているわけでございます。どうかそういう面も含めて、先ほど空き店舗等にも検討したいということでしたので、できるならそういう方向も情報提供とかそういうのをいただければ、子どもたち、やりたいという子どもたちの希望が出て、より一生懸命頑張ってもらえるようなところも出てくるんじゃないかなと思っておりますので、是非そういう色々な面で子どもたちやりたいというような子どもたちには、是非やらせてやりたいというような親心といえますか、そういう関係で取り組んでいただければなというふう思っておりますので、どうか機会がありましたらそういう検討もよろしくお願ひしたいと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

質問事項3といたしまして、本町の基幹産業である農業対策について。要旨1といたしまして、収入保険加入時の支援の考えはないかについてお尋ねいたします。

これも以前、もう3回ほどお願いをしているわけでございます。これ何かというと、収入保険加入時の支援のお願いですけれども、野菜類の価格が天候不順によると思われる価格高騰が報じられているわけでございます。米についても、昨年後半から本年、そして今後も高価格帯で維持していくのではないかとというようなことが報道されております。

農業関係の中でも畜産関係はなお厳しいとはお聞きするわけでございますけれども、そこで本町の基幹産業である農業対策として、改めて収入保険加入時の支援についてのお願いということでお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 東農林振興課長。

○農林振興課長（東 貴志君） お答えいたします。

令和6年6月議会で御質問いただいた際には、状況を見ながら検討していくとの答弁をいたしましたところであります。

昨年の災害級ともいわれる猛暑による農作物の高温障害、依然として高止まりしている資材や燃料など、農業者の経営努力だけではどうしても避けられない収入減少に対しまして、広く備える農業収入保険を活用し、全体的な農業経営の安定化につなげたいことから、本議会で御審議いただきます令和7年度当初予算に保険料の補助を計上いたしましたところでございます。

補助の内容につきましては、保険料掛金の掛け捨て部分の5分の2で、新規加入者は8万円、継続加入者は1万円を上限としており、町内に住所を有する農業者、または町内に主たる事業所を置き農業を営む法人としております。

なお、共済の制度上、加入の対象となるには、1年以上の青色申告の実績が必要となることから、税務課とも共有して推進を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田議員。

○議員（5番 吉田 眞二君） ありがとうございます。

私もこれは、質問はちょっと早めにしておいたものですから、これの中身を見てからやったというわけではない。そこだけは御報告しておきます。

令和7年度に計上されていること、大変うれしく思っているわけでございます。先般行った営農座談会のときの説明が行われて、本当に農家としては助かるんじゃないかなろうかというような思いでおります。

また、なぜこの問題を取り上げてきたかということ、特に昨今、マスコミ等で連日取り上げてあります農産物価格の価格高騰、高いというふうに言われる報道が多数あるのですけれども、資材の価格高騰を考えれば、必ずしも私は個人的にはそうではないのではないかと感じております。気象の影響を受けての収量減少によるところもあるのではないかとこのように感じております。米も、全体的に考えれば収量減でなかったのかなと考えておるわけでございます。

そうは言いますが、消費者の方々から見れば、今日の報道にもありましたように、今までの5キロで2倍の価格になったということが報じられておるわけでございます。消費者にすれば本当に厳しいのかなというふうには思っておりますけれども、私個人の考えは、以前、昔の価格になったのではないかと。以前は、今ぐらいの価格で取引ができていたということでありますので、物価高騰率と生産者の労働費を考えれば、農業者の面から考えれば、売り渡し価格というのは、今後の営農意欲をそがない価格ではないかなというふうに思っているわけでございます。

令和6年産の農産物の価格、畜産農家の方々には先ほども言いましたように、厳しいというような状態が続いておりますが、総じて、農産物の収量が減ではなかったのかなというふうに感じております。価格面では、例年に比べ

ば非常に高価格帯で取引され、そういうところが農家にとってはちょっとは喜びといたしますか、営農する上での楽しみが増えたのではないかなというふうに思っているわけです。

そういうときにこそ、まさに収入保険に加入するときではないだろうかというふうに思っております。そのときの加入時の掛金の一部を支援していただくということでございますので、農業者にとっても経営の安定、後継者もやる気が出るのではなからうかというふうに思っている要望だったわけでございます。

もちろん、農業だけでなく、商業、工業、ほとんど厳しいというのは重々理解しております。本町の基幹産業である農業が頑張って利益を出していただき、町内で色々なものを購入いただき、そしてまた飲食等をしていただければ、商業、町の繁栄にもつながっていくのではないだろうかというような思いでのお願いでしたので、色々な条件があります。青色申告に加入とか、そういうところを色々組み合わせなければならぬいんですけれども、一つの支援をいただくというのは、加入の前進につながったのではないかなというふうに思っておりますので、大変ありがたいなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、この町でなかったら夢は叶わなかった、錦町でなかったら夢は叶わなかったと言っただけのようにお願いしたいというふうに思っております。これは先ほどのスケートボードだけではなく、色々な面も言えると思います。農業、商工業だけではなく、これから子どもたち、保育園、幼稚園、小中学生、高校生、そしてこれまでの日本を支えてこられましたというか、錦町を支えてこられた高齢になられた町民の方々も、そういう気持ちになっていただけるのではないだろうかというふうに思っておりますし、そして昨日、2番議員が錦町を思う錦愛、そして4番議員の錦町の奨学金制度についても、やはり町民の方に思っただけなのは、この町でなかったら夢は叶わなかった。錦町でなかったら夢は叶わなかったと思っただけなので、そういう思いでの質問・要望ではなかったのかなというふうに個人的には思っているわけでございます。

本当に、先ほど言いました色々な面で、くどいようですけれども、本当にこの町でなかったら夢は叶わなかった、錦町でなかったら夢は叶わなかったと町民に言っただけのように、そういう思いで本日再質問というようなことでの一般質問でありました。

本当、お忙しい中に調査をいただき、丁寧な答弁をいただきましたことに感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 5番、吉田眞二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時15分から開議します。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

3番、梶原誠二議員の一般質問を許可します。3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 皆様、こんにちは。3番議員の梶原誠二です。ただ今議長より質問の許可を得ましたので、令和7年第1回錦町議会定例会一般質問を行います。

先日、錦町ボランティア協会主催の錦町ボランティアフェスティバルが錦町総合福祉センターで開催されました。「助け合いみんなの笑顔あふれだす」をテーマに、ボランティア団体や児童生徒、多数の住民の参加があり、ステージではあさぎり町のバスガールこと上杉さんの軽快なトークショーなどで非常に楽しい時間を過ごさせていただきました。

した。その中で、ボランティアにおける笑顔の大切さを感じさせていただいたところでした。

今回は、そのボランティアに関して、質問事項、地域福祉を支えるボランティア支援について。質問要旨1、錦町ボランティア支援事業について、質問要旨2、錦町ちょこっとお手伝いボランティアについてを質問させていただきます。

あとは質問席で行いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 3番。それでは、まず錦町ボランティア支援事業について質問させていただきます。

この事業は、実施要綱が平成25年に告示されており、私の現役時代から始まったものであると思います。非常に恐縮なんですけれども、それから12年ほど経過していると思います。

まずこの事業の現況についてお尋ねいたします。

まず、ボランティアポイントの令和5年度の利用実績及び令和6年度の利用実績見込みと利用されているボランティア活動内容及び団体等についてのお尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

まず、1点目のボランティアポイントの利用状況についてですが、令和5年度は利用実績131人、41万8,500円の決算額となっております。また、令和6年度は、見込み把握がちょっと難しく、3月5日現在の数字となりますが、利用実績74人、35万4,000円の実績となっております。

次に、ボランティア活動の内容及び団体等についてですが、ボランティアポイントを利用されている活動内容につきましては次の4点がございます。

まず1点目が、地域でのサロン、縁がわ事業での活動。2点目が、地域の通い場での百歳体操の指導などの介護予防サポーターの活動、3点目が元気が出る学校元気クラブ、あったかサークル心結での活動、4点目がお茶処和みでの活動となっております。

なお、ボランティア団体といたしましては傾聴ボランティア和み、あったかサークル心結の2団体となっております。

本日、午前中、傾聴ボランティア和みさんが行われておりますお茶どころ和みがゆうゆう館の方で開催されておりましたけれども、大変盛況で、駐車場も満杯になるぐらいの多くの方が利用されておりました。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 利用実績額については予算額の半分ぐらいかなと思っているところです。その利用団体については、地域のサロンとか地域の通い場での介護予防事業とかいろんな場面で利用されていることを確認できたところです。

次に、その中でいきいきサロンというのが36ヶ所町内であると思いますけれども、その中で、何人利用されているのか。そして利用されているいきいきサロンの箇所数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

いきいきサロン36ヶ所のうち21ヶ所、121人の利用があっている状況でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） いきいきサロンが121人ということで、全体の実績では131人、これは同じ年度の話ですか。ということは、ほとんどいきいきサロンが9割ほど利用されていることになりそうですね。分かりました。

そのボランティアポイントで、通常のボランティアと介護予防サポーターとの限度額が違うということになっていますが、この内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

通常のボランティアの限度額が8,000円、介護予防サポーターの限度額が5万5,000円となっております。介護予防サポーターにつきましては、町が実施します介護予防サポーター養成講座、これは実技を含む講座が5回と実技3回、合わせて8回を実行された方で、地域の通いの場、介護予防拠点施設でのいきいき百歳体操などの介護予防の指導をされており、年6回の介護予防サポーター会議にも参加していただいていることなどから、限度額に差を設けているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 内容的には分かりました。

非常に介護予防サポーターは出る機会が多いということで、そういった限度額の設定の仕方ということで分かりましたけれども、現在行われている通常のボランティアの中には、年間の活動回数が非常に多い団体があります。その中でボランティアを行う人が毎年度、限度額を超えて活動されておられる方もありますので、通常のボランティアの限度額の引上げを検討できないかということでの質問です。

限度額を引き上げても、現在の利用状況では予算額を超えることはないと思いますので、その点について答弁をよろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

確かに、議員おっしゃるとおり限度額を超えて活動されている通常のボランティアさんもいらっしゃいますので、そこところは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ボランティアポイント制度、これについて少し述べていきたいと思っています。

この制度は、平成19年度に、市町村の裁量により介護保険の地域支援事業交付金を活用して、介護支援ボランティア活動の実績に応じてポイントを交付するということが可能となったものであります。

また、平成26年の介護保険法改正により、いきいきサロン等の通いの場の取組を中心とした活動においても、介護予防事業としてポイント交付事業の範囲が広がっております。

全国的には様々な形で実施されているようですが、介護支援ボランティア活動だけでなく、健康づくり、地域づくりなどへの複数の活動を対象としていることもあるようです。しかし、それぞれの自治体においても、広く普及するまでには至っていないのが現状のようです。

ボランティアポイント制度は、介護予防事業として、元気な高齢者が地域のボランティア活動で元気を維持できる

ように支援する取組です。その活動の場は、社会福祉協議会が数十年前から実施されているふれあいいきいきサロンそのものではないでしょうか。

本町では、いきいきサロン36ヶ所といきいき百歳体操の場として7ヶ所を合わせて43ヶ所を通いの場として位置づけられております。そのうちの26ヶ所でいきいき百歳体操を展開されているようです。

県内には介護予防事業の実践で介護保険料月額7,300円から5,000円へ減額した効果を出している高森町があります。公民館再生という目的で、ハード面では本町と同じ、介護基盤補助金を使って地域コミュニティの拠点としての公民館を約44ヶ所を通いの場として全面及び部分改修をされ、介護予防事業を展開されております。

昨年、その高森町を研修されておりますけれども、本町においてどのようなことが御参考になったことがあるかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

本町で取り組んでおります介護予防事業でありましたり介護予防拠点施設整備事業であったり、高森町においても取組内容はさほど変わらないと感じたところでございます。しかしながら、担当者が言われたことが、要介護状態にある人の改善を図ることは無理である。今、介護を必要としない人をいかに要介護状態にしないかということが重要であるという話をされました。そのことが、健康寿命を延ばす取組が介護給付費を減少させることになることから、昨年実施した町政座談会においても、議題の一つとしてしましたし、シニアクラブの集まり等とかでも、今、健康寿命を延ばす取組というお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） そうですね。要介護状態になる前の事業が当然介護予防事業ということになりますけれども、高森町においては、この通いの場の活性化策というのがいろんな面に対策されておると思います。これ、ネットの情報なんですけれども、まず通いの場の環境整備として、60インチのテレビモニター、DVD、ノートパソコン、ウェブカメラ、Wi-Fi等設置されております。

また、活性化支援として、これを災害避難所としての活用と、そしてeスポーツ、スマホ教室、パソコン教室、いきいき百歳体操など多彩なメニューを実施されているところです。

その環境整備の財源としましては、介護保険事業費補助金、集落サポート事業補助金、コロナ交付金、それとふるさと納税。高森町はふるさと納税も非常に多額でありますので、十分な余裕があつての環境整備だと思っておりますけれども、ただ、いろんな視点からの取組というのは非常に参考になるかと思っています。特に、災害避難所としての位置づけとしての介護予防拠点通いの場として、それとスマホ教室とかパソコン教室とか、高齢者については非常に情報機器については不慣れなところがありますので、そういったものの教室とか、そういった取組も認知症予防にもなるかもしれませんし、そういった取組も非常に参考になるかなと思ったところです。

現状のメニューと合わせて、さらに世代に応じた多彩なサービスの展開を是非お願いしたいと思います。

高森町のように、高齢者が歩いていける距離にあるのが公民館です。それが通いの場になるというふうに思います。

本町においても、通いの場としての公民館改修、先ほど言われたように公民館改修、それを利用したふれあいいきいきサロン、地域の縁がわ事業及びそれらを取り組む人たちを支援するボランティアポイント、これが本町にもあります。

地域支援事業としては、本年度の予算ベースでは5,097万9,000円をかけて、通所型サービスとして錦お元

気クラブ、いきいき百歳体操、元気が出る学校、訪問型サービスとして生活援助員派遣事業、スポット訪問など、幾重にも介護予防事業を展開されております。

このように、本町においても、先ほど課長が言われたように、高森町とあまり変わらないような事業内容を展開されております。

ただ、先ほど要介護になってからのものじゃなくて、以前の対策と言われましたけれども、前回でも質問しましたけれども、介護保険制度開始以来、最高の介護保険料となっております。昨年、前回の一般質問でも指摘しましたけれども、要介護認定者割合において、全国及び県平均と比べて施設入所者対象となる要介護3が非常に高くなっている要因について、実際どのくらい把握できるか非常に難しいところもありますけれども、どういった内容での要因というふうに考えておられますか。お願いします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

要介護になった方の原因疾患を見てみますと、脳血管疾患、これが多く見られております。その背景には、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病を有している状況にありますので、生活習慣病対策、これが一番重要じゃないのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） そうですね。以前から当然言われていることですがけれども、糖尿病とか高血圧とか、実際の疾病の過去の疾病も見てみても、診療費の割合の1位、2位を、高血圧とか糖尿病が占めています。

ということは、この以前の生活習慣病対策、特に担当としては、課長、今年は両方兼ねておられますけれども、健康増進課の対策も非常に大事ということだと思いますので、その付近の、錦町は健康づくり日本一ということで数十年にわたって対策されましたけれども、相変わらず糖尿病とか高血圧が1位、2位を占めていると、こういったことについて、対策は当然同じようなことになると思いますけれども、何か特別にこれに対する対策と申しますか、そういったことを考えておられますか。ちょっと分かりにくいかな。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

本町において、人工透析、要は腎臓のほうです。これの方も多くいらっしゃいます。人工透析にならないような、そちらのほうの対策も、年に新規で1人ぐらいに抑えられるように対策を講じていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 成人病対策はどこでも非常に重要な課題で、対策については非常に苦悩しているところがほとんどだと思いますけれども、非常にこう、昨日も4番議員からサバ缶の話が出ましたけれども、そういった食生活も含めて、さらなる健康寿命を延ばす対策をお願いしたいと思います。

先ほどから何遍も要介護3の高い状況について述べていますけれども、実際のこの令和5年度の状況で見ますと、これ県が発表している資料なんですけれども、県平均で要介護1が22.2%、錦町が8.4%、高森町を挙げましたけれども22.1%、要介護3で県平均が13.2%、要介護3が錦町は33.6%、高森町は20.9%ということで、これも前回述べましたけれども、要介護1では、全体的に平均と比べて非常に低いということと、それと要介

護3が非常に突出して高いという。これについては、非常に要介護になってからは難しいこともあるかと思いますが、こういった変化が起きたという要因をきちんと抑える必要があるかなと思っています。

特に、事業の財源として介護予防事業を担当する地域包括支援センターの職員、企業も含めて、地域支援事業は23%は介護保険料で賄われているので、介護予防の取組も含めて、検証をお願いしたいと思います。

特に、この特異な数字、これを何度も質問していますけれども、繰り返しになりますけれども、この要因です。非常に特殊に要介護1が極端に下がって、要介護3が極端に上がるというのが、過去からの積み上げかもしれませんが、こういったパターンになったことの検証といえますか、この付近もやっぱりしっかりしていく必要があると思いますけれども、非常に予防事業とはかけ離れた話になりますが、その付近の分析が可能か、或いは、可能ならば実施できるものは同じことになりますけれども、可能か、その付近をお答えをお願いしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

要介護3の方、認定者の33%、約180人近くになると思います。この方を一人一人潰していくのにはかなりの時間を要しますが、できないことはないと思っております。担当のほうには分析をさせたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 若干ボランティアとは話がずれましたけれども、非常に保険料に関わることになりましたので、次期保険料はなるだけ据置きか、或いは減額できるような対策を是非。

非常にこういった大変な分析は時間がかかるとは思いますけれども、是非前向きでお願いしたいと思います。

ちょっと時間が押しておりますので、質問要旨2について質問させていただきます。

質問要旨2、錦町ちょこっとお手伝いボランティアについてお尋ねいたします。

この事業は、全国の社協で実施されている事業ですが、球磨圏域内の実施町村と湯前町、あさぎり町、多良木町の高齢者数と、このボランティアの利用者数をお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） 球磨圏域で同様のボランティア事業を実施されておりますのは、人吉市、多良木町、湯前町、球磨村、あさぎり町となっております。

湯前町につきましては、高齢者数1,561人、利用者数49人、あさぎり町につきましては、高齢者数5,919人、利用者数196人、多良木町につきましては、高齢者数3,783人、利用者数5人と聞いております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 今のところ、高齢者数からすれば3%程度の利用かなと思っています。

ただ、これから、こういったささいな日常生活の支援、これも非常に大事だと思います。ちょっとしたゴミ出しとか話合いとかありますけれども、是非これが、これは社協の事業になりますけれども、高齢者福祉も連携して、この事業の普及に是非協力をお願いしたいと思います。

次に、第9期介護保険事業計画の68ページになりますけれども、地域包括支援センターの機能強化のイメージ図に、生活支援コーディネーターが位置づけられております。その役割について、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより多様な主体による生活支援を充実と書いてあります。その多様な主体としての取組を実施してきたのが社会福祉協議会の地域福祉事業ではないかと思っています。

いきいきサロン事業の推進、小地域ネットワークづくり、地域の縁がわづくり、生活支援サポーター事業、シニアクラブ、シルバーヘルパーなど多様な取組をしてきた事実があります。

地域福祉事業の基盤となるボランティア支援について、社会福祉協議会と地域包括支援センターの両方で現在展開されていますけれども、町民にとっては非常に分かりにくいかと思えます。社協と地域包括支援センターの役割を明確にされ、そして具体的な連携体制を構築する必要があるかと思えます。イメージとしては、つながり続けることを目指す地域支援としての社会福祉協議会、具体的な課題解決、介護保険料対策も含めて、目指す個別支援としての地域包括支援センターというふうに役割を明確にし、ボランティア支援事業及び生活支援コーディネーター事業を社会福祉協議会へ委託して事業運営をされるということはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

今、議員おっしゃいましたボランティア支援及び生活支援コーディネーター事業を社会福祉協議会へ委託してはということでございますけれども、今のところまだ検討しておりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 検討していないということですが、是非社協の基盤を生かすためにもそういったボランティア事業については社協の方で一括してできるように、特に社協はボランティア団体も抱えておるし、いろんな住民の人たちが気軽に通えるような場となっておりますので、是非前向きに検討をお願いしたいと思います。

特に、生活支援コーディネーターについては、地域包括支援センターの機能強化分の一部になりますけれども、社協も職員体制の強化により地域福祉の基礎となるボランティア支援の強化にもつながると思えますので、是非その付近を再度前向きに検討でもしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。答弁をお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

現状では、まだ検討段階にも入っておりませんが、令和7年度から始まりますちょこっとお手伝いボランティア、これは社協の方でしていただけますので、そちらのほうがある程度軌道に乗ってくれば、その辺でまた話を進めていけるんじゃないかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） そうですね。それと、今年度から第10期の計画の策定をされるということで、是非その中でも十分検討されて、やっぱりボランティアについては長年の歴史を持っている社協側に任せるとか、そういった形で是非、体制の強化にもなりますし、ボランティアの支援強化にもなりますので、是非今度、次期の計画の中で具体的に検討いただければなと思っているところです。

時間が来ましたので、今回はボランティアと言いながら要介護等の話もなりましたが、非常にこれも気になる部分でありますので、是非しっかりとした検証をしていただきたいと思います。

そして、次期保険料が、最低でも据置きか、或いは少し引下げできるような対策を、是非この次期介護保険事業計画まであと2年ほどありますので、そういったことも含めて対応をお願いしたいと思います。

もう時間、1分ほど余りましたが、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原誠二議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。休憩後は午後2時55分から開議します。

午後2時44分休憩

午後2時55分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

7番、竹田農利人議員の一般質問を許可します。7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 皆さん、こんにちは。7番議員の竹田農利人でございます。議長の許可を頂きましたので、令和7年3月第1回錦町議会定例会にて一般質問をさせていただきます。

本日は大変お忙しい中に、傍聴席においでいただきまして誠にありがとうございます。また、あいねっと放送をお聞きの皆様方にも心よりお礼申し上げます。

2月の寒さから、3月になって暖かくなると思っておりましたが、ここ数日、風が強く温度も低く、寒い日が続いておりますが、体には十分気をつけていただきたいものと思っております。

また、果樹農家に尋ねますと、2月の寒さにて花の開花が10日前後ほど遅れているということでした。今後の状況次第ではありますけれども、今年もおいしい桃、梨ができるように願っているところであります。

さて、今回の一般質問は、質問事項、商工会事業と事業所の今後について。質問要旨1、街路灯の今後について。要旨2、錦町のゴミと指定ゴミ袋収納倉庫について。要旨3、役場施設や各事業所店舗の照明器具の今後についてであります。

これより一般質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 街路灯の今後について伺います。

錦町街路灯は、平成14年9月に錦町街路灯設置基本計画を策定されました。昭和62年頃まではスポンサーを募集し、各集落の商店街を明るくし美化することで商店街としてのイメージを保つため設置され、一方では、防犯灯の役目を兼ね備え、地域の犯罪防止にも役立てておりました。

昔は木製の電柱でありましたので、腐食などにより、各地にあった防犯灯も徐々に減少いたしましたので、町の協力を得、商工会にて新たに設置、商店街のイメージアップと犯罪の防止、青少年健全育成や交通事故防止に役立てたとい、平成15年、錦町街路灯管理組合を設立。管内の街路灯維持管理を行うと共に、景観美化整備及び明るいまちづくり等防犯にも寄与しているところと思っております。

併せて、地域産業振興、地域活性化の目的として、平成15年から16年に街路灯、水銀灯2灯を設置いたしました。84基を国道219号線と木上地区の県道に設置、今年ではや21年目を迎えたところであります。

中小企業庁の商店街まちづくり事業を活用いたしまして、ELIランプ、これは無極電動ランプと申しますけれども、これに切り替えております。当時、LEDに交換したかったのですが、当時は大変高額のため、半額で済むELIに切り替えております。

数年後に、ランプの故障が頻繁に起こりました。また、無償修理交換対応も期限となりできなくなったことなど、街路灯の不点灯が目立つように増えていきましたので、地元電気業者に行き、平成4年に県から50万円、町から50万円、商工会から65万円の助成にてLEDに変えました。

現在、未交換が17基あります。本当は商工会にて交換しなければならないのですが、ランプが切れていると町や

商店街のイメージが悪いと思います。今後、商工会にて交換は、商工会の予算面を考えますと大変厳しいものがあります。町にて17基全部一緒に交換か、また一緒に交換できないのであれば、二、三年のうちに交換できないか伺います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ただ今質問議員からございました令和4年度の街路灯の整備、商店街リノベーション支援事業補助金を活用して、当時、所有の81基のLED未交換分を55基、全てLED化してはどうかと町のほうで御提案させていただきました。その際、商工会さんの財源が不足しているということで、55基中28基、約半分をLED化したところでございます。

御質問のあと17基について、町にて交換の考えは、につきましては、毎年の通常分の商工会補助金の中に、スポンサーが不在という分の17基の街路灯の維持管理分も計上していることから、今時点では町での整備は考えていないところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

今、課長が言われたように、商店街リノベーション支援事業の補助金を活用すればよかったですのですが、当時は商工会に財源不足というようなことがありまして断念したところであります。

今後は、商工会にて検討しながら交換を行っていきたいとは思いますが、町の街路灯が現在21年目を経過しております。安全のため、これの検査を行わせていただきました。検査結果は、現在大丈夫ということでございますけれども、あと数年もたちますと街路灯そのもの自体が老朽化してくるため、今後、電柱や器具による問題が多発する可能性があるかと検査報告を受けております。これも今後の課題であります。

また、街路灯のスポンサーにより、毎月1,200円の電気料をいただいておりますけれども、各事業所も経営が厳しく、スポンサー料の未納が増えているところであります。現在17基がスポンサーがいない状況、今後も少しくなるのではないかと心配しているところでございます。

錦町の国道219号線を中心とした商店街の街路灯がないと先ほど言いましたが、錦町と商店街のイメージが悪くなるのではないかと。また、交通事故や防犯面からしても街路灯の必要性は十分あると思っております。商工会や事業者での維持管理も厳しいものがあります。今すぐと言うわけではありませんけれども、将来に向けた基金積立てや国・県の補助金があったときには、計画をお願いしたいと思います。

現在、あさぎり町では約20年前から町の管理下にあると伺っております。錦町商工会会員も、町に全て任せるのではなく、全面的に協力はしていきたいと思っておりますので、将来に向けた街路灯を町にて維持管理をしてもらえないか。

また、先ほど企画観光課長が言われましたように、現状の町の財政状況から考えますと、厳しいというのは分かりますけれども、今の現状からしていきますと仕方がないことかなと思っておりますが、将来は町にて維持管理をお願いできないか、お願いしたいというところころでありますけれども、今後の検討を是非お願いしたいと思います。

要旨2、錦町のゴミとゴミ袋収納倉庫についてお尋ねいたします。

今、ゴミ袋について問題視されていますが、耐久性消費材の頻繁な買替え、過剰包装、使い捨て商品の増加、生活雑貨など、安価に入手可能になったのが大切にならない原因ではないかと思っております。

錦町には、燃えるゴミは生ゴミ、紙ゴミ、繊維ゴミ、木屑、草など指定ゴミ袋で出す。燃えないゴミは、瀬戸物、ガラス類、金属類、傘、スプレー缶、おもちゃ、電池など、小型電気製品などは指定の燃えないゴミ袋にて出すとなっております。資源物は、スチール缶、アルミ缶、茶色ガラス瓶、ペットボトル、白色トレイ、段ボール、雑誌などがあり、あとは有害ゴミ、粗大ゴミなど、町民の方々の理解と分別に努めてもらうことにより、減少につながるのではないかと考えているところです。

年々人口の減少、高齢化、独り暮らしも増えております。ゴミの減少に努められているとは思いますが、クリーンプラザへのゴミの搬入状況、錦町は年間どれくらいか。また、搬入量と、町のゴミ処理費用はどれくらいか、お尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

錦町や郡内のゴミの量は、人口減少が原因で減少傾向です。処理費用については、錦町のゴミの量は減少しておりますが、他市町村のゴミの減少量が錦町の減少量より多いことから、負担金は増額傾向となっております。

令和6年のゴミ処理量は2,445トンで、11トンの減少、0.5%の減となっております。

なお、ゴミ処理費は、令和7年当初予算で1億1,642万5,000円でございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

今、ゴミを減らす課は、町民の方々の御理解をいただき、生ゴミは特に水切りをしていただくと共に、分別もきちんと出していただくようお願いしてもらったと思います。

令和5年9月からゴミ収集日が変わりましたが、3地区に分かれてゴミ収集を行っていましたが、地区ごとに集荷量が大きく異なること、収集時間の差が生じたこと、燃えるゴミの回収が週1回のため、時期によっては生ゴミから悪臭が発生すると町民の方々の相談が多くなり、ゴミ収集車2台にてゴミ収集の曜日を変更されておりますけれども、今のところ何ら問題がないのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、令和5年9月から、燃えるゴミの収集を週2回に変更いたしました。また、燃えないゴミの収集を毎月2回に変更しました。区長会での要望や収集状況を考慮して変更したものです。

変更から1年6ヶ月が経過しておりますが、新たな要望等、問合せ等は現在のところはございません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

ゴミ収集車の業者の方も、町内にゴミ収集所が約167ヶ所ありますので、夏も暑すぎますし、冬は極端に寒かったりで大変とは思いますが、頑張っていたきたいものだと思います。

次に、資源ゴミのペットボトルとアルミ缶についてお願いでございますけれども、各地区のゴミ収集所に資源ゴミのペットボトルとアルミ缶を収集できるように、ネット袋の設置を各地区にお願いできないか伺います。

すみません、写真の1と2をお願いいたします。

これは、私たちの地区でやっておりますネット袋でございます。これに1ヶ月間置きますと、夏にはペットボトル

がネット袋に2個ほどたまります。これは内門のフルーツコーポ16軒分の1ヶ月分です。こういった形で大変多く集まってきております。

次、写真3をお願いいたします。

これは横のほうにありますけれども、これは廃プラの容器類、袋類、そういったものを溜めてあるところでございます。

このネット袋に、ゴミ収集日に、各家庭の燃えるゴミと一緒に、ペットボトルやアルミ缶などを持ってきていただいているところがございますので、これを各分館の資源ゴミ回収日に、住民の方々の協力を得ながら回収されていますが、各地区各班のゴミ収集所から集めると、資源ゴミのペットボトル、アルミ缶が多く集まるのではないかと考えております。

地区によっては、業者が直接売却される場所もありますが、今後多くの資源ゴミが回収されることを期待したいと思っております。

各地区に護美対策推進員がおられますが、会議開催のときにでもお伝え出来れば幸いです。各地区にも資源ゴミについても地域の事情もあるかとは思いますが、各地区の収集所にネット袋の設置を進めてもらってはいかかかと思っておりますが、これについてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

現在、町内の収集場所は167ヶ所です。リサイクル品目の常時収集のため、先ほど見せていただきましたようなところは数ヶ所ございます。それぞれの収集場所で、ゴミの量や持ち込みの状況等は様々であると思っております。資源物価のため、盗難等の心配もありますので、それぞれの考え方で運営されていると思っております。御提案のネットの設置につきましては、それぞれの収集場所で検討いただきたいと考えておりますので、本日も護美対策推進員の会議がございますし、今週末また区長会等も会議が予定されておりますので、御紹介したいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。是非広めていただきたいものだと思っております。今後、資源ゴミが多く回収されることを願っております。

今までゴミ問題について伺いましたけれども、次に錦町指定ゴミ袋倉庫設置について伺いますが、現在、錦町商工会が錦町より委託を受け、各商店街、スーパーなどにおいて町民の方々に販売を行っております。

ゴミ袋は、可燃ゴミ袋大・中・小、不燃物ゴミ袋大・中があります。ここ数年、販売数が増えております。先ほど、ゴミ自体は減少とのことでしたが、令和5年度、可燃物の袋が641ケース、枚数にいたしまして3万2,050枚、不燃物袋50枚入り45ケース、合計で711ケースが売られました。その中でも、販売店の上位4店舗で513ケース、枚数にいたしまして2万5,650枚、全体の72%を圧倒的に多く4店舗で売られております。それだけ買物に行かれるのだからとは思いますが、各販売店も同じ料金で販売しておりますので、地元商店街にて購入をよろしくお願ひしたいと思います。

この錦町指定ゴミ袋は、卸業者を通じ中国より輸入、20フィートのコンテナ1台分、1,120ケースを輸入し、このコンテナが最小限度の量だそうでございます。発注につきましては、こちらの販売量を見ながら発注しておりますが、ここ数年前からでは2年以上の在庫期間がありました。先ほどゴミ減少という傾向にあるということがございますけれども、ゴミ袋は多く販売されています。約1年半で在庫がなくなる状況であります。

問題は、錦町指定ゴミ袋の在庫を置く倉庫がないことでございます。すみません。写真4をお願いいたします。

現在、商工会の会議室に保管しているところのがこの写真でございます。前回発注分の残りケースと、今回発注分のケースとで会議室の3分の1を占めているところであります。商工会会議室にゴミ袋が収納されているため、会議室の有効使用ができないため、倉庫建設の検討をしております。

令和4年、倉庫建設委員会を設置いたしまして、複合型倉庫建設に対する案が提出されましたけれども、課題として、資金面の問題があります。自己財源不足、町からの補助金が不可欠、町からの建設許可など問題が大変多くありました。

それで、一旦、保留といたしましたけれども、中古コンテナを購入してはという意見がありまして、複合施設ではなくゴミ収納の会館のほうを有効活用することができますので、ゴミ袋がなくなることにより会議室の床補修、会館内の内装工事が可能ということから、町へ要望書を提出させていただいておりますが、協議の結果がどうであったか教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

先週だったと思いますけれども、町有地への設置の申請書のほうが出されております。現在、内部にて決裁中でございます。今後必要な協議事項があったら、またしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） 現在の在庫袋、容積で計算いたしましたところ、33立方メートルであります。収納スペースと通路を入れますと65立方メートル要ります。中古コンテナの30フィート、長さ9.14メートルの長さの中古コンテナの購入を考えております。

設置場所については写真5をお願いいたします。

これは商工会館の北側のほうに、このように設置したいんですが、後ろのほうが出ておりますので、後ろ側を前のほうに合わせながら作っていけばというふうに考えておりますし、このゴミ収納室が隣にありますので、その外側に設置を考えていきたいと思っております。

また、近所の方々にも説明を行っておりますし、横のほうに大きい木がありますので、あれについても、できれば枝を切るか、元から切るか、そういったことも是非このような協議の中で決めていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。要旨3、役場施設や店舗照明器具の今後についてですが、商工会事業所のことだけではなく、役場施設、各事業所、各家庭全般にわたることでもありますので、あえて役場施設についても伺います。

2023年11月の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において決定されたことですが、これは一般照明具の蛍光灯に微量の水銀が含まれているため、水銀添加の規制を定め、水銀に関する水俣条約締約国会議において規制対象とすることが論議されました結果、一般照明の蛍光灯の製造、輸出・入を2027年までに段階的に廃止することが決定されました。

また、2027年度末までに蛍光灯の製造を中止する政令改正が閣議決定されたことにより、LED照明の需要急増が予想されております。既に使用している製品の継続使用ですけれども、廃止までは製造された製品の在庫分の売り買いと及び使用が禁止されているわけではありませんので、今まですぐにはなりませんけれども、一般照明の

電球型、コンパクト型、直管・非直管型蛍光ランプなどがあります。これらを近い将来LEDに切替えが必要になるわけですが、将来は製造、輸出・入を禁止に従いまして、LED照明の計画的な更新をしなければなりません。

錦町庁舎、中・小学校の各施設の全体、現在どれぐらいのLED化への交換ができているのか、また今後の計画についてお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

庁舎につきましては、執務部分についてはおおむねLED化が完了しております。残りの部分につきましても蛍光ランプの在庫情報を確認しながら、令和7年度中に調査を行い、令和8年度予算に反映できればと考えております。

その他の町有施設につきましても、完全にLED化は終わっておりませんので、修繕の際に随時切り換えている施設もございます。

また、学校施設につきましてもこれから整備していくことになるかと思いますが、補助金の活用も可能ですので、整備計画を定めて改修に取り組んでいくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

順次計画をしていって、換えていっていただくようお願いしたいと思います。

2027年度まで蛍光ランプの製造、輸出入が廃止であって、壊れるまでは大丈夫というようなことでございますけれども、町の施設全体を考えると、計画的な交換をしないと、交換が終わるまでには数千万円のお金がかかるのではないかと考えております。

今後、国が進めるLED化でありますので、国の補助金等が出るのを期待したいと思っております。

現在、商工会会員の各事業所もLED化に変えられている事業所は全体の10%前後と伺っております。今後、各店舗の蛍光灯器具をLED化にする際には、丸ごと照明器具交換を推奨されております。それは、旧照明器具と使うことではなく、LED仕様の照明器具を使わないと重大な事故が懸念されております。発煙、発火、落下など、組み合わせが不適切な場合は大変重要な事故に関わりますので、LED照明器具用にて交換しなければなりません。

店舗の場合、一般家庭と違いまして、照明灯の数も多くあります。各部交換しますと大変経費がかかります。LED交換を補助金が出ないか、再度、この件についても御検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど、街路灯に関する御質問の中でもございましたように、平成25年度の街路灯の整備、或いは令和4年度の街路灯の整備、いずれも補助事業を活用したところです。補助金に関する情報は、基本的に、町の担当或いは商工会事務局のほうに発信されますほか、実施主体のホームページ等でも周知されているところです。

御質問の店舗のLED化への補助の検討ということでございますけれども、店舗等のLED化に要する費用等を勘案しますと、町単独での補助は厳しいと思われまますので、今後におきましては、街路灯ともども、様々な補助事業等を商工会の職員さん、或いは町の担当職員が情報を共有しながら、申請可能な補助事業を探していくことからなるかと考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田議員。

○議員（7番 竹田農利人君） ありがとうございます。

これから先、色々な補助事業等を商工会のほうでも気をつけて、調べていきたいと思いますので、そのときには協議をしていただき、補助が出るようによろしくお願ひしたいと思います。

これは一般家庭もLED照明に切り換えなければなりません、各家庭も大変だとは思いますが、LED照明に換えることは電気料も少なくなります。家庭でも計画的にLED照明を切り換えていただきたいものだと思っております。

今後、各家庭へ周知徹底を是非お願いしておきたいと思ひます。

これもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（荒川 孝一君） 7番、竹田農利人議員の一般質問が終了しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第1回錦町議会定例会8日目の会議を散会します。

午後3時28分散会

令和7年 第1回 錦町議会定例会議録 (第4号)

招集年月日	令和7年 3月11日	招集の場所	錦町議会議場		
開閉会日時及び宣告	開議 閉会	令和7年 3月19日 令和7年 3月19日	午前10時00分 午前11時45分		
出席及び欠席議員	議席 番号	氏 名	議席 番号 氏 名		
出席議員 12名	1	出 谷 口 一 也	10 出 金 山 民 幸		
欠席議員 0名	2	〃 丸小野 聖 一	11 〃 高 田 孝 徳		
凡例	3	〃 梶 原 誠 二	12 〃 荒 川 孝 一		
出 出席	4	〃 早 田 和 彦			
欠 欠席	5	〃 吉 田 眞 二			
公欠 公務欠席	6	〃 石 松 まゆ子			
	7	〃 竹 田 農利人			
	8	〃 岡 田 武 志			
	9	〃 池 田 秀 晴			
会議録署名議員	10	金 山 民 幸	11 高 田 孝 徳		
職務のため議場に出席した者の職、氏名		議会事務局長 蓑 田 和 也			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職、氏名					
職	氏 名	職	氏 名	職	氏 名
町 長	森 本 完 一	住民福祉課 課長	山 園 琢 磨	農林振興課 課長	東 貴 志
副町長	深 水 英 雄	保険政策課 課長	吉 田 誠 二	地域整備課 課長	上 野 陽 一
総務課長	有 瀬 耕 二	健康増進課 課長	吉 田 誠 二	農業委員会事務局長	高 波 昌 一
教育長	毎 床 三喜男	税務課長	蓑 田 俊 哉	教育振興課 課長	尾 方 良 一
会計管理者	白 川 裕 美	企画観光課 課長	岩 尾 和 文		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

議事日程

- 日程第1 議案第3号 令和7年度錦町一般会計予算
 - 日程第2 議案第4号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第3 議案第5号 令和7年度錦町介護保険特別会計予算
 - 日程第4 議案第6号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第5 議案第7号 令和7年度錦町水道事業会計予算
 - 日程第6 議案第8号 令和7年度錦町下水道事業会計予算
 - 日程第7 陳情第1号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書
 - 追加日程第1 発委第1号 水俣病問題の早期解決を求める意見書の提出について
 - 日程第8 錦町選挙管理委員及び同補充員の選挙
 - 日程第9 議員派遣の件
 - 日程第10 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第3号 令和7年度錦町一般会計予算
 - 日程第2 議案第4号 令和7年度錦町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第3 議案第5号 令和7年度錦町介護保険特別会計予算
 - 日程第4 議案第6号 令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第5 議案第7号 令和7年度錦町水道事業会計予算
 - 日程第6 議案第8号 令和7年度錦町下水道事業会計予算
 - 日程第7 陳情第1号 水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書
 - 追加日程第1 発委第1号 水俣病問題の早期解決を求める意見書の提出について
 - 日程第8 錦町選挙管理委員及び同補充員の選挙
 - 日程第9 議員派遣の件
 - 日程第10 委員会の閉会中の継続調査申し出について
-

午前10時00分開議

○議長（荒川 孝一君） 定刻となり、出席議員が定足数に達しておりますので、ただ今から令和7年第1回錦町議会定例会9日目の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

- 日程第1. 議案第3号
- 日程第2. 議案第4号
- 日程第3. 議案第5号
- 日程第4. 議案第6号
- 日程第5. 議案第7号
- 日程第6. 議案第8号

○議長（荒川 孝一君） 日程第1、議案第3号令和7年度錦町一般会計予算から、日程第6、議案第8号令和7年度錦町下水道事業会計予算までの6議案を一括議題とします。

本案につきましては、各常任委員会において調査及び審査が行われております。

ただ今から、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務建設常任委員長、吉田眞二議員。吉田委員長。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） おはようございます。

令和7年3月19日、錦町議会議長荒川孝一様。総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。

総務建設常任委員会調査報告書。

令和7年第1回錦町議会定例会第1日目（令和7年3月11日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告します。

1、調査案件。

議案第3号令和7年度錦町一般会計予算。

議案第7号令和7年度錦町下水道事業会計予算。

議案第8号令和7年度錦町下水道事業会計予算に関わる総務建設常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和7年3月12日（水）から令和7年3月17日（月）まで。

3、調査にあたった常任委員の氏名。

総務建設常任委員長、吉田眞二。総務建設常任委員副委員長、丸小野聖一。総務建設常任委員、荒川孝一。総務建設常任委員、池田秀晴。総務建設常任委員、竹田農利人。総務建設常任委員、早田和彦。

4、調査に立ち会った執行部の氏名。

総務課、有瀬耕二、山本直樹、矢野智浩、大村崇史、守永幸太郎。企画観光課、岩尾和文、小田善太、中村裕二、手柴智晴。税務課、蓑田俊哉、大森光春。地域整備課、上野陽一、大村恵美、東利孝、長友崇。出納室、白川裕美、河津清臣。議会事務局、蓑田和也。監査事務局、蓑田和也。

5、調査の結果及び意見。

総務課。

（行政係）

令和6年度は災害関連事業の終息が見える中、職員の負担軽減までには至っていない。業務改善だけではなく、職員の労務管理、適正化に、今一度努められ、本当の意味で危機管理体制整備を願う。

行政手続の簡素化と町民の負担軽減について、これまでの申請書や請求書等の押印の省略に取り組んでこられたが、デジタル社会が到来する中、その技術を活用した暮らしに役立つシステムを取り入れ、住民サービスのさらなる向上を望む。

（財政係）

一般会計予算額は6億5,718万8,000円であり、前年度に対し2億9,199万9,000円で0.4%減となっている。

地方債現在高の見込みに関する調書に記されているとおり、令和7年度の起債の借入見込額よりも元金償還見込額が多いことから、相対的に地方債残高は2億2,000万円の縮減が見込まれる。

歳入のうち繰入金は5億9,180万円で、前年度よりも6.7%減となっているものの、減債基金繰入金に関して

は、前年度よりも4,239万8,000円増となっており、公債費の負担が厳しい状況にあることが伺える。

このことから、将来負担比率の上昇が懸念されるため、予算の執行に際しては、基金繰入を最小にすることに留意されつつ、引き続き財政の健全性確保に努められたい。

(消防交通係)

令和6年度に続き、地域住民からの要望により、防犯灯25基の新設が予定されている。

また、災害緊急対応として、食料・水等の備蓄が行われているも、賞味期限切れが近くなっている備蓄物資については、防災訓練時に参加者に配布することも有用と思われる。

なお、消防団員の減少に歯止めが利かないことも懸念されることから、機能別消防団員・女性消防団員の増員も考えていかなければならないと思われる。

くま川鉄道に関し、経営安定化補助金として、経常損失分1,900万円、施設整備分698万5,000円に加え、災害復旧費2,441万7,000円と計上しており、一部不通状況であった路線も令和8年度に全線開通と思われる。

また、地方バスの運行補助金については、3,325万3,000円を計上されているが、くま川鉄道の開通に伴い、収入の減少が見込まれるため、各市町村と検討する必要があると考える。

(管財係)

大王原公園仮設団地地利活用事業については、県より譲渡を受け、1億1,712万円をかけて整備され、令和7年4月より入居開始が決まり、全戸数の入居を期待するも、人口減少が本町に始まることも懸念されるが、広報や新聞等のメディアを活用して100%の入居を期待する。

企画観光課

(企画情報調整係)

ふるさと回帰推進事業では、「地域おこし協力隊」2人分の報酬が計上されている。募集は、国の制度や県のプラットフォームを利用し、大都市圏で開催される移住定住相談会等でもPRされているが、今後は、色々な情報を取り入れながら専門分野に特化した隊員の募集も考慮されたい。

空き家活用支援補助金50万円、住宅新築・購入支援補助金440万円、移住支援補助金200万円が計上されている。今後も支援補助金等を活用した移住定住に大いに期待したい。

(地域振興係)

令和7年度で3年目を迎えるコンパクトSDGsスタディプログラム事業については、本年度はSDGsを核とした新たな教育旅行プログラムのコンテンツ作成、ガイド教本の作成等を実施した。令和7年度は教育旅行プログラムの造成及び旅行事業者、教育機関等への営業活動などを通じた地域活性化を望む。

くらんど公園遊具新設工事169万5,000円、くらんど公園内大型遊具周辺の階段の組木の劣化による改修工事384万1,000円が計上されている。今後も安心・安全に配慮し、公園利用者の増加に努められたい。

空がつなぐまち・ひとづくり推進協議会事業、オープンイノベーションによる開発商品PR業務委託料は、前年同額の1,000万円が計上されている。町の特産品を中心に開発した商品の魅力を発信し、地域経済の発展に寄与することを期待したい。

人吉海軍航空基地資料館空調設備新設工事費に2,000万円が計上されている。入館者数は、令和5年度1万8,311名、本年度1万8,733名(3月12日現在)で前年度比102%であったことは非常に評価したい。令和7年度は戦後80年の節目の年となるので、関連施設と協力し、修学旅行生を含む来館者が快適に見学できるよう努められ、さらなる集客を図られたい。

税務課。

町税（町民税・固定資産税・軽自動車税・市町村たばこ税・入湯税）に関しては、11億9,904万9,000円で、前年比5,071万3,000円の増となっている。

歳出については、賦課徴収費が前年度比180万6,000円の増となっており、航空写真の取り込み処理経費として委託料44万8,000円が計上されている。円滑な事務事業の執行に努められたい。

地域整備課。

行政係において行われている町道手入れについては、報償費という性格上、これまでの定額及び世帯数による算定から、令和7年度より参加者の実績により算定されることになる。行政区からの実績報告については、不信感を抱かれぬよう写真を添付する等、公平公正な支給に努められたい。

道路パトロール等の管理業務を含めた会計年度任用職員を、昨年に引き続き採用、町民の要望に速やかに対応が可能と期待できる。

国や県の土砂を満載した大型車が搬出入りのため町道を通行しており、路面が傷んでいる箇所が散見される。これらの箇所については、しっかりと国・県に復旧を要請すると共に、土砂搬出入等の計画について、事前に双方で協議する体制の構築を検討されたい。

道路台帳整備については、管内町村の状況を調査しながら、工事に合わせて整備ができないか検討されたい。

（水道事業会計・下水道事業会計）

水道事業については、令和8年度での料金改定を計画されているが、水道加入が100%ない中で不公平を感じる住民もいるのではないかと思われる。住民への説明に際しては、広報のみならず住民への直接の説明も必要であり、より丁寧な説明を検討されたい。

上水道・下水道共に厳しい財政状況が続く中、安定的な経営を目指し、さらなる経費節減と料金回収の強化及び加入率の向上を図られたい。

出納室。

歳入は、前年並みの予算計上であるが、歳出では人件費を除いた会計管理費が前年当初比で111%となっている。主な要因としては、需用費は前年当初比86%と減少したものの、役務費が前年当初比118%と増加したことによる。

中でも、公金振込手数料は110万1,000円の増、前年当初比133%となった。これは、令和6年10月から公金振込のうち、内国為替制度が公金についても有料化され、振込手数料を負担していることが役務費増加につながったものである。

この役務費の増加については、令和6年度予算では6ヶ月分であったが、令和7年度においては12ヶ月分となったため増加したことによる。本来であれば、公金振込手数料が有料化された期間が2倍になったものの、133%の増加に収まったのは、システムの変更、DVDや納付書払いであったものを電送するなど、職員の経費削減に取り組まれたことが大きく評価をしたい。

今後も、公金の安全性の確保と適正な収支の実現と共に、適正かつ効率的な会計事務を確実に遂行するため、職責を果たしていただくことに努められたい。

議会事務局。

令和6年度から本格的に運用開始された「タブレット端末」の活用については、引き続き、ペーパーレス化を図ることはもとより、事務負担の軽減に努められたい。

また、議員研修については、県議長会や郡議長会主催の研修と併せて、町独自の研修を実施する等、議員の資質向上や円滑な議会運営に向けた取組に期待したい。

以上、総務建設常任委員会調査報告といたします。

○議長（荒川 孝一君） 次に、厚生文教経済常任委員長、高田孝徳議員。高田委員長。

○厚生文教経済常任委員長（高田 孝徳君） 報告いたします。

令和7年3月19日、錦町議会議長荒川孝一様。厚生文教経済常任委員会委員長、高田孝徳。厚生文教経済常任委員会調査報告書。

令和7年第1回錦町議会定例会第1日目（令和7年3月11日）に調査及び審査を委託された下記案件について、次のとおり報告します。

1、調査案件。

議案第3号令和7年度錦町一般会計予算。

議案第4号令和7年度錦町国民健康保険特別会計予算。

議案第5号令和7年度錦町介護保険特別会計予算。

議案第6号令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計予算に係わる厚生文教経済常任委員会所管事項。

2、調査年月日。

令和7年3月12日（水）から令和7年3月17日（月）まで。

3、調査にあたった常任委員の氏名。

厚生文教経済常任委員長、高田孝徳。厚生文教経済常任副委員長、谷口一也。厚生文教経済常任委員、石松まゆ子。厚生文教経済常任委員、金山民幸。厚生文教経済常任委員、岡田武志。厚生文教経済常任委員、梶原誠二。

4、調査に立ち会った執行部の執行部職員の氏名。

住民福祉課、山園琢磨、高山拓二、上野綾、馬場和広。保険政策課、吉田誠二、松田こずえ、永田紀久美、渡邊一郎。健康増進課、吉田誠二、森山毅宏、藤川絹代。教育振興課、尾方良一、塩井裕樹、桑原裕、植薄美保。農林振興課、東貴志、栗原欣也、深水達也。農業委員会、高波昌一、山本直樹。

5、調査の結果及び意見。

住民福祉課。

（住民係）

マイナンバーカード申請については、申請率90.9%、交付率82.5%と全国平均より高い率となっている。マイナンバーカードが保険証や免許証など機能が拡充される中、更新の時期を迎える方が増えてくる。町民の方へ広報、周知を重ねて行い、不利益が発生しないようにされたい。

また、住民票などのコンビニ交付のサービスについては、多額の初期費用と契約料がかかるが、今後、計画的に導入を進められ、町民の方への交付サービスの向上を望む。

（福祉係）

物価高騰の中、毎年予算額が増加するわけだが、国、県と連携し、必要な町民の方へスムーズに交付が行われ、支援が拡充されることを望む。

（子育て支援係）

児童手当交付事業については、国の支援が拡充され、所得制限が撤廃された。令和7年度については、2億2,627万6,000円計上されている。

これまでの保育料無償化などの支援と併せ、安心して子育てができる施策が講じられているが、より出生率が向上することを期待したい。

(環境係)

人吉球磨クリーンプラザの移転計画のため、令和7年度より移転準備の予算が計上されている。

ゴミの収集回数増により委託料は増加しているが、護美対策推進委員の協力を得ながらゴミの分別と資源化の推進により、さらなる減量化に努められたい。

保険政策課。

(保険・年金係)

国民健康保険事業では、健診受診率の向上、重症化予防等の取組については、健康増進課と連携しながら事業の遂行に努められたい。健診は、疾病の早期発見、早期治療につながることから、さらなる町民への意識高揚を図られたい。

国保人間ドック助成については、これまで委託医療機関での日帰りドックのみが助成対象となっていたが、委託医療機関以外での人間ドック、1泊2日の人間ドックも助成対象に拡充されており、受診者が増えることを期待したい。

(高齢者支援係) (地域包括支援係)

高齢者タクシー利用事業は、住民税非課税世帯のみが対象となっていることから、さらなる利便性の向上のため、課税世帯の免許返納者についても助成の対象となるよう検討を望む。

介護保険特別会計については、要介護認定者の増加、重度化により介護給付費は年々増加傾向にあるので、引き続き介護予防事業に取り組まされたい。給付費の抑制につなげるため、これまで以上に健康寿命を延ばす意識づけが重要であると思われるので、あらゆる機会を通じて町民の意識醸成に努められたい。

健康増進課。

健康推進員及び食生活改善推進員等の協力を得ながら、町民の健康を守る活動は、いきいきサロンなどの小さなコミュニティに関わるような取組を計画的に実施されたい。

予防接種については、带状疱疹定期接種化に伴い、接種費用の7割が助成されることは評価したい。

母子保健事業は、妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業が実施予定であり、ますます事業の充実が図られるものである。

健診事業は、基本健診、がん検診、中学生健診等実施が前年度同様に実施されるが、“健康づくり”としては、町民一人ひとりが健康に対する意識を持つことが重要である。健診後の保健師等の“顔の見える”地道な個別訪問活動により、町民の健康意識の共感を得るような取組を強化されたい。町民一人ひとりの健康意識の醸成が町全体の健康意識の醸成につながるので、保健指導体制のさらなる充実を図られたい。

農林振興課。

担い手の減少や農業従事者の高齢化により厳しい農業情勢が進む中、農業の担い手育成確保として、国の就農準備資金・経営開始資金補助金や、錦町独自の農業担い手支援給付金事業の両事業の活用によって多くの農業後継者が育っている。引き続き取り組まれ、定着に向けて更なる充実を望む。

農業振興費として、果樹高品質化施設等導入事業等により、果樹の品質向上化に向け条件整備等に取り組んで果樹の振興を進められている。また、農業用ドローンオペレーター養成事業などのスマート化展開事業等を支援されているが、農業の担い手不足や農業の効率化等に向け支援を望む。

畜産振興として、農業ヘルパー助成割合を引き上げ、支援していただいている。休日の時間が取れ、若い人の定着

が進むと考える。

令和7年度より、農業共済組合の収入保険加入時の支援として、農業経営収入保険掛金助成事業補助金が取り組まれ、安定した農業経営につながると考える。

中山間地域等直接支払交付金事業及び多目的機能支払交付金事業の活用については、引き続き計画性を持って、地域活動や営農の継続等に対して支援を行われるよう関係機関と連携して進められたい。

有害鳥獣対策については、被害がますます増加しているが、今回、猟期内もイノシシは補助対象となった。これからも安心して農林業を営むため、関係機関団体と連携し、捕獲対策や侵入防止等に取り組むと共に、捕獲従事者の確保育成に努められたい。

農業委員会。

高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集約化などに向けた取組が必要となる。目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の実現に向け、作成した目標地図等を有効に活用し、地域での話し合いや農地バンクを活用した農地の集約化を図られたい。

農業者年金は、老後の備えとしても重要な制度であるので、積極的な周知、勧誘に努められたい。

農業委員会活動の周知として、農業委員会だよりや広報を利用した情報発信に努められたい。

今回の改選に当たり、女性委員の増が見込まれ、今後の活躍を期待したい。

教育振興課。

(学校教育係)

小中学校のGIGAスクール授業で実施するタブレットの更新が計画され、小学校5,137万7,000円(699台)、中学校2,785万7,000円(379台)である。本町では、学校教育に対し様々な助成を行っている。教育環境の整備と共に、更なる子どもたちの学力向上、心身の成長に寄与されたい。

(社会教育係)

昨年行われた分館対抗球技大会では、数種目を合同して行う新しい試みの大会となった。全ての分館が参加することができ、本年度も多くの町民の方々が参加できる行事計画を望む。

(学校給食センター)

今回、給食費の大幅な値上げを行うが、これは食材を始めとする物価高騰によるもので避けられないものであると考える。本町では、現在、小中学校の給食費の無償化を行っており保護者の負担はないが、給食費の内容については保護者への通知は必要と考える。継続性が求められる事業であることから、財源を確保し、おいしくて安全な学校給食の提供に努められたい。

以上で報告を終わります。

○議長(荒川 孝一君) 各常任委員長の報告が終わりましたので、ただ今から、議案第3号から議案第8号に対する一括質疑を行います。

なお、各常任委員会において調査及び審査が行われておりますので、所管事項以外のみ限定して、簡明にページ数も言っていただき、1項目3回までを厳守していただいて質疑をお願いします。

質疑ありませんか。8番、岡田議員。

○議員(8番 岡田 武志君) 予算書167ページの、人吉海軍航空基地の資料館の空調の新設工事2,000万円についてお尋ねします。

この施設は、新しい施設であって、また新しく2,000万円の空調施設を導入ということの内容をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

今回計上しております2,000万円のエアコン設置工事の根拠なんですけれども、現在の「赤とんぼ」が展示してあるスペースがあるんですけれども、そこにエアコンが設置されておられません。昨夏、8月なんですけれども、ものすごく気温も高く、1ヶ月の室内の平均気温は35度ということで、最大37度を超えたりして、お客様から「エアコンが壊れとつとですか」とか、「暑い」と。スポットエアコンを2台ほど設置して、しのいでおったんですけれども、お客さんによっては、そのスポットエアコンから離れられないお客様もいらっしゃるし、そのような暑さ対策から、今回2,000万円の設置工事の予算を計上したところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 大変暑いということで、これは去年、どこの皆さんも体験したことで、これからのこういう夏が来るのかなというふうに考えておりますので、この2,000万円というものは致し方ないと私も思います。

確認ですけれども、今、あそこの人吉海軍航空基地資料館の施設は、木上地区の災害時の避難場所ということでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

木上地区の第2次避難場所、自主避難を呼びかけるときに利用する施設として使用しております。第3次避難所としては指定をしております。避難勧告、避難指示を呼びかけるときの第3次避難所として指定している状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 今、避難所に指定されているということで、当然、今ニュースでも、能登の地震、水害で、いまだに体育館のほうに避難生活を送られている方が今でもおられるというふうなニュース報道がされておりました。

そういうことから、こういった避難所の確保というのは非常に大切でありますので、木上地区は、もともと木上コミュニティセンターが避難地区と指定してあったんですけども、あそこ裏が崖で、災害時にちょっと危険性があるということで、こちらのほうに持ってきたのじゃないかということを知っております。

今、この言ったように、今の空調というのは非常に大事ですので、町もこれから、その避難環境も心に置いた整備計画をよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ただ今8番議員も質問をされたところでありますが、関連がありますのでお尋ねをいたします。

一般会計予算7款2目観光費予算の中で、166ページの事項別明細、867、人吉海軍航空基地資料館運営事業として、指定管理料2,500万円、873、今言われました人吉海軍航空基地資料館空調新設工事2,000万円、

これはこの2,000万円に対しては、地域活性化事業債1,500万円と一般財源500万円だろうということですが、計上されております。

指定管理料2,500万円の中で運営費として、学生の修学旅行などを受け入れて、子どもたちの平和教育の実施や観光推進として8万人以上の来館者を集客して、平和教育などに力を入れて頑張っていたところですが、私は、この金額については申しませんが、しかし、今、災害が大型化し、18日朝も、ここの錦町も地震があったところでありまして、これから南海トラフ地震など大きな災害が、いつどこで起きるか分かりません。起きれば、地域住民の生命と暮らし、財産を守ることが最優先と考えます。暑いのは、どこも一緒です。防災の観点から、災害が起きたとき避難所となる学校の体育館や総合体育館などの空調設備が緊急性は高いと考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

今回の整備に当たっては、ただ今、担当課長のほうから、それぞれ説明をしたところでございます。その場所そのものは、ほとんどが空調設備が入っておりまして、あの施設の中で唯一整備していないのが、「赤とんぼ」の部屋といえますか、一部分の部屋でございます。

先ほど担当課長が言いましたように、暑くなってきた、それから場所柄、階段を上がってきたりするわけですので、どうしてもこの空調施設が必要ということを観光の面から今回するわけでございます。

今質問でおっしゃいました防災上の面からは、今後、昨年の防災計画がございましたけれども、それについては、担当課長が先ほど言いましたような、第1次、第2次、第3次避難ということで、それぞれ指定をしながら整備をしているところでございます。

今後においては、その防災上の観点から、やはり整備するところは整備計画をしながら、財政面が非常に何億円というお金が必要という話でありますので、財政上の観点からも考慮しながら、そして先ほど言いますように、町民の皆さん方の健康上、身体、そういう健康上の観点から、計画性を持ちながら整備を進めていこうと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。今、答弁をいただきましたけれども、平和教育も観光も、私も非常に大切だと思っておりますが、夏になると子どもたちが体育館の中で汗をかきながらスポーツをしております。本当に昔と違う暑さでございます。熱中症なども命の危険もあります。

また、災害が起きれば、先ほど言いましたように、命と暮らしを守ることが優先と考えます。新聞などを見ますと、国は、今回予算の中で避難所の空調設備には力を入れているようでございますので、是非、今年度の補正予算、もしくは令和8年度の当初予算に、体育館などの避難所に空調設備の予算を組んでいきたいと要望するものでございますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） 確かに地球環境そのものが変わってきておりますし、昔と違ってきて非常に暑くなっております。そういう中で、子どもたちが体育館を使って体力、心身共に鍛えるということについては、私は質問議員とは少々考えが違います。全てそこに冷房を入れて暖房を入れて、本当にすべきかということをおっしゃるけれども、私は、やはり子どもたちも汗をかきながらするということが、私は絶対必要と思っておりますので、そういうのを含

めまして、今後、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。ありがとうございます。町長は、子どもたちがスポーツをするときに、汗をかきながらするのが普通だろうと言われましたけれども、昔は私たちのときには30度ぐらいだったんですけども、40度を超えることが非常に多くなりますので、是非とも住民の命、そして財産を守るために、どうぞ予算を組んでいただきますようお願いいたします。質問とさせていただきます。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 49ページの不動産売払収入の中の1,514万2,000円、これは立木ですけど、これはありがたいことですけど、今現在、立木を切るときに、自分、機械で道を造って切って出すわけですけども、昔は河川で出しよったわけです。その後の、切った後のその作業の道ですね、そこの土砂崩壊につながらないかなと常に私は懸念しているんですけど、そこのお考えを教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 森本町長。

○町長（森本 完一君） お答えいたします。

町有林につきましては、町が森林組合等に委託しながら町有林を全抜したりしているわけでございます。御質問いただきました点につきましては、しっかりと現場担当のほうにも申しつけて、現場を確認し、もしそういう危険な場所があるということであれば、やはり河川に切り替えるとかそういうことを検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 次、109ページ、慰霊塔の公園看板作成業務、これが10万円ほど上がっておりますけども、これについて、どういうふうな看板を作られるか教えてくださいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

看板につきましては、今まで立っておりました標柱のほうが腐食しまして、現在ない状況になっております。作成する看板につきましては、金属製のものが腐食に強いものを設置するというようなことで考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。次、131ページ、人吉球磨広域行政組合負担金斎場費負担金、これが令和5年で641万6,000円、令和6年度は356万2,000円、これが修繕完了のためという説明がありました。今度693万3,000円、上がっているんですけども、これはどういうふうな計上でしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

令和7年度につきましても修繕料が上がっております。火葬炉が高熱になるために度々と言いますか、毎年ではありませんが、度々修繕が必要となっております。あと台車のオーバーホールにつきましても7年度で実施するという事で負担金のほうが増となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。4番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。先ほどから学校設備に関して質問が相次いでおりますが、２００ページの上段の学校施設整備事業の中で、西小学校、木上小学校については予算化されております。私は、令和６年第１回の一般質問の中で、体育館の空調設備等については、学校施設環境改善交付金というのが利用できるんじゃないかということで御提案をさせていただいておりました。

しかしながら、体育館等については予算が上がっていないということで、先ほどから町長も答弁をされておりますが、今回、この環境改善交付金には乗っかれなかったから予算化はされていないということでしょうか。それとも、高額な見積金額が出たからということでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

体育館の空調設備につきましては、質問議員から議会での質問もいただいたとおり、私どもとしても必要なものということで計画を進めてきたところです。

令和６年度において、体育館の空調設備整備に、どこが優先的かというところで検討したところ、木上小学校が避難所の第２避難所ということになっていたという経緯もありまして、木上小学校の体育館の空調設備というのを計画したところです。

方法は幾つか検討したんですが、電気設備業者さんの、工事業者さんのほうに見積りを依頼しまして、直接、工事業者さんに見積りをいただいた上で工事発注した上で、必要などころについては変更等をやっていけばいいかなというところで、設計をしないまま工事業者さんに見積りをいただきました。

経緯としては、私どもの想定した予想外の経費の見積りが上がってきております。１億２、５００万円ほどの見積りでございました、体育館１館当たりですね。私どもとしては四、五千万円では、できるだろうという見込みでおった関係上、あまりにも高額だったものですから内容を精査しましたところ、木上小学校につきましては、体育館の空調設備、それに天井板の断熱設備工事、それから高圧受変電設備「キュービクル」の新たな設備、それから配線工事、その他もろもろを含めて１億２、５００万円ほど必要だという見積りでございました。

ただ、私どもとしては、断熱工事、それからキュービクルの新設、そういったものが本当に必要なのかどうかというのを判断ができませんので、できますれば、改めてですけど設計業務からやりたいということで、令和７年度に予算をお願いしたところではございましたけれども、計画が、まだまだ木上小学校以外のところも含めた全体的な計画が出来上がっていないというところもあって、財政との協議の中で、その部分の予算が今回は計上できなかったという経緯がございます。

したがって、今後につきましては、学校のどこが優先的に必要などころになるのか、優先順位、それから全体の工程スケジュール等を見た上で、改めて可能であれば設計業務をさせていただいた上で工事に取り組んでいければというふうに思っております。

御指摘のありました環境施設整備交付金につきましては、令和８年度までという限定的なものが、今回新たに国のほうで制度を延長するというので、２分の１の交付金を活用できる期間が、また延びておりますので、その期間を含めて、整備計画を新たに作った上でやっていければというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ４番、早田議員。

○議員（４番 早田 和彦君） ４番。交付金事業の期間延長ということで、非常に私も期待しておりますので、通常であれば３分の１が２分の１になるという交付金事業でありますので、是非検討をされながら予算計上をしていただ

ければと思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑ありませんか。10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ページ48ページになります一般会計でございます。寄附金のふるさと錦寄附金6,000万円を計上してあります。この額は、現在、令和6年度の現在の収入見込額並みの予算計上でありまして、一つの予算編成上の手法だとは思いますが。並みに組んであるのはですね。町長、先日、所信表明の中で、大変このふるさと錦寄附金は貴重な財源であると、町の振興のために貴重な財源であるということで述べられております。

それで、令和7年度の取組の強化策といいますか、考え方について、担当課長、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、議員おっしゃいますとおり、一般質問でもお尋ねされたり、昨年度と比較しまして約3億円の減ということで、担当課としまして、随時、取組を行っているところです。このたび令和6年度予算で計上しておりました新商品開発の商品も完成したということで、そちらのさらなる強化、PRの強化ですね、錦町産の農産物を使っておりますので、ふるさと納税の本来の趣旨であります錦町の魅力発信ですね、そちらの継続的取組、あと今年の1月24日付だったんですけども、町のほうでプロジェクトチーム、ふるさと納税寄附額向上プロジェクトですかね、そちらも来年の令和8年3月31日までの任期でプロジェクトチームもできておりますので、そちらとも連携を図りながら、寄附額のさらなる向上に努めてまいりたいと考えております。来年度、令和7年度の補正予算で、この寄附額を増額の上程ができるように、担当課としても頑張っておりまして取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ありがとうございました。

私も度々、このふるさと寄附金ことについては、議会等でお尋ねしているところです。したがって、担当課のみでなく、全庁挙げてということも話したことがあります。今の課長答弁のように、色々な相手があることで、なかなか簡単には行きませんが、よろしく努力をしていただきたいと思います。それで、そういったことを踏まえて、どうか今後、増額補正につながるような努力を期待しておきたいと思っております。

それからもう一点、ようございますか。議長、ようございますか。ページの167ページ、これは、ちょっと質問が先ほどと重複する部分もあるかと思いますが、人吉海軍航空基地の私は指定管理者に対する管理料のことについてお尋ねするわけですが、海軍の活用事業については、担当課はじめ様々な努力、様々な国庫補助金等を活用して、観光客や、或いは修学旅行の誘客に懸命に努力されているということは理解するわけでございます。

結果として、私が何を言いたいかと言いますと、そういった努力が、令和5年度から5年間ですか、上限を2,500万円とする委託料を議会でも議決しているわけですが。私は、この努力の結果が、やはりこの指定管理料の減額、金額で多い少ないじゃなくて、少しでも金額が減るような結果が出ればなというのを考えているわけですが、その辺のこの考え方について、担当課長、お尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

ただ今議員おっしゃいましたとおり、令和5年度からの指定管理に伴いまして、各年度2,600万円を限度とし

た合計5年間ですね、1億3,000万円の指定管理委託料を設定させていただいているところです。

まず、始まりの令和5年度に関しましては2,600万円でスタートしまして、令和6年度は100万円減額した2,500万円の委託料を計上して、今それで運営支払い等を行っているところです。

指定管理委託料に関しましては、四半期ごとに支払う関係上、今年度に関しましては625万円ずつを4回に分けて払うという手法になっています。今、まだ3回支払ったところで、4回目は今年の4月に支払いを予定しているところで、決算の関係上、3月末までの決算となっているところから、今後、入館者も、幸い昨年の1万8,311人を、もう上回って、3月12日現在、委員長の報告にもございましたが、1万8,733名と、あとカフェの利用料とか、その辺も上がっておりますので、その辺を精査して、その625万円の中で調整をする予定ではございますけれども、今年度がどうしても、物価高騰、電気料の高騰等のあおりも、ちょっと受けているようでございますので、そのような観点から令和7年度予算計上時には、まだ全体が見えていなかったということもございまして、令和7年度も同額の2,500万円を計上したところです。

今後は、そのような考え方で、最後の支払い等で入館者に応じて調整していければと、少しでも減額できるよう、一番理想は、もちろんゼロになることですが、そのような調整を行っていくというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 10番、金山議員。

○議員（10番 金山 民幸君） 10番。ありがとうございました。この指定管理料につきましては、同資料館の設置条例に、定期に収支の報告をなさうということがあります。ですから、担当課としては、その報告を元に様々な指導等もされていることと思います。その一つは、この維持管理につきましても、物価高騰の折、なかなか簡単には削減はできないと思いますが、そういった姿勢を示してもらえばありがたいことと思っております。どうか今後とも、この資料館が目的に沿った運営になりますようお願いをして質疑を終わります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ここで休憩します。7分ほど休憩します。休憩後は11時10分から開議します。

午前11時03分休憩

午前11時10分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き議案第3号から議案第8号に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） 9番。233ページの学校給食、高圧受電設備更新工事230万4,000円。令和6年度は計上していないんですけども、これは何か機械の取替えか何かですか。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

給食センターの高圧受電設備につきましては、センターの整備以来、更新等を行っておりません。これまでも修繕等は、随時行ってまいりましたが、もう経過年数が約20年近く経過したというところもあって、点検をしていただく業者の方から、もう更新をかけておいたほうが良いと、突然故障したりすると給食が作れないということになってしまいますので、ある程度経過したところから新たに更新をかけるということになっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） ありがとうございます。それと、国保の29ページ。12節の中学生血液検査業務委託料、尿蛋白、糖負荷と持続自己血糖、これは中学生のあれと考えていいんですか。

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

血液検査だけが中学生の、国保の被保険者の中学生のみ、あとは通常の一般の被保険者の方になります。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 9番、池田議員。

○議員（9番 池田 秀晴君） その下の、令和6年度は持続自己血糖測定事業委託料というのは載っていなかったのですが、令和7年度の計上された経緯をちょっと教えていただきたい。221万円。持続自己血糖測定事業委託料とありますけど。これは令和6年度の当然なかったというのは、

○議長（荒川 孝一君） 吉田保険政策課長。

○保険政策課長（吉田 誠二君） お答えをいたします。

これですね、血糖値を測定するリブレという機械がありまして、その委託料30名分を計上しております。以上です。

○議長（荒川 孝一君） 池田議員、3回です。次まで、また。

○議員（9番 池田 秀晴君） 最後ですけど。今の……

○議長（荒川 孝一君） 池田議員、3回。また、次のときをお願いします、挙手で。1項目、3項目、1挙手、3回までです。

ほかに質疑はありませんか。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 教育振興課にお尋ねいたします。213ページです。ALT、いわゆる外国語指導助手についてのお尋ねでございます。

今期も一生懸命活動されているとは思いますが、大ざっぱな言い方ではありますが、どんな活動をされていて、これも課長の主観的な考えになるかもしれませんが、どのような効果があった、ここを教えてください。

○議長（荒川 孝一君） 尾方教育振興課長。

○教育振興課長（尾方 良一君） お答えいたします。

ALTにつきましては、現在3名を町で雇い、1人を業務委託ということで、4名配置にて各学校に配属しております。基本的には、週の4日間は学校に、それぞれALTは配置して、学校の英語の授業の、中学校であれば英語授業の先生と一体となって授業を行っております。

それから小学校につきましては、担任といいますか、担任の教師と一緒に、子どもたちの英語・外国語授業のときに一緒に授業を行うということになっております。週の1日、水曜日だけは役場勤務になっておりまして、その際には、町内にある保育園との交流を行うということで、年間20回ほど保育園に通っております。

それ以外にも、活動としましては、町主催のイベントとして、英語の発表大会ですとか英語の意見交換会、それから、今年度につきましては、一般向けの英会話教室、毎週1回、夜、行っておりまして、年間12回を計画して実施しております。

それ以外には、英検を受ける中学生の二次試験のときのヒアリングテストの際のお手伝いをする活動を行っております。基本的には、学校が中心での活動というふうに考えております。

効果としましては、私個人的な感想という形になるかもしれませんが、子どもたちが、英語に対しての違和

感というわけではないですけど、触れ合い、なじみやすくなってきているのかなというふうには考えております。

一方で不安となるのは、やはり中学校になりますと、テスト形式の筆記試験とかがございますので、ALTとは、どちらかという会話を通じての英語教育になっておりますけど、今、錦中生も含めてですが、筆記のほうが、やはり弱点だなというのをちょっと感じておりますので、そういったところも含めてALTを活用してできればいいかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） ありがとうございます。いろんな効果があると思うんですね。これは費用対効果ではないと思います。

やっぱり私が小学生の頃、中学生の頃というのは、外国人と接するというのが、ほとんどなかったんですね。それが当たり前のように、学校に、イギリスの人だったりアメリカの人が、若い人がいるわけですから、これもアレルギーというか、英語に対するアレルギーというのが、全くとはあれですけど、なくなっているということで、より一層、このところは進めていただきたいと思ひますし、英会話教室ということも始められたということで、本当に地域との関わり合いですね。

あるALTは、分館対抗のミニバレーに出たりとか、あと文化祭で吹奏楽部のところでトロンボーンを吹いてましたね。ああいうふうに学校の中、それと分館対抗とかの反省会とかもやっているかどうかは知らないですけど、そういうコミュニケーションを取ることによって、子どもたちだけではなくて私たち大人だったり社会人のほうともコミュニケーションを取りながらという効果もあるかと思ひますので、より一層、ALTの方との交流を、地域の皆様も含めてやっていただければと、私もやっていきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありますか。6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。7款商工費の事項別の823の12節ですけど、オープンイノベーションによる開発商品PR業務委託料、1,000万円組んでありますけれども、この内容についてお尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

先ほどの10番議員さんの質問とちょっと重複するところもございますけれども、令和6年度予算で新商品の開発の予算を組んでおりました。このたび、18種類の商品が完成しましたので、そちらを令和7年度では売り込んでいくという予算になります。

具体的に申しますと、ラジオ番組等でのPRでありましたり、首都圏百貨店等でのイベントスペースでの催し事でありましたり出張販売等ですね、あと雑誌の掲載という、今後は、その商品を錦町の魅力を発信する、売り込んでいく、お店等に取り扱っていただくという予算になっておるところです。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。内容は分かりましたけれども、先ほど10番議員の中で、ふるさと納税の返礼品としても扱うということですけども、私、この売上げというのは収入になると思うんですけども、その管理というのは、どこでされるんですかね、お尋ねをいたします。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） お答えいたします。

開発された商品は、それぞれ販売者が、例えば、観光協会でありましたり、農家さんでありましたり、あと委託業者というところの18種類となっておりますので、その商品管理云々につきましては、それぞれの開発されたところで行っていくということにはなりません。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 6番、石松議員。

○議員（6番 石松まゆ子さん） 6番。分かりましたけれども、今18種類ぐらい商品ができたと言われましたけれども、どういう商品ができたのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（荒川 孝一君） 岩尾企画観光課長。

○企画観光課長（岩尾 和文君） では、かいつまんでお答えいたします。例えば、梨を利用しました梨のジェラートでございましたり、アルファ化米を利用しました5年保存できる非常食ですね、「簡単ご飯」という白米とわかめご飯。あと、生姜を活用しました「有機生姜パウダー」、あと米粉と緑茶を活用しましたスイーツ関係ですね、パンとかスイーツ、あと甘酒、そのようなものが開発されたところでございます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） 8番。77ページの予算書の中で、今回、西グラウンドゴルフ場のトイレ新設工事ということになっておりますが、これは去年、西地区の区長が連名で要望書を出されて、それに町からそれに沿った対応をしていただき、大変ありがたく思っておりますが、このトイレ新設工事の場所というのは、現在のグラウンドゴルフ場は、どの辺に建設を予定されているのでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

今後、実際使用されている方との打合せも必要となりますが、現在想定しているのは、グラウンドの東側を想定しています。ただ、そこに防火水槽とかがありますので、そういったところの調整が、まだ必要なと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） この予算書の中で、その上に町有地のフェンス取替工事とありますが、これは同じ敷地内のところのフェンスのことですかね。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えします。

今回、トイレを設置するところの予定地にフェンスがありますので、その部分になります。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 8番、岡田議員。

○議員（8番 岡田 武志君） このフェンスも大変古いフェンスでありますし、ただ、このフェンスが、今の町道沿いですね、南側のフェンスのグラウンドゴルフ場の敷地内のほうに、土砂というか、2メートルぐらいの幅でずっと道に沿って土砂が残っているんですよ。これは前、町道を改良工事をしたときの余った土砂がそのまま残っているのではないかなというふうに自分は思っているんですけども、今回このフェンス工事をなさるときに、この土砂も一遍に撤去してもらえれば、今のグラウンドゴルフ場が、例えば、トイレがつくことによって少し狭くなっても、その

分の土砂の撤去によって面積は確保できるのじゃないかというふうに思いますので、その点も考慮していただきたい
と思います。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） 今度は住民福祉課のほうにお尋ねをいたします。錦町に在留外国人は今何人いらっしゃる
のでしょうか。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

2月末現在で113人となっております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 2番、丸小野議員。

○議員（2番 丸小野聖一君） なぜこういうお尋ねをしたかと言いますと、実は3月14日、先週の金曜日の新聞記
事に、在留外国人が国想定のに、24年末で376万人、376万人の在留外国人がいらっしゃるって、錦町には
113人の方がいらっしゃるって。

376万人というのは熊本県の人口の約2倍でございます。その記事の中で、この3年間で100万人増加してい
るという内容でございます。

国としましては、2067年に人口の約1割が外国人になるのではないかと。要は、出生率が下がって人口が減っ
ていく中で、外国人が直近3年間で100万人増えているわけですから。

そういう中で、今、錦町の約1%というところが外国人ということなんですが、御質問なんですけど、例えば、専
門の相談窓口とか日本語の教育をやるところはありますか。それと、その計画はありますか。住民
福祉課長にお尋ねします。

○議長（荒川 孝一君） 山園住民福祉課長。

○住民福祉課長（山園 琢磨君） お答えいたします。

議員おっしゃる日本語の教育機関とか、その辺は、まだ現在、計画はございません。現在、窓口対応も、日本語が
分かれる方がついてこられたり、あとは英語のパンフレットがございますので、外国人の方はスマホを持っておら
れまして、スマホで英語のパンフレットを写すと母国語に変換するというようなソフトもあるようでございますので、
取りあえず現在のところは現状で対応できているという状況です。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 丸小野議員に申し上げます。これは当初予算と関係ある事項でしょうか。

○議員（2番 丸小野聖一君） 検討していただきたい事項として、予算の中に組み入れてもらいたいというような意
味を込めています。

○議長（荒川 孝一君） では、最後にお願いします。

○議員（2番 丸小野聖一君） はい。すみません。そういうことでございますが、現在、人吉球磨に外国人を雇用し
ている企業が約140社で、現在、人吉球磨では835人の外国人の方がいらっしゃいます。本当に1967年に
1割ということなんですけど、例えば、2040年とか2050年ぐらいには人口の約1割ぐらいが外国人になっ
たとすれば、いわゆるコストをかけて相談窓口を作るとか、翻訳機を入れるとか、いろんな考え方があるかと思
いますので、1割行ってしまってから考えるというよりは、今から早急に考えるべき事項だと私は考えますので、今後、是

非ここら辺も予算に、来年とは言いませんが計上していただきたいということで質問を終わりたいと思います。
以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質問ありませんか。3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） ページ数は73ページについてお尋ねいたします。これは総務課関係なんですけども、ガバメントクラウド回線使用料ってありますけども、本年度1,681万9,000円ですかね、新たにできた予算ですけども、これについて、今年度までが移行期間ということでの使用料だと思いますけども、まだ未知数なところもありますけど、次年度、この分が増額になるのか、想定でもいいですけども。それと財源として国庫の負担とかあるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

ガバメントクラウドにつきましては、令和8年度から本格運用となりますけれども、移行期間であります令和7年度の、この1,681万9,000円に関しましては、補助対象となっております。以降、令和8年度以降につきましては、ランニングコストとして一般財源で対応していくことになるかと思っておりますけれども、現在の見込みでは、この令和7年度予算よりは減額するだろうということで見込んでいます。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） 3番、梶原議員。

○議員（3番 梶原 誠二君） 3番。標準化システムは、もともと効率化による経費削減といいますが、それが目的ですけども、実際のところ、この金額が新たな財源負担となるような方向になるようですか。

○議長（荒川 孝一君） 有瀬総務課長。

○総務課長（有瀬 耕二君） お答えいたします。

実際、令和8年度からこの費用が出てくることは間違いありませんが、全国的に国のほうへも、この費用を減らしてほしいという要望をしているところです。

また、システム全体を考えますと、今後のシステム改修費用とかは1回で済むとかいう経費削減できる部分も出てきますので、全体的に見ていく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○議長（荒川 孝一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、議案第3号から議案第8号までの一括討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。よって、これから採決に入ります。

お諮りします。議案第3号令和7年度錦町一般会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第4号令和7年度錦町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第5号令和7年度錦町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第6号令和7年度錦町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

お諮りします。議案第7号令和7年度錦町水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第8号令和7年度錦町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 陳情第1号

○議長（荒川 孝一君） 日程第7、陳情第1号水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書についてを議題とします。

本件については、総務建設常任委員長に付託しておりましたので、ただ今から審査結果の報告を求めます。総務建設常任委員長、吉田眞二議員。吉田委員長。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） 令和7年3月19日、錦町議会議長、荒川孝一様。錦町議会総務建設常任委員会委員長、吉田眞二。

陳情審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、錦町議会議規則第74条の規定により報告いたします。

記。受理番号、陳情第1号。付託年月日、令和7年3月11日。件名、陳情書、水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める。審査の結果、採択すべきものと決定。委員会の意見、願意妥当。措置、意見書提出。

以上、報告を終わります。

○議長（荒川 孝一君） 委員長報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。吉田委員長、自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

審査の結果は、採択であります。

お諮りします。陳情第1号水俣病の早期解決を国へ要望する意見書の採択を求める陳情書については、総務建設常任委員長の報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択することに決定しました。

ただ今、総務建設常任委員長から、発委第1号水俣病問題の早期解決を求める意見書の提出についてが提出されます。お手元に配付してあります。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程配付のため、暫時休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

○議長（荒川 孝一君） 休憩前に引き続き開議します。

追加日程第1. 発委第1号

○議長（荒川 孝一君） 追加日程第1、発委第1号水俣病問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由を求めます。総務建設常任委員長、吉田眞二議員。吉田委員長。

○総務建設常任委員長（吉田 眞二君） それでは、発委第1号水俣病問題の早期解決を求める意見書の提出について説明を申し上げます。

水俣病は、公式確認から69年という長い年月が経過しようとしていますが、いまだに救済を求める人たちが後を絶たない現状にあります。これは、住民の命と健康を守るべき行政にとって憂慮すべき事態であり、被害者の方々が生存されているうちに解決しなければならぬ重要な課題です。

したがって、一日も早く水俣病問題を解決されることを要望するため意見書を提出するものです。

なお、内容の詳細と提出先については、別紙意見書のとおりです。

以上、提案理由の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（荒川 孝一君） 提案理由の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。吉田委員長、自席へお戻りください。

それでは、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。よって、これから採決に入ります。

お諮りします。発委第1号水俣病問題の早期解決を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、発委第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第8. 錦町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（荒川 孝一君） 日程第8、錦町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、大坂間弘美さん、久保田利昭さん、石田親子さん、末吉厚則さん、選挙管理委員補充員には、久保田健嗣さん、松田こずえさん、米田明美さん、税所鉄男さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今議長が指名した方を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、ただ今、指名しました大坂間弘美さん、久保田利昭さん、石田親子さん、末吉厚則さん、以上の方が選挙管理委員に、久保田健嗣さん、松田こずえさん、米田明美さん、税所鉄男さんが、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただ今、議長が指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただ今議長が指名した順序に決定しました。

なお、当選者への告知は、後ほど文書で行います。

日程第9. 議員派遣の件

○議長（荒川 孝一君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣したいと思いますのですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認め、議員派遣の件については、名簿のとおり派遣することに決定しました。

日程第10. 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（荒川 孝一君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各委員長からお手元に配付してありました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 孝一君） 異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

○議長（荒川 孝一君） 本日予定されました日程が全部終了しました。

これにて、令和7年第1回錦町議会定例会を閉会します。

午前11時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

